

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和5年第1回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年1月12日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時03分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども施設運営課長	蜂谷 勝己 私立保育園課長
	平塚 晃夫 子ども施設入園課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	森田 路子 教育相談課長
	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長	大久保 慎也 中央図書館長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 菊地 崇 子ども政策課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年1月12日

第1回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから、本年第 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に早川委員、倉橋委員をご指名いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 1 号議案「足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 1 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料 4 ページ、第 1 号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

今回の改正内容は、項番 2 に記載のとおりです。

まず、千住保育園についてですが、こちらの民営化が昨年 3 月に選定されたため、別表 1 から削ります。

次に、文言の調整です。これまで、「子ども施設指定管理者選定等審査会」となっておりましたが、「等」の位置を変更いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 1 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第 1 号議案「足立区に

おける保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 2 号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 2 号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料 8 ページをご覧ください。第 2 号議案説明資料です。件名、所管部課名は記載のとおりです。

まず、今回の改正理由です。保育所の送迎バスでの事件に関連して、児童の安全確保に関する内容について、国の省令改正がありました。これを受けまして、区の条例を改正するものです。

項番 2 の主な改正内容です。

まず、(1)「安全計画の策定」ですが、計画を策定して職員や保護者に周知するとともに、取り組みを実施したうえで計画を見直す項目を加えます。

次に、項番 2 (3) のとおり、「懲戒に係る権限の濫用禁止」の条文を、民法の懲戒権の規定などが削除されたことに伴い、削除いたします。

次に、項番 2 (4)「衛生管理等」の条項について、研修や訓練の定期的な実施といった具体的な文言が加わったため、合わせて改正いたします。

施行年月日は、令和 5 年 4 月 1 日です。ご審議をよ

ろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質問はございますでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 (保育所の送迎バスでの事件は) テレビ、新聞等の各種マスコミで非常に大きく扱われています。教育委員会としては、資料に記載されている対応策で十分だと考えているのでしょうか。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 これまで区として取り組んできた部分もありますが、今回は国から具体的な対応が示されておりますので、この基準に則って、より適正に実施されるよう計画の作成等を指導・支援してまいります。

○近藤委員 お願いします。

○教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、これより第2号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第3号議案「足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第3号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 資料13ページ、第3号議案説明資料をお開きください。

まず、項番1の改正の理由です。博物館法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

次に、項番2の主な改正内容です。「第8条 博物館協議会の設置」中の、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改めます。

施行年月日は令和5年4月1日です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第3号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか

ないようですので、これより第3号議案「足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○教育長 次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第4号議案「足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第4号議案について、森学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 それでは、資料16ページの第4号議案説明資料をご覧ください。件名は、「足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」です。

北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合に伴いまして、規則の一部を改正するものです。具体的には、項番2に記載のとおり、北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の通学区域を鹿浜未来小学校の通学区域とするものです。

詳細につきましては、17ページの新旧対照表をご覧ください。施行年月日は、令和5年4月1日です。ご審議をよろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第4号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問がありますでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 ここ何年かのうちに複数の統合がありました。これに伴って、学区域がとても広がっている印象です。小学校1年生の子どもたちが、学校まで安全に行ける距離としては、少し遠過ぎなのではないかと感じることがあります。

今後で構わないのですが、学区域の全体的な見直しは考えているのでしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 人口移動等を踏まえた全区的な見直しの機会には、ご指摘の点も考慮して進めてまいります。

○教育長 ほかにはご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第4号議案「足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

-----◇-----

○教育長 次に、日程第5「教育長報告」を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは(1)から(3)について、田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 18ページをお開きください。まず、「小学校図書館支援員派遣事業の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について」を報告いたします。所管部課名は記載のとおりです。

現在、小学校図書館支援員の派遣は週2日ですが、来年度から3年程度をかけて段階的に週4日へ拡充していくことを前提に、事業者を募集・選定いたしました。その結果、現在の事業者である図書館流通センターを選定いたしました。

項番8に記載のとおり、「受託実績が非常に豊富でノウハウを持っていること」「ノウハウを活かした学校支援が提案されていること」「月1回の支援員研修を実施しており、好事例が共有されていること」「巡回サポーターを定期的に学校に派遣するなどして、人材育成・支援体制が充実していること」が高く評価されております。

19ページには、特定までの経緯と評価委員会の委員構成、20ページには、評価結果を表にまとめておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、21ページの「中学校図書館支援員の名称及び勤務時間の変更について」を報告いたします。

中学校には、区が雇用した会計年度任用職員を配置しております。

現場からは、「学校図書館支援員」という名称が外部からの協力人材との印象が強いことや学校司書の

名称が法制化されていることを理由に、名称変更を希望する意見が多く寄せられておりますので、このタイミングで名称変更をいたします。

また、勤務時間についても変更いたします。現在の勤務時間は17時30分までであり、午後から放課後がメインの勤務時間となっておりますが、午前授業での活用や教員の勤務時間とのズレ解消を目的として、一部のモデル校で10時半から16時半の勤務を試行的に実施してまいります。

続きまして、22ページの「英語スピーキングテスト(E S A T-J)実施後の経過について」のご報告です。

12月13日の文教委員会において、スピーキングテスト関連の新規陳情が付託されました。内容は、「今年度については、スピーキングテストの結果を入試に活用しないほしい。来年度以降については、スピーキングテスト自体を中止してほしい。」というものです。

委員会での質疑では、「ほかの生徒の声が聞こえた」「前後半入替え制でやっている中で前半の声が聞こえたので、それを情報共有し合って後半に生かした」といった内容について、具体的な意見があったわけではないものの、様々な意見があることは承知しており、情報を集約して都に伝えていくと回答いたしました。そうしたところ、個別の聞き取りを実施すべきとの提案がありました。

その後の経過報告です。12月15日の特別区教育長会の中で、都からは、「声が聞こえたとしても、それが各自の回答に反映できるものではない」との見解が示されました。また、12月19日以降、私も直接都の管理職とやり取りをしておりますが、一貫して、「そのような音声は聞こえたとしても、自分の回答に影響を与えるものではない」との見解を示されております。

文教委員会の中で提案のあった生徒への聞き取りについてですが、受験直前の期間に「主観的情報と客観的情報を選別していく中で聞こえた情報を自分の回答に生かせるか」について、重圧を与えるような形

で確認することが適切なのか。また、12月18日の新聞報道で大きく取り上げられましたが、様々な考えがある対立的な動きの中で、足立区が独自の調査を実施することにより、足立区の子どもたちが対立構造に巻き込まれるのは適切ではないと判断し、(聞き取りの)実施を見送っております。

この件については、明日、大山教育長が東京都教育委員会を訪問して、項番3のアとイに記載している内容を書面で要望いたします。説明は以上です。

○教育長 次に(4)から(8)について、八尋教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長 23ページをご覧ください。「第5回足立区図書館を使った調べる学習コンクールについて」です。

昨年度は出品数が1万件の大台に乗り、本年度も1万1,480件と順調に伸びております。また、(小学校では)前回賞を取った子どもたちをはじめとして、作品の質が上がっております。一方、中学校については作品の質があまり上がっておりません。これは、作品募集をかけた時期と、部活動・学校行事の再開時期が重なり、十分な時間が取れなかったのではないかと考えております。

これを踏まえて、来年度は小中学校ともに、通知時期を4月に前倒し、テーマを考えて取り組んでもらえるようにいたします。

続きまして、25ページをご覧ください。「小学校社会科副読本『わたしたちの足立』の改訂について」です。

進捗状況の報告ですが、項番1の内容について改訂を行いました。

「表記の揺れや正確性に疑義のある表現を修正」「地図やグラフ等を最新のデータへと更新」、これに加えて巻末資料として区の歴史や伝統に係る内容を記載しております。来年度も、引き続き改訂作業を進めてまいります。

続きまして、31ページをご覧ください。「区立小中学校における『あだちからの日』等の推進について」です。

毎月末水曜日の午後を教員個人の時間として使えるように設定して参ります。土曜授業についても、これまで年間約10回実施していたものを8回以上とし、学習保証を徹底しながら教員の土曜出勤の負担軽減を図ってまいります。チラシもありますので、後ほどご覧ください。

続きまして35ページです。「『令和4年度第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査』報告について」です。

学校では、教育活動が活発になるのに合わせて子ども同士のトラブルが増えており、いじめの件数も増加していますが、一方で、解消率も上がっています。今後も丁寧に見ていく必要があると考えております。

また、「相談できる人がいない」割合が少し増加している件については、先ほどの「あだちからの日」も含めた教員の働き方改革を進める中で、教員と子どもたちが会話する時間を確保していきたいと考えております。

続きまして、40ページをご覧ください。「『SNSあだちルール』の改定について」です。

「SNSあだちルール」のチラシは毎年作っております。内容は、「パスワードを設定する」「写真・動画を許可なく撮影・掲載しない」といった具体的なものです。

今日、肝だと考えているのは、一番下の保護者の皆様への部分です。「必要ない場合は、子どもの前でスマホや携帯を触らない」と記載しており、子どもだけではなく、家族みんなで取り組むことが重要であると伝えております。説明は以上です。

○教育長 次に(9)について、森田学校支援課長、お願いします。

学校支援課長。

○学校支援課長 43ページをご覧ください。件名は「令和5年度小中学校用務業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について」です。

用務業務委託事業者について、今年度契約年数が3年目となる35校および新たに委託する1校の合計36校に関して、令和5年度からの契約の相手方

を項番3のとおり6社特定いたしました。申込事業者数、現在の受託者、提案価格は44ページに記載のとおりです。

項番7の業務期間は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までです。履行状況が良好な場合は、2回まで契約更新可としています。

項番8の特筆すべき提案概要、評価した理由、ポイントですが、「作業ごとのスケジュールが明確であり、人員確保も含め作業体制がしっかりと整っていた」「雇用が足立区民100%の事業者があり、雇用の方針として足立区民優先が徹底されていた」といった点です。

問題点、今後の方針ですが、定期監査結果報告書の中で、本業務は一般競争入札へ移行することが適切である旨の意見を受けました。検討した結果、令和6年度契約分より、プロポーザル方式ではなく一般競争入札にて事業者を選定してまいります。

47ページには、各評価項目の得点を示しておりますので、後ほどお目通しください。私からの説明は以上です。

○教育長 次に(10)について、学校運営部長、お願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 資料48ページをご覧ください。件名は「北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合の進捗状況について」です。

まず、統合校「鹿浜未来小学校」の校歌案についてです。昨年の11月17日に開催した統合地域協議会第13回全体会議において、校歌案が決定いたしました。作詞作曲は、同協議会から推薦があった佐々木祐子さんをお願いいたしました。今後は1月閉会中文教委員会への報告をはじめ、両校や周辺校の保護者、それから鹿浜地区の各町会、自治会の皆様へ周知を図ってまいります。

次に、項番2の各校の閉校式についてです。北鹿浜小学校は令和5年3月24日の午後1時45分から、鹿浜西小学校は同日の午後3時から開催いたします。いずれも卒業式の午後で開催する予定です。内容や

出席者は記載のとおりですが、詳細は各学校が検討して決定することになっております。

次に、項番3の鹿浜未来小学校の開校式についてです。開催日時は令和5年4月6日午前9時を予定しております。入学式当日の午前に開催する予定です。出席者については現在2校と調整しております。

なお、項番4のその他に記載のとおり、閉校式、開校式ともに、新型コロナウイルス感染症の予防に取り組んでまいります。私からは以上です。

○教育長 次に(11)について、安部子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 資料51ページをご覧ください。件名は「足立区子ども施設指定管理者の評価結果について」です。

区内公立保育園のうち16施設で民間事業者に運営を任せておりますので、その評価結果を報告いたします。

51ページには評価委員会の概要として、開催日時・会場、評価対象期間等を記載しております。

52ページをご覧ください。評価方法ですが、提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査等を行いまして、項番5(2)の1から22の項目について、評価しております。

次に、項番6の評価内容の改定についてです。前年度の評価委員会における指摘内容を踏まえて、評価方法の見直しを行っております。

4点を挙げておりますが、特に(4)の利用者アンケートについては、これまで結果のみ評価していたものを、回収率についても評価項目として考慮するよう変更いたしました。

53ページをご覧ください。項番7では令和3年度及び令和4年度評価の実施比較を記載しております。

続いて54ページをご覧ください。各園の評価を記載しております。なお、表の一番下の新田さくら保育園につきましては、区とのトラブルについて何度か報告をしているじろう会という事業者です。評価

時点で資料等が揃わなかったため、「評価不能」としてしております。

なお、当事業者とは継続的に裁判所の調停等を続けており、大方、当事者間では合意しております。この件については、次回の教育委員会定例会で改めてご審議いただければと思っております。

各園の評価の詳細については、別添の冊子をご覧ください。私からの説明は以上です。

○教育長 次に、(12)から(15)について、蜂谷私立保育園課長、お願いします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 私からは4件の報告をいたします。

まず1点目は「足立区待機児童解消アクション・プランの改定について」です。

別添資料で冊子を配付しておりますが、今回新たに見直した点、新たに設けた点を55～56ページに記載しております。

特に、56ページの項番3では、年度途中の待機児童の発生状況と対応策に関する新たな取組を記載しております。

57ページには、今後の対策として3点を記載しております。できるところから始めるということで、ベビーシッター利用支援や情報発信・情報提供に取り組んでまいります。

2点目は、「社会福祉法人朝陽会(旧南流山福祉会)の状況について」です。

日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会の状況報告です。前回報告時に、11月30日に指導検査へ入る旨をお伝えしました。

指導検査を実施したところ、新たな返還金560万円余が判明いたしました。人件費に係る運営費が勤務実績のない方に払われておりました。

新田三丁目なかよし保育園の400万円と合わせて、都合960万円余の返還金が生じております。

今後、再度、法人側と返還に関する分納等の話を進めてまいります。

3点目は、「いづみ保育園への対応状況について」です。

昨年度末に保育士の大量退職があったいずみ保育園の状況報告です。

こちらにつきましては、4月からの再開を目指して書類提出を促しておりました。提出期限だった12月23日時点でも一部書類が未提出であり、保育士の雇用関係書類は全く提出されていない状況です。

一方、保育士の確保につきましては、人材派遣会社等にお金を支払い、現在6名ほどの内定者が出たと報告を受けております。

4点目は、「足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金の返還請求について」です。

保育士に対して支給されている住居借上げ支援事業補助金の利用者について、住民記録を確認したところ、対象要件を欠くことが判明しましたので、当該保育士2名に対して返還を求めています。

各々100万余の返還金が出ており、都合230万余の返還金となっております。私からの説明は以上です。

○教育長 次に、(16)から(18)について、平塚子ども施設入園課長、お願いします。

子ども施設入園課長。

○子ども施設入園課長 まず、「ベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)の実施検討について」です。

昨年10月から、一時預かりでベビーシッター利用支援事業を開始しておりますが、今回は待機児童対策名目での実施となります。

利用対象となるのは、「0歳から5歳児クラスの保育所の申込みをしており、待機となっている方」または「1歳以降で育休が開けてそのまま復職される方」です。それぞれ利用上限があり、保育利用の区分に応じた利用上限時間を設定しております。

67ページをお開きください。ベビーシッター利用支援事業の事業費についてです。近隣区の利用率等を勘案して算出しております。

制度の開始目途を令和5年5月として準備を進めております。

次に、「待機児ゼロの維持に向けた地域型保育事業の欠員補助継続について」です。

地域型保育事業である小規模保育、家庭的保育につきましては、欠員補助の制度を設けておりますが、来年度も継続する内容の報告です。

小規模保育につきましては、今年度と同じスキームで継続したいと考えております。

家庭的保育につきましては、項番3(4)「補助要件(変更点)」で3点を記載しております。これを新たな条件として加えたうえで補助を継続いたします。

次に、「令和5年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について」です。

昨年度比で、来年4月の入所申込みは63件減少しております。申込みを受けた内訳は、窓口受付が半分程度で、オンライン申請は(昨年度比で)約3倍程度に跳ね上がっております。郵送は若干減っております。

71ページをお開きください。申込数ですが、1歳児以外は横ばい、もしくは減少しております。1歳児だけ93件も増加している状況です。こちらにつきましては、恐らくですが、育休の延長が関連しているのではないかと考えております。

項番2「オンライン申請の受付状況」ですが、0歳のいる家庭からの申込みが非常に多かった傾向です。

72ページをお開きください。「保育コンシェルジュの利用状況」です。

オンライン説明会は一方通行の説明ですが、オンライン個別相談は双方向でチャットをしながらの相談です。これを合算したオンラインでの相談件数は増加しておりました。また、区役所窓口での対応も増加しておりました。

毎年1月から3月にかけて、保育コンシェルジュを利用した方に対してアンケートを取っているのですが、昨年は利用満足度が100%でした。私からの説明は以上です。

○教育長 次に(19)について、橋本こども支援センターげんき所長、お願いいたします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 資料73ページをご覧ください。「令和5年度の医療的ケア児支援体制

について」です。

2点報告いたします。1点目は保育園についてです。令和3年度から3つの指定園で医療的ケア支援を行っておりますが、これに加えて、千住あずま保育園と大谷田第一保育園を新たに指定園の候補といたします。下の図をご覧ください。これにより、足立区5ブロックそれぞれに指定園が配置されることとなります。

2点目は小学校における医療的ケア支援の体制についてです。74ページに、昨年10月に実施したアンケート結果があります。この時点で、16名の医療的ケア児の在籍を確認しております。このうち13名につきましては、自らケアできることを確認しておりますが、残りの3名につきましては医療的ケアが必要な状況です。

(支援方法については、)項番2(2)ア、イ、ウに示す3方式があります。

この3方式により、小学校におけるケアを実践してまいります。実践する中で様々な課題が見えてくると思いますので、蓄積しながら支援体制を各地域に広げたいと考えております。説明は以上です。

○教育長 次に(20)から(22)について、森田教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 私からは3件の報告をいたします。

まず、75ページの『『こころとからだアンケート』の実施結果について』です。所管部課名は記載のとおりです。

項番1の目的ですが、児童・生徒のストレス状態を把握し、教員やスクールカウンセラーによる個別支援に役立てることです。

項番2、3は記載のとおりです。

項番4の調査結果ですが、(1)学年区分の特徴として、「眠れていない」や「やる気が出ない」と答えた割合は学年が上がるにつれて高くなっていました。

また、(2)身体的、情緒的影響と昨年度調査との比較では、全体的に昨年度より強いストレス反応の児童・生徒の割合が増加していました。

項番5の結果分析ですが、新型コロナウイルス感染症拡大以降の生活リズムの乱れや、友人等とのコミュニケーションの変化などが影響している可能性があると考えております。

項番6の今後の児童・生徒への対応ですが、集計結果を学校にフィードバックし、教員やスクールカウンセラーが対応することで心のケアにつなげてまいります。参考資料として、79ページから81ページに学年ごとの集計結果を添付しております。

次に、「特例課程教室あすテップの検証会議の結果について」です。

特例課程教室あすテップは、不登校特例校の類似の支援教室として支援の効果等を検証することになっておりますので、今年度の検証会議の結果を報告いたします。

項番1および2は記載のとおりです。

項番3の検証会議での報告内容について説明いたします。調査項目は、アからカの6項目です。調査項目の一部をピックアップして説明いたします。

3ア(イ)ですが、意識調査「②勉強は好きだ」「④将来の夢や目標を持っている」の項目において、全体よりもあすテップの生徒の方が肯定的な数値が高くなっておりました。

また、3ウ(ウ)ですが、通級による変化として、通級意欲や学習意欲が向上したとの回答が70%前後でした。

項番4の文部科学省、東京都、学識経験者の意見ですが、現行のあすテップの運営を評価する声が多くありました。内容については記載のとおりです。

今後の方針ですが、私立不登校特例校との具体的な連携内容等を踏まえて令和5年度中に決定いたします。あすテップの設置後3年間の検証会議は、今年度で終了となりますが、今後は学識経験者などから私立不登校特例校との連携や不登校対策全体について意見をいただき、取組内容をチェックしてまいります。

次に、「こども支援センターげんき綾瀬教育相談係の一時移転の終了について」です。

予定どおり、今年度末に足立区勤労福祉会館の大規模改修工事が完了いたします。これに伴い、現在の一時移転先から綾瀬プルミエ内に戻り、令和5年4月1日土曜日から業務を開始いたします。なお、引越し等の予定日は記載のとおりです。説明は以上です。

○教育長 次に(23)について、田ヶ谷生涯学習支援室長、お願いします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 資料89ページをお開きください。「こども未来創造館の議案説明資料の内容の追加等について」です。所管部課名は記載のとおりです。

令和4年第11回教育委員会定例会で説明した件について、内容の追加を行うものです。

項番2が、内容の追加等を行った箇所です。こども未来創造館の指定管理者はJVであり、「ヤオキン商事株式会社」「株式会社協栄」の2社で構成されております。当初は、各項目について(2社の)平均数値を記載しておりましたが、各社に分けて記載し直しました。(5)が財務状況調査の結果、(7)が平均勤続年数及び平均給与です。

なお、平均給与については前回の指定管理者指定時との経年比較も記載しております。

構成団体である株式会社協栄の平成29年度の平均給与につきましては、当時基本給のみを記載していたため、令和4年度と比べて金額が乖離しております。私からの説明は以上です。

○教育長 次に(24)について、大久保中央図書館長、お願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 資料93ページをご覧ください。「小学生向け電子図書館体験キャンペーンの実施について」です。所管部課名は記載のとおりです。

電子図書館を利用して書籍に触れる機会を提供することを目的に、令和4年11月から中学生を対象に電子図書館体験キャンペーンを実施しておりますが、対象を拡大したいと考えております。

項番2に記載しておりますが、今回中学生を対象

にキャンペーンを実施して、一定の成果がありました。また、区議会から小学生にも拡大してほしいとのご意見がありましたので、現・区立小学校4年生から6年生の約1万5,000人にも拡大したいと考えております。

項番3の実施方法・体験期間ですが、基本的には中学生と同様の仕組みを考えており、IDと仮パスワードを配付して、4月中旬から9月末までご利用いただきたいと思いますと考えております。

項番4の体験から登録につなげる取組みですが、当キャンペーンに合わせて区立図書館の利用登録をした方にタッチペンを配付する取組を中学生に実施しております。小学生もこの中に組み込み、先着5,000名に配布したいと考えております。

中学生向けキャンペーンの実績、小学生・中学生を合わせた電子図書館体験キャンペーン全体の目標値は、項番5、6に記載のとおりです。説明は以上です。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

早川委員。

○早川委員 まず、「英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施後の経過について」です。

当区においては、区議会宛てに「都立高校入試にESAT-Jの点数を加えることを中止してほしい」との陳情があったと聞いていますが、他区では同様の意見が出ているのでしょうか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 各種団体、保護者、教員関係者等から区議会宛てに陳情が出ているところはあるようですが、教育委員会として反対するように求める意見は、他区ではないと聞いております。関係者から様々な要請があるようです。

○早川委員 個人的な意見になりますが、当区教育委員会だけが反対の立場となることは避けてほしいと思います。

○教育長 教育委員会として、この件に反対することはありません。

ただし、「手続的な部分で不安を与えるようなことが無いよう努めてほしい」との内容は、(東京都に) 何度も伝えております。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかには、いかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 次は、「令和5年度の医療的ケア児支援体制について」です。

必ず、学校医の先生に情報共有を行ってください。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 承知しました。しっかり伝えたいと思います。

○教育長 ほかには、いかがでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 私からは2点伺います。まず、「特例課程教室あすステップの検証会議の結果について」です。

意識調査の「④将来の夢や目標を持っている」項目が、今年度は100%になっています。昨年度の56%から大きく向上していますが、どのように分析しているのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 はっきりとした分析等はできていないのですが、あすステップにおいて、将来の夢や目標を考えるような取組が実施できていたことが要因ではないかと考えております。

○倉橋委員 あすステップに在籍している子どもたち全員が、将来の夢や目標を持てていることは、とても難しいことであり、素晴らしいことだと思っています。

もう1点は「足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金の返還請求について」です。

この件はどのような経緯で発覚したのでしょうか。

また、(返還対象者は) 補助対象要件を理解していなかったのでしょうか、それとも理解したうえで誤魔化すつもりだったのでしょうか。

○教育長 私立保育園課長。

○私立保育園課長 まず、制度に関する(返還対象者の) 理解についてですが、利用にあたっては区・事業者から説明を実施しているため、知らなかったとい

うことは無いと考えております。

次に、発覚の経緯です。

1件目は、本年度の申請手続きの中で住民登録を確認したところ、婚姻しておりました。

住民票が同じ方がいたため、その方の情報を確認したところ、住定日(現住所に住所を定めた年月日)がかなり前の日付だったため、以前からの同居について事業者へ確認し判明いたしました。

2件目は、申出書に自ら同居人として記載してきたため、住民登録を確認しました。

そうしたところ、同じ住所に別世帯で住民登録があったため、以前からの同居について事業者へ確認し判明いたしました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○倉橋委員 当初は補助対象要件を満たしていたものの、その後の同居により補助対象要件を満たさなくなった事例だと思います。

変更があった時点で対応できていれば、(返還対象が) 複数年度に渡ることはなかったと思います。この点に関しては、区側も改善すべき必要があると思います。

○教育長 ご指摘ありがとうございます。ほかには、いかがでしょうか。

小関委員。

○小関委員 私からは2点伺います。まず、「特例課程教室あすステップの検証会議の結果について」です。

あすステップは、「なでしこ」と「はなほ」を合わせても17人です。

少人数のデータを分析して、正しい結果が把握できるのでしょうか。また、(母数が大きく異なる) 中学校全体のデータと比較すること自体に納得がいきません。

もう1点は、今後についてです。

学識経験者などから、私立不登校特例校との連携や不登校対策全体について意見をもらい、取組内容をチェックしていくとありますが、増加または減少どちらの方向性でしょうか。見通しを教えてください。

次に、『令和4年度第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査』報告について」です。

未提出が多いことが非常に気になりました。タブレットを活用した回収を考えているとのことですが、不登校の子たちが、タブレットを活用して提出できるのでしょうか。

また、「相談できる人がいない」ことについては、全小中学校に対して教育委員会から指導することですが、教員のスキルが向上しない限り困難だと思います。この点について、教育委員会および教育指導課としてはどのように考えているのでしょうか。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 あすテップに関するご質問ですが、分母が大きく異なるため、ご指摘はごもっともだと思います。

中学校全体と比較したのは、一般的な中学生の割合に対して、あすテップの子どもたちの割合はこの程度であると示すためです。そのような観点で比較していただくために記載しております。

今後の見通しですが、不登校のお子さんは増えております。あすテップでは、手厚い支援をしており、そういった部分が意識調査にも表れております。

「はなほ」では、まだ受け入れが可能であるため、1人でも多くの不登校のお子さんを支援したいと考えております。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、未提出についてですが、当課でも課題だと考えております。

次回からはタブレットで実施できるよう準備をしております。

また、未提出の子に対しては、これまでも電話、ポストイン、訪問とあらゆる手立てを取っていますが、閉ざされている家庭もあります。こうした家庭とは、アンケート回収云々の前に、学校との繋がりや関係性を構築できるよう、関係機関との連携を教員へ伝えてまいります。簡単な課題ではないと感じております。

次に、「相談できる人がいない」ことについてです

が、初任者の宿泊研修実施時に授業力を上げる前に人間力を向上させなければならないことを伝えております。

「この先生についていきたい」「この先生に話をしたい」と思われる人でなければ、相談されることはなく、信頼もされず、授業も聞いてもらえない。基本は人間力であると話しております。肌感覚ですが、対応の上手な若手教員が多くなってきていると感じております。

一方で、当課に寄せられる苦情や区民の声は、中堅・ベテラン教員によるものが多くを占めています。これは、昔の指導が通用しなくなっているためです。これまで通用していた触れ合い方では、今の子どもは振り向かなくなっているため、研修を通じて周知してまいります。併せて、管理職にもそのような状況を伝えてまいります。

本日、校長会があったのですが、「何のために、誰のために学校運営をするのか、授業をやるのか」を考えなければ、これからの時代に学校は生き抜いていけないとの話をしました。

そこにも関わると思うのですが、教員が子どもたちに信頼される人になれるよう、手立てを考えてまいります。

○教育長 ほかには、いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 「特例課程教室あすテップの検証会議の結果について」です。

83、84ページに意識調査の結果が記載されていますが、「勉強は好きだ」という質問項目が気になりました。

本音や実感していることが把握できるような質問項目にすべきではないでしょうか。ご検討いただければと思います。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 不登校の理由は様々です。勉強が理由で不登校の子がいる一方で、不登校ではあるものの、勉強に対する意欲を持っているお子さんもいます。

(該当の質問項目から、)そのような子ども達が、あ

ステップにこれだけいることをご理解いただければ
と思っております。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 教育委員会の考え方の一つとして、
子どもたちに一方的に知識を詰め込む教育ではなく、
子どもたちが自分たちで考え、「今まで分からなかった
ことが分かる喜び」や「自分の成長に気付く喜び」
を与えながら成長を促しております。

「今までできなかったことができる!」「勉強って
楽しいな、好きだな!」と思ってもらえることが、私
たちの目的の一つだと考えておりますので、区学力
調査の意識調査にも当項目を入れております。結果
が上がっていくことを願いながら、日々仕事に取り
組んでいるところでございます。

○近藤委員 今の説明で質問の意図がよく分かりまし
た。

○教育長 ほかには、いかがでしょうか。よろしいでし
ょうか。ないようでしたら、報告事項については終了
とさせていただきます。

その他ですが、何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第1回
足立区教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 4時3分閉会

令和 5 年 第 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和5年1月12日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第1号議案 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について……………	3
日程第2	第2号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	6
日程第3	第3号議案 足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について	12
日程第4	第4号議案 足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………	15
日程第5	教育長報告	
2 報告事項		
(1)	小学校図書館支援員派遣事業の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について 《田巻 教育政策課長》	18
(2)	中学校図書館支援員の名称及び勤務時間の変更について 《田巻 教育政策課長》	21
(3)	英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施後の経過について 《田巻 教育政策課長》	22
(4)	第5回足立区図書館を使った調べる学習コンクールについて 《八尋 教育指導課長》	23
(5)	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について 《八尋 教育指導課長》	25
(6)	区立小中学校における「あだちからの日」等の推進について 《八尋 教育指導課長》	31
(7)	「令和4年度第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について 《八尋 教育指導課長》	35
(8)	「SNSあだちルール」の改定について 《八尋 教育指導課長》	40
(9)	令和5年度小中学校用務業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について 《森田 学校支援課長》	43
(10)	北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合の進捗状況について 《森 学校運営部長》	48
(11)	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について 《安部 子ども施設運営課長》	51
(12)	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について 《蜂谷 私立保育園課長》	55

(13) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	5 8
(14) いづみ保育園への対応状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	6 1
(15) 足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金の返還請求について	《蜂谷 私立保育園課長》	6 4
(16) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の実施検討について	《平塚 子ども施設入園課長》	6 6
(17) 待機児ゼロの維持に向けた地域型保育事業の欠員補助継続について	《平塚 子ども施設入園課長》	6 8
(18) 令和5年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について	《平塚 子ども施設入園課長》	7 0
(19) 令和5年度の医療的ケア児支援体制について	《門藤 支援管理課長》	7 3
(20) 「こころとからだアンケート」の実施結果について	《森田 教育相談課長》	7 5
(21) 特例課程教室あすテップの検証会議の結果について	《森田 教育相談課長》	8 2
(22) こども支援センターげんき綾瀬教育相談係の一時移転の終了について	《森田 教育相談課長》	8 8
(23) こども未来創造館の議案説明資料の内容の追加等について	《田ヶ谷 生涯学習支援室長》	8 9
(24) 小学生向け電子図書館体験キャンペーンの実施について	《大久保 中央図書館長》	9 3

3 情報連絡事項

(1) 令和4年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について	[学校支援課]	9 5
(2) 令和5年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について	[学校支援課]	9 7
(3) おいしい給食フェアの開催結果について	[学務課]	9 8
(4) 区立園における「園運営に関するアンケート」結果について	[子ども施設運営課]	1 0 0
(5) 「令和4年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について	[私立保育園課]	1 0 6
(6) 令和5年「二十歳の集い」の実施結果について	[青少年課]	1 0 7
(7) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	1 0 8
(8) 「不登校の子をもつ保護者のための交流会第2回目」の実施結果について	[教育相談課]	1 0 9
(9) 足立区勤労福祉会館大規模改修工事に伴う図書受渡窓口の変更について	[中央図書館]	1 1 0
(10) 行事实施結果・実施予定	[生涯学習振興公社]	1 1 1

第 1 号議案

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
の送付について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の利用等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第
4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の見出し中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を
「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改め、同条中「足立区
子ども施設指定管理者選定等審査会条例」を「足立区子ども施設指定管
理者等選定審査会条例」に、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査
会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改める。

別表第 1 同千住保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

千住保育園を廃止するほか、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。

第 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 1 月 1 2 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例の送付について										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課										
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 区立千住保育園を民営化し、社会福祉法人太陽会が運営する私立保育所とするため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は、P 5 新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 別表第 1 同千住保育園の項を削る。</p> <p>(2) 第 2 7 条の見出し中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改め、同条中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例」に、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改める。</p> <p>3 参考</p> <p>(1) 施設の概要 足立区立千住保育園（定員：125名） 所在地：千住元町16番9号</p> <p>(2) 経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">日付</th> <th style="text-align: center;">経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 2 5 年 4 月 1 日～</td> <td>公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年 1 2 月</td> <td>千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年 3 月 1 6 日</td> <td>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年 4 月 1 日～</td> <td>事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。</td> </tr> </tbody> </table>	日付	経過	平成 2 5 年 4 月 1 日～	公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）	令和 3 年 1 2 月	千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者	令和 4 年 3 月 1 6 日	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定	令和 4 年 4 月 1 日～	事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。
日付	経過										
平成 2 5 年 4 月 1 日～	公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）										
令和 3 年 1 2 月	千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者										
令和 4 年 3 月 1 6 日	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定										
令和 4 年 4 月 1 日～	事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。										
今後の方針	区議会の議決を得られた際には、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。										

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後																
<p>第1条から第26条まで (省 略) (足立区子ども施設指定管理者選定等審査会への諮問)</p> <p>第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価に際しては、<u>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例</u> (平成23年足立区条例第32号) 第1条に規定する<u>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>第28条から第34条まで (省 略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立本木保育園</td> <td>足立区本木東町18番17号</td> </tr> <tr> <td><u>同 千住保育園</u></td> <td><u>足立区千住元町16番9号</u></td> </tr> <tr> <td>同 五反野保育園</td> <td>足立区足立二丁目26番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	名称	位置	足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号	<u>同 千住保育園</u>	<u>足立区千住元町16番9号</u>	同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号	<p>第1条から第26条まで (省 略) (足立区子ども施設指定管理者等選定審査会への諮問)</p> <p>第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価に際しては、<u>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例</u> (平成23年足立区条例第32号) 第1条に規定する<u>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>第28条から第34条まで (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立本木保育園</td> <td>足立区本木東町18番17号</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 五反野保育園</td> <td>足立区足立二丁目26番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	名称	位置	足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号	<u>(削除)</u>		同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号
名称	位置																
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号																
<u>同 千住保育園</u>	<u>足立区千住元町16番9号</u>																
同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号																
名称	位置																
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号																
<u>(削除)</u>																	
同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号																

第 2 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「
この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、第 7 条の次に次の 1 条を
加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るた
め、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安
全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含
めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に
関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における
安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」
という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければ
ならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者と
の連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容
等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限る」を加え、ただし書を削り、第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 1 月 1 2 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>昨今、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなる大変痛ましい事故が発生する中、児童の安全確保に関する内容等について、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 6 1 号) が公布されたため、これに伴い条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 安全計画の策定</p> <p>ア 家庭的保育事業者等は、事業所ごとに職員、利用乳幼児等に対して安全に関する指導や職員の研修及び訓練等の安全に関する計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。また、利用乳幼児の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>ウ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。</p> <p>(2) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準</p> <p>家庭的保育事業者等は、併設する社会福祉施設等で、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる。</p> <p>(3) 懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>児童虐待との関係で危険が大きい民法の懲戒権規定及び当該省令が削除されたことに伴い、当該条例から懲戒に係る権限の濫用禁止の条文を削除する。</p> <p>(4) 衛生管理等</p> <p>家庭的保育事業者等は、感染症又は食中毒が発生、まん延しないよう、職員に対し予防及び研修並びに訓練を定期的実施するよう具体的な内容へ改正する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>
<p>第1条～第5条（略） （保育所等の連携）</p>	<p>第1条～第5条（略） （保育所等の連携）</p>
<p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下<u>この号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下<u>この号及び第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2～5（略）</p>	<p>2～5（略）</p>

改正前	改正後
<p>第7条 (略) (新設)</p>	<p>第7条 (略) (安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、<u>家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、<u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 家庭的保育事業者等は、<u>定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
<p>第8条～第9条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは<u>_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>第8条～第9条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。_____</u></p>
<p>第11条～第12条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>第11条～第12条 (略)</p>
<p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るとき</p>	<p>第13条 削除</p>

改正前	改正後
<p><u>は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>ならない。 3～5 (略) 第15条～第49条 (略)</p>	<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。 3～5 (略) 第15条～第49条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

第 3 号議案

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
足立区立郷土博物館条例（昭和 6 1 年足立区条例第 7 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

博物館法の改正に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を
提出いたします。

第 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 1 月 1 2 日

件 名	足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 改正の理由 博物館法の改正に伴い、足立区立郷土博物館条例の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 博物館法の一部改正に伴い、以下の条文を改正する。 ※ 詳細は、P 1 4 新旧対照表参照</p> <p>(1) 第 8 条 (博物館協議会の設置) 第 8 条第 1 項中「第 2 0 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区立郷土博物館条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p> <p>第1条～第7条 （省略）</p> <p>（博物館協議会の設置）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。</p> <p>2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</p> <p>第9条～第10条 （省略）</p>	<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p> <p>第1条～第7条 （現行のとおり）</p> <p>（博物館協議会の設置）</p> <p>第8条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。</p> <p>2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</p> <p>第9条～第10条 （現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例 号）</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

第4号議案

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年1月12日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成13年足立区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1小学校の部北鹿浜小学校の項を削り、同部鹿浜西小学校の項中「鹿浜西小学校」を「鹿浜未来小学校」に、「鹿浜五丁目5番～14番」を「鹿浜四丁目26番～29番 鹿浜五丁目全域 鹿浜六丁目全域 加賀一丁目全域」に改める。

付 則

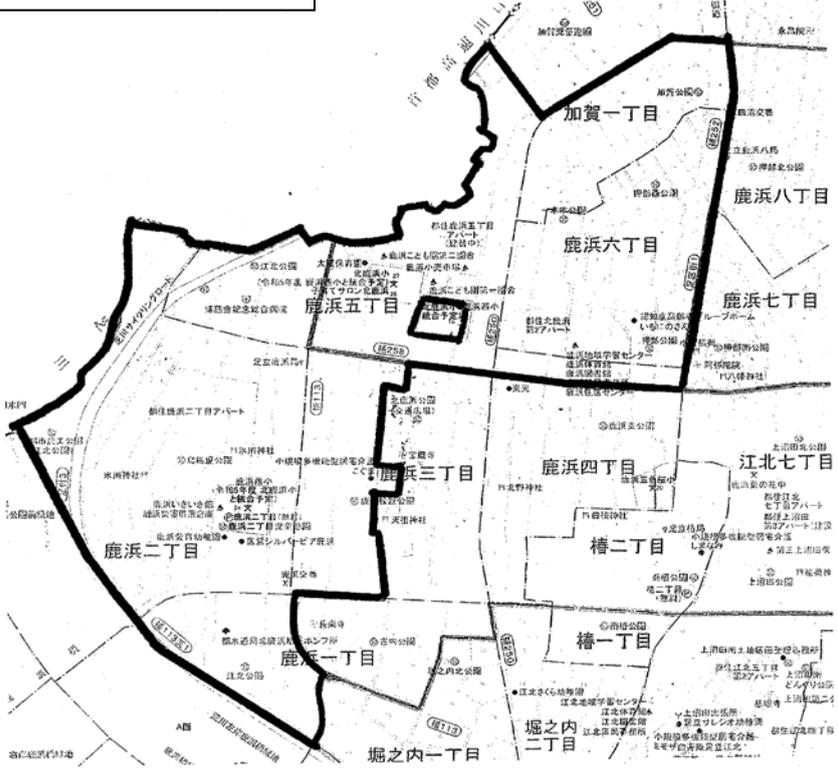
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合に伴い、通学区域を変更する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 1 月 1 2 日

件 名	足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
所管部 課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正の理由 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合に伴い、両校の通学区域を鹿浜未来小学校の通学区域とするとともに、所要の規定整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容（P 1 7 の新旧対照表を参照） 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の通学区域を、鹿浜未来小学校の通学区域とする。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <div data-bbox="379 996 1401 1870" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">鹿浜未来小学校通学区域</div>  </div>
今後の方針	

足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後								
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）								
	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>								
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）								
1 小学校	1 小学校								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">通学区域</td> </tr> <tr> <td>千寿小学校</td> <td>千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番</td> </tr> </table>	名称	通学区域	千寿小学校	千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">通学区域</td> </tr> <tr> <td>千寿小学校</td> <td>千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番</td> </tr> </table>	名称	通学区域	千寿小学校	千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番
名称	通学区域								
千寿小学校	千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番								
名称	通学区域								
千寿小学校	千住仲町全域 千住橋戸町全域 千住河原町全域 千住緑町一丁目全域 千住緑町二丁目全域 千住宮元町1番～13番								
(略)	(略)								
北鹿浜小学校	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>								
鹿浜西小学校	<p style="text-align: center;"><u>鹿浜未来小学校</u></p>								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">通学区域</td> </tr> <tr> <td>鹿浜西小学校</td> <td>鹿浜一丁目1番～11番 鹿浜二丁目全域 鹿浜三丁目3番～5番、13番～17番、21番～25番、30番、31番 鹿浜五丁目5番～14番</td> </tr> </table>	名称	通学区域	鹿浜西小学校	鹿浜一丁目1番～11番 鹿浜二丁目全域 鹿浜三丁目3番～5番、13番～17番、21番～25番、30番、31番 鹿浜五丁目5番～14番				
名称	通学区域								
鹿浜西小学校	鹿浜一丁目1番～11番 鹿浜二丁目全域 鹿浜三丁目3番～5番、13番～17番、21番～25番、30番、31番 鹿浜五丁目5番～14番								
(略)	(略)								

教 育 委 員 会 報 告

令和4年1月12日

件 名	小学校図書館支援員派遣事業の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>小学校図書館支援員派遣事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 小学校図書館支援員派遣事業</p> <p>2 業務目的、内容 (1) 学校図書館の環境整備 (2) 児童の読書活動の推進 (3) 学校図書館の活用充実</p> <p>3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社 図書館流通センター（代表者 谷一 文子） (2) 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号</p> <p>4 申込事業者数 1 事業者</p> <p>5 現在の受託者 株式会社 図書館流通センター</p> <p>6 提案価格 172,675,800円（税込）</p> <p>7 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、最長4回まで（令和10年3月31日まで）契約を更新することができる。</p> <p>8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) 図書館を専門とする総合支援企業としてのノウハウがあり、他自治体における類似の業務の実績が豊富で、効果的かつ適切な業務の遂行が期待できる。 (2) 教員と連携した学校の特色や学習内容に合わせた読書支援・学習支援について、様々な具体的企画を提案しており、児童の読書に対する興味を広げ学習内容を深めていく効果が期待できる。</p>

(3) 月1回の継続的かつ体系的で高度な研修の実施や支援員同士の好事例の共有に加え、業務推進員・巡回サポーターが巡回指導を行うなど、ノウハウを活かした学校図書館支援員の人材育成・支援体制が充実している。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和4年10月20日から令和4年11月1日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年 10月18日	選定方法や評価項目等の確認	—
—	令和4年 12月1日	提案書提出者の選定(※)	1事業者
第2回	令和4年 12月23日	事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング	1事業者

※ 参加表名者が規定数に満たなかったため、委員会は開催せず、書類審査及び財務診断のみで選定

イ 委員構成(計7名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	千 錫 烈 【委員長】	関東学院大学 社会学部 現代社会学科 教授
	藤田 利江	公益社団法人 全国学校図書館協議会 学校図書館スーパーバイザー
区 民	小野 昌晃	小学校PTA連合会代表 西新井小学校PTA会長
	田中 孝子	中学校PTA連合会代表 第一中学校PTA会長
区職員	荒井 広幸	教育指導部長
	田中 岳晴	東加平小学校長
	大久保 慎也	中央図書館長

ウ 審査項目及び審査結果

P20「足立区小学校図書館支援員派遣事業提案書特定結果」のとおり

今後の方針

令和5年4月1日からの事業開始に向け、学校及び事業者と調整し、事前の準備を進める。

足立区小学校図書館支援員派遣事業 提案書特定結果

対象業務名				配点		業者名
足立区小学校図書館支援員派遣事業						第一順位
項番	評価項目				得点	
	分類	指 標				
1	企画概要 175点	業務実施方針内容的的確性	派遣業務としての本事業に対する理解度(学校図書館の位置づけ、役割、機能、学習指導要領)、基本的な考え方・コンセプト等は的確であるか	70	175	63
2		業務の独創性	事業者の特性・専門性、ノウハウを生かした提案内容になっているか	70		60
3		業務実績	他自治体において当該業務に類似する業務実績があるか 業務の効果的な成果が期待できるか	35		32
4	業務体制 245点	業務体制の妥当性	従事者の人員配置、組織体制、労務管理は適切であるか	70	245	53
5		人員の資質の担保・向上	学校図書館支援員の資質を担保するための方策(研修等の実施による業務技術、能力等の資質向上の取り組み等)は十分なものか	70		56
6		人員の業務能力	学校図書館支援員の資格(司書教諭と同等の資格の場合の評価、経験年数)は十分なものか	35		27
7		法令順守の姿勢	学校図書館支援員の雇用形態、社会保障等において労働環境は十分なものか	35		29
8		緊急時対応の迅速さ・適切さ	緊急対応体制(事故発生、支援員の緊急代替、交換要望、苦情対応等)において学校・区教委との連絡調整が適切に行える体制になっているか	35		28
9	業務手法 175点	学校との調整や支援方法等の妥当性	学校、教諭等及び教育委員会との調整手法や図書館ボランティアや公立図書館等との連携による支援の具体的手法について、効果が期待できるか	70	175	55
10		基本的業務・環境整備業務の妥当性	カウンター業務、管理システムによる資料管理、学校図書館環境整備・利用推進等における遂行能力、事業実施上の工夫について効果が期待できるか	70		58
11		読書支援・学習支援業務の妥当性	児童・教員への学習支援等における遂行能力、具体的な企画や支援内容について効果が期待できるか	35		31
12	効果予測 35点	業務の実現性	想定している効果は、区教育委員会の要望にかなったものか 実績や業務体制を勘案して実現可能なものか	35	35	27
13	その他提案 35点	特に評価すべき事項	業務の専門性・独自性、柔軟性(緊急時や業務上の不測の事態に対し、的確に対応できるか否か)など、上記以外で評価すべき特記事項があるか	35	35	26
14	コスト 35点	提案見積価格	コストは妥当か、支援員の賃金に影響を与えるような不当に廉価な価格を提示していないか	35	35	28
合 計				—	700	573

項番	評価項目			加	—	得点
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本社(本店)がある場合	委員一人あたり5点を加	35	—	0
2	区内業者	区内に支社(支店)がある場合	委員一人あたり3点を加	21	—	0
総 計						573

得点率	78.0%
------------	-------

※ 得点率6割以上を提案書特定の基準とした

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	中学校図書館支援員の名称及び勤務時間の変更について									
所管部課名	教育指導部教育政策課									
内 容	<p>学校や学校図書館支援員からのこれまでの要望等を踏まえ、以下のとおり令和5年度から図書館支援員の名称を変更するとともに勤務時間の変更を試行的に実施する。</p> <p>1 図書館支援員の名称変更 令和5年度から「学校図書館支援員」の職名を「学校司書」へ変更する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">令和4年度（現行）</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">令和5年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校図書館支援員</td> <td style="text-align: center;">学校司書</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更理由】</p> <p>ア 学校組織において、専門資格を有する「司書」としての位置付を明確にするため</p> <p>イ 支援員から名称変更の要望が多く寄せられているため</p> <p>2 勤務時間の変更 一部のモデル校（※）について、令和5年度から下表のとおり試行的に勤務時間を変更する。</p> <p>※ 学校と合意が取れ、勤務時間を変更することとした中学校</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">令和4年度（現行）</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">【全校】12：30～17：30</td> <td style="text-align: center;">【モデル校】10：30～16：30 （休憩1時間）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【モデル校以外】現行どおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更理由】</p> <p>ア 午前の授業で支援員と連携した図書館活用を促すため</p> <p>イ 教員の勤務時間（※）とのずれを解消するため</p> <p>※ 多くの学校では退勤時間を16時45分前後に設定している。</p>	令和4年度（現行）	令和5年度から	学校図書館支援員	学校司書	令和4年度（現行）	令和5年度	【全校】12：30～17：30	【モデル校】10：30～16：30 （休憩1時間）	【モデル校以外】現行どおり
令和4年度（現行）	令和5年度から									
学校図書館支援員	学校司書									
令和4年度（現行）	令和5年度									
【全校】12：30～17：30	【モデル校】10：30～16：30 （休憩1時間）									
	【モデル校以外】現行どおり									
今後の方針	関連所管、校長会と協議しながら変更に向けた調整を進めていく。									

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施後の経過について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>1 東京都教育委員会の見解の確認</p> <p>（1）特別区教育長会（12月15日）における都の報告</p> <p>周囲の声が聞こえた、前半の生徒の声が後半の生徒に聞こえたなどの話があるが、いずれも自分の解答に反映できるものではないと認識していること、またテストにおける不正や不公正は確認できていない旨の報告が東京都教育委員会からあった。</p> <p>（2）担当者間での確認</p> <p>12月19日以降、複数回にわたり東京都教育委員会側の担当管理職に確認したところ、一貫して「自分の解答に影響を与えるものではない」との見解であった。</p> <p>2 生徒の聴き取り</p> <p>再試験終了後の日程での実施に向け聴き取り方法を検討していたが、以下の理由により実施を見送った。</p> <p>ア 主観情報と客観情報を選別するための聴き取りが、受験を控えた生徒に無用の不安と重圧を与える恐れがあること。</p> <p>イ 12月18日の新聞報道が対立的な内容であると感じられたことから、区が聴き取りを行うことでそうした対立的な動きの中に生徒を巻き込んでしまう恐れがあること。</p> <p>3 東京都教育委員会への申し入れ</p> <p>生徒達が安心して都立高校の受験に臨めるよう、令和5年1月13日に教育長から東京都教育委員会へ以下の事項を要望する。</p> <p>ア 英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施主体として、生徒の不安解消に責任をもって対応すること。</p> <p>イ 今後も必要な改善に迅速に取り組み、積極的に情報発信すること。</p>
今後の方針	

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	第5回足立区図書館を使った調べる学習コンクールについて																																																
所管部課名	教育指導部教育指導課																																																
内 容	<p>「第5回足立区図書館を使った調べる学習コンクール」の応募状況及び審査結果について、以下のとおり概要を報告する。</p> <p>1 応募状況及び審査結果</p> <p>(1) 応募校数 ※ () は昨年度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">小学校</th> <th style="width: 33%;">中学校</th> <th style="width: 33%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67 (67)</td> <td>30 (27)</td> <td>97 (94)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 応募数及び全国審査への出品数について ※ () は昨年度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">作品数</th> <th colspan="5">応募総数</th> </tr> <tr> <th colspan="3">小学校</th> <th rowspan="2">中学校</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>低学年</th> <th>中学年</th> <th>高学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募総数</td> <td>1,016 (926)</td> <td>3,357 (2,908)</td> <td>4,220 (3,905)</td> <td>2,887 (2,493)</td> <td>11,480 (10,232)</td> </tr> <tr> <td>足立区入選 ※全国審査に出品</td> <td>20 (15)</td> <td>50 (44)</td> <td>60 (58)</td> <td>43 (37)</td> <td>173 (154)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 全国審査出品数は、応募総数の1.5%</p> <p>(3) 足立区特別賞について 全国審査に出品する173点から、審査員10名が小学校（低、中、高学年）3部門、中学校1部門の計4部門において1作品ずつ足立区特別賞39作品を選出した。受賞者数は以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">賞の種類</th> <th style="width: 40%;">受賞者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長賞</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教育長賞</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育委員賞（4名）</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>学校図書館部担当校長賞（2名）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>図書館長賞</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育指導課長賞</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	小学校	中学校	合計	67 (67)	30 (27)	97 (94)	作品数	応募総数					小学校			中学校	合計	低学年	中学年	高学年	応募総数	1,016 (926)	3,357 (2,908)	4,220 (3,905)	2,887 (2,493)	11,480 (10,232)	足立区入選 ※全国審査に出品	20 (15)	50 (44)	60 (58)	43 (37)	173 (154)	賞の種類	受賞者数	区長賞	3	教育長賞	4	教育委員賞（4名）	16	学校図書館部担当校長賞（2名）	8	図書館長賞	4	教育指導課長賞	4	合計	39
小学校	中学校	合計																																															
67 (67)	30 (27)	97 (94)																																															
作品数	応募総数																																																
	小学校			中学校	合計																																												
	低学年	中学年	高学年																																														
応募総数	1,016 (926)	3,357 (2,908)	4,220 (3,905)	2,887 (2,493)	11,480 (10,232)																																												
足立区入選 ※全国審査に出品	20 (15)	50 (44)	60 (58)	43 (37)	173 (154)																																												
賞の種類	受賞者数																																																
区長賞	3																																																
教育長賞	4																																																
教育委員賞（4名）	16																																																
学校図書館部担当校長賞（2名）	8																																																
図書館長賞	4																																																
教育指導課長賞	4																																																
合計	39																																																

- 2 審査委員・審査に当たった教員の感想**
- ア 各校において、教科等と関連付けて指導することで、作品の質が全体的に高まっている。
 - イ 優良作品を所属校の教職員、児童・生徒に周知し、本コンクールのさらなる充実を図りたい。
 - ウ 中学校において、国語科で取り組んでいる学校が多いが、他教科とも関連付けながら行うことで、さらに作品の質を高めていけるように指導する。

- 3 コンクールの成果**
- (1) 図書館の利活用や調べる学習における今年の傾向
 夏季期間中（7月1日から8月31日まで）において、足立区中央図書館におけるレファレンス（調べもの相談）サービスが昨年度に比べて増加した。

	令和3年度	令和4年度
利用者数	236人	461人
貸し出し冊数	588冊	999冊

- (2) 中央図書館との連携の強化
 区立小中学校教員対象の「図書館を使った調べる学習コンクール」研修会では、足立区中央図書館読書活動推進係や図書館司書を講師として、調べ学習用図書配送サービスについての説明や、図書館を使用した演習を行うことができた。

今後の方針

- 1 全国審査における入選・入賞の結果については、1月11日（水）に図書館振興財団ホームページにて公表されるため、後日報告する。
- 2 優良作品は足立区ホームページ上で公開する。
- 3 中学校における作品の質を高めていくため、次年度はコンクール開催の通知を早め、テーマ決めや調べ学習に時間をかけて取り組めるように工夫する。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	小学校社会科副読本「わたしたちの足立」の改訂について																																			
所管部課名	教育指導部教育指導課																																			
内 容	<p>小学校社会科副読本「わたしたちの足立」改訂の進捗状況について報告する。</p> <p>1 令和4年度改訂内容</p> <p>ア 表記の揺れや正確性に疑義のある表現を修正</p> <p>イ 地図やグラフ等を最新のデータへと更新</p> <p>ウ 巻末資料として区の歴史や伝統に係る頁を追加し、「地域の発展につくした人々」「むかしからつたわる行事やお祭り」に関する内容を掲載</p> <p>2 「区の歴史・伝統」に係る項目</p> <p>改訂委員会において、地域の偏りなどに配慮しながら検討した結果、令和4年度改訂で取り扱う区の歴史や伝統に関わる項目を以下のとおりとした。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">以前取り扱っていた項目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">令和4年度改訂で取り扱う項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) むかしの道具のある場所をたずねてみよう（郷土博物館、都市農業公園）</td> <td>(1) 郷土博物館の調査最前線</td> </tr> <tr> <td>(2) 大乘院（西保木間）のじんがんなわ</td> <td>(2) 伊興遺跡公園展示館に行ってみよう</td> </tr> <tr> <td>(3) 鹿浜のししまい</td> <td>(3) 地域の発展につくした人々</td> </tr> <tr> <td>(4) 絵馬（千住地区）</td> <td>ア 佐野胤信</td> </tr> <tr> <td>(5) 新田の水神さま</td> <td>イ 石出掃部介</td> </tr> <tr> <td>(6) 辰沼のボンデン祭り</td> <td>ウ 建部巢兆</td> </tr> <tr> <td>(7) 西新井大師のだるまくよう</td> <td>エ 清水謙吾</td> </tr> <tr> <td>(8) 六月炎天寺の一茶まつり</td> <td>オ 船津静作</td> </tr> <tr> <td>(9) 地域の発展につくした人々</td> <td>(4) 昔から伝わる行事やお祭り</td> </tr> <tr> <td>ア 青山士</td> <td>ア じんがんなわ</td> </tr> <tr> <td>イ 伊奈備前守忠次</td> <td>イ 花畑祈禱獅子舞</td> </tr> <tr> <td>ウ 井沢弥惣兵衛</td> <td>ウ 鹿浜獅子舞</td> </tr> <tr> <td>エ 石出掃部亮吉胤</td> <td>エ 千住の祭</td> </tr> <tr> <td>オ 清水謙吾</td> <td>オ 五人で行うおはやし</td> </tr> <tr> <td>(10) 荒川をつくる</td> <td>カ 伝統をつなげる子どもたち</td> </tr> <tr> <td>(11) 見沼代用水をつくる</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		以前取り扱っていた項目	令和4年度改訂で取り扱う項目	(1) むかしの道具のある場所をたずねてみよう（郷土博物館、都市農業公園）	(1) 郷土博物館の調査最前線	(2) 大乘院（西保木間）のじんがんなわ	(2) 伊興遺跡公園展示館に行ってみよう	(3) 鹿浜のししまい	(3) 地域の発展につくした人々	(4) 絵馬（千住地区）	ア 佐野胤信	(5) 新田の水神さま	イ 石出掃部介	(6) 辰沼のボンデン祭り	ウ 建部巢兆	(7) 西新井大師のだるまくよう	エ 清水謙吾	(8) 六月炎天寺の一茶まつり	オ 船津静作	(9) 地域の発展につくした人々	(4) 昔から伝わる行事やお祭り	ア 青山士	ア じんがんなわ	イ 伊奈備前守忠次	イ 花畑祈禱獅子舞	ウ 井沢弥惣兵衛	ウ 鹿浜獅子舞	エ 石出掃部亮吉胤	エ 千住の祭	オ 清水謙吾	オ 五人で行うおはやし	(10) 荒川をつくる	カ 伝統をつなげる子どもたち	(11) 見沼代用水をつくる	
以前取り扱っていた項目	令和4年度改訂で取り扱う項目																																			
(1) むかしの道具のある場所をたずねてみよう（郷土博物館、都市農業公園）	(1) 郷土博物館の調査最前線																																			
(2) 大乘院（西保木間）のじんがんなわ	(2) 伊興遺跡公園展示館に行ってみよう																																			
(3) 鹿浜のししまい	(3) 地域の発展につくした人々																																			
(4) 絵馬（千住地区）	ア 佐野胤信																																			
(5) 新田の水神さま	イ 石出掃部介																																			
(6) 辰沼のボンデン祭り	ウ 建部巢兆																																			
(7) 西新井大師のだるまくよう	エ 清水謙吾																																			
(8) 六月炎天寺の一茶まつり	オ 船津静作																																			
(9) 地域の発展につくした人々	(4) 昔から伝わる行事やお祭り																																			
ア 青山士	ア じんがんなわ																																			
イ 伊奈備前守忠次	イ 花畑祈禱獅子舞																																			
ウ 井沢弥惣兵衛	ウ 鹿浜獅子舞																																			
エ 石出掃部亮吉胤	エ 千住の祭																																			
オ 清水謙吾	オ 五人で行うおはやし																																			
(10) 荒川をつくる	カ 伝統をつなげる子どもたち																																			
(11) 見沼代用水をつくる																																				

	<p>3 単元の構成</p> <p>小学校学習指導要領（平成29年3月告示）に記された第3学年の内容に則りつつ、小学校社会科副読本改訂委員会からの提案により、単元の構成を以下のとおりとした。</p> <p>ア 第一単元 わたしたちの区のように イ 第二単元 区の人びとの仕事 ウ 第三単元 安全なくらし エ 第四単元 足立区のようにのうつりかわり オ 巻末資料 郷土博物館の調査最前線 伊興遺跡公園展示館に行ってみよう 地域の発展につくした人々 むかしからつたわる行事やお祭り</p> <p>4 令和5年度中の改訂について</p> <p>ア 第3学年の実態に合わせ、単元ごとの文章量や写真、図版等の情報量を精査する。 イ 区の歴史、伝統に係る項目の大幅な補強を行う。</p> <p>5 令和4年度小学校社会科副読本改訂委員会の構成</p> <p>ア 小学校長 1名 イ 学識経験者 2名 ウ 郷土博物館学芸員 3名 エ 副読本作成経験者 1名 オ 教科書会社等 2名</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和4年度中に採用しなかった「区の歴史・伝統」に係る項目については、改訂委員会で追加する内容を検討し、令和5年度改訂で補強を行う。</p>

地いきの発てんにつくした人々

人々の暮らしをよくするために、地いきの発てんにつくした人々についてしょうかいします。

村をつくった人



空から見た佐野家

(1958年撮影)

400年前から同じ場所に家があります。家のまわりは、今は佐野いこいの森にもなっています。

場所：佐野一丁目 31 番 11 号

さのたねのぶ

佐野胤信 (1563年~1609年)

江戸時代のはじめ、今からおよそ400年前、新しく田畑を広げて村を作りました。この人の名前をとって佐野^{さの}新田^{しんでん}という村ができました。今も、足立区の地名としてその名がのこっています。

新しい村を作った人には、ほかに、^{かわいへい}河合平内、^{いとうかへえ}伊藤嘉兵衛、^{わたなべこえもん}渡辺小右衛門、^{かねごへえ}金子五兵衛、^{あしかわたくみ}芦川内匠などがいます。

今も、新しい村を作った人の名前がのこっているものがほかにもあります。調べてみましょう。

千住の町の発てんのもとを作った人



石出掃部介

いしでかもんのすけ

石出掃部介 (1542年~1618年)

江戸時代のはじめ、今からおよそ400年前、隅田川^{すみだがわ}にていぼうをつくって、水がいのない安心な土地を作りました。また、千住大橋をかけるために力をつくしました。

千住大橋ができて多くの人びとが行きかうようになり、千住の町が発てんしました。

掃部介の住んでいた地いきに名前がのこっています。



プチテラスの名前になっています。

「掃部宿憩いのプチテラス」

場所：千住仲町 7-7

文化・^{げいじゅつ}芸術を発てんさせた人



千住の人がかいた巢兆

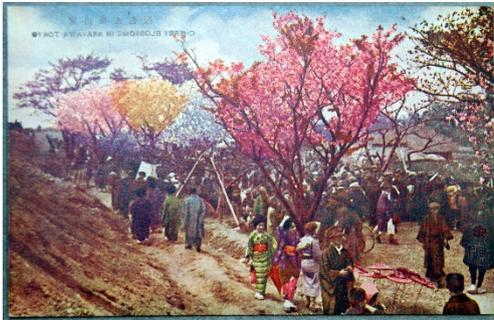
たけべそうちょう
建部巢兆 (1761年~1814年)

千住の^{せきや}関屋に住んでいた人で、江戸時代、今からおよそ200年前、松尾芭蕉をそんけいし、^{はいく}俳句の先生になりました。

江戸で有名な絵や俳句の名人とも知り合いで、地元の人たちにしようかいました。巢兆にえいきょうをうけて、俳句や絵をつくる足立の人が多くなりました。

巢兆は絵もかいたので、作品がたくさんこっています。

名所をつくった人



当時の絵はがき（およそ100年前）

花の色がちがうしゅるいの桜がたくさんあったので、名所として多くの人びとがおとずれました。

しみずけんご
清水謙吾 (1840年~1907年)

明治時代の初め、今からおよそ135年前、隅田川のていぼうの土をかためるために、三千本の^{さくら}桜の木を植えることを考えた人です。地元の人と協力して、かんせいした桜なみ木は、^{ごしきざくら}五色桜とよばれ、名所になりました。明治45年(1912)、東京の人たちがアメリカに親しみを表す記ねんひんとして五色桜のなえ木が送られました。

ふなつせいさく
松津静作 (1858年~1929年)

桜を植える活動にきょうかし、桜の研究を行いました。桜のなえ木をアメリカに送るときにもきょうかしました。

足立区は、足立区制50周年(1981年)の記ねんに、アメリカに送られた桜のえだから、なえ木を3000本作り、区内の公園や学校に植えました。この桜が、「里帰り桜」として大きく育っています。郷土博物館にもあります。

また、当時のアメリカ^{だいてうりょうふじん}大統領夫人のナンシー・レーガンさんも、なえ木を送ってくれました。この桜は^{とねりこうえん}舎人公園に植えられ、レーガン桜とよばれています。

むかしからつたわる行事やお祭り

行事やお祭りは、地元の人たちに大切にされて長い年月つたわってきました。

地いきのしあわせをいのる行事



じんがんなわ

とうきょうとしていみんぞくぶんかざい
東京都指定民俗文化財

1月 成人の日

西保木間二丁目 大乘院

地いきのひとたちが、わらで大きなへびを作り、木の上にかかげます。へびの力で、目に見えない病気やさいがいをふせいで、一年間しあわせにくらせることをいのります。

400年前から行われている
と言われています。

「じんがんなわ」の名前は、神さまに^{ねが}お願いをする^{じんがんなわ}神願繩
という意味からついた名前だと考えられます。

むかしは、みんな農家だったのでワラをもちよって作り
ました。



はなはたきとうししまい 花畑祈禱獅子舞

あだちくとうろくみんぞくぶんかざい
足立区登録民俗文化財

7月海の日

花畑 ^{おおわし}大鷲神社

夏に行うししまいで、とくに暑いせつにはやる伝せん
病を、ししの力でふせぐことをいのります。



しかはまししまい 鹿浜獅子舞

あだちくとうろくみんぞくぶんかざい
足立区登録民俗文化財

9月15日に近い土曜日・日曜日

北野神社/島の氷川神社/^{こうじや}糶屋の氷川神社/^{てんそ}天祖神社

秋に行うししまいで、米がぶじにとれることに感しゃし、安
心してくらせるようにいのります。

ししまいは、江戸時代のはじめごろ
(およそ330年前)から行われて
いるといわれています。

今も、鹿浜の四か所の神社で、毎年じゅん番に行ってい
ます。

地域のお祭り



千住の祭

9月の日曜日、千住にあるほとんどの神社では、大きなお祭りが行われます。

千住一丁目から五丁目の神社のおみこしやおはやしの屋台が、お祭りの前日の夕方に集合して、町のなかをねり歩くもよおしを行っています。

屋台は、中央図書館の前の道に夕方集まり、商店がいを進みます。

千住一、二丁目の千住神社
千住三丁目の本氷川神社
千住四丁目の氷川神社
千住五丁目の氷川神社

足立区内では、多くの神社が9月にお祭りを行っています。お米作りの仕事が終わりと、しゅうかくできることを感しゃしたからです。



五人で行うおはやし

お祭りを盛りあげる、ふえやたいこ、かねを使う祭りばやしは、江戸時代のおわりころ、今から180年くらい前から足立区内でもさかんになりました。

伝とうをつなぐ子どもたち



ひよっとこのおどりをする小学生

ごたんのまつりばやしほぞんかい
五反野祭囃子保存会

ししまいやまつりばやしなどの伝とうげいのうは、何年もれん習するひつようがあります。

小中学生が地元のほぞん会に入会し、活やくしているところもあります。また、子どもみこしをかついで、お祭りにさんかする子どももいます。



おみこしをかつぐ小学生

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	区立小中学校における「あだちからの日」等の推進について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>標記の件について、令和5年度から全区立小中学校にて設定し、教職員の働き方改革を推進していく。</p> <p>1 目的 教員が個々の職務に専念できる時間を意図的・計画的に確保することで、学校の教育力を向上させ、結果として児童・生徒の学力向上、健全育成を図る。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>(1) 「あだちからの日」 区独自の取組として、月に一度（原則、毎月末水曜日）を「あだちからの日」とし、職員会議、校内研究、部活動、研修等を行わず、教員が授業研究など個人の仕事に集中して取り組めるようにして、授業の充実を進めると共に、ノー残業デーに位置付ける。また、夏季休業日、年末年始に5日間設定している「閉校日（※）」を「あだちからの日」へと名称、内容を変更する。</p> <p>※ 教員が個人の時間として確保できる年間の時間 （約2時間×年間12日＝24時間）</p> <p>(2) 土曜授業日について 授業や教材の改善、諸活動の精査により、体育的行事・文化的行事等を含めて、これまで約10回実施していた土曜授業を年間8回以上とすると共に、デジタル教材の活用による「個に応じた学習」で児童・生徒の学習保障を徹底しながら、教員の土曜出勤の負担軽減を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 閉校日について 現在、教員は年間10回の土曜授業日の半日勤務の振休を一律、5日間の閉校日に取得しており、この処置に対する改善に向けての意見が多数ある。 令和5年度以降、閉校日に出勤することも可能とし、教員が個々の職務に専念できる時間を確保する。</p> </div>

※ 他区の土曜授業日実施状況

授業日数（振替なし）	23区
年間0回	新宿区 江東区 目黒区
年間4回	江戸川区
年間4回～8回	台東区 文京区
年間8回	中央区 品川区 板橋区 練馬区 中野区
年間8回～9回	豊島区
年間10回以上	墨田区 大田区 北区 世田谷区 港区 渋谷区 杉並区 荒川区 葛飾区
学校裁量	千代田区

3 学力への影響

令和5年2月頃、授業作りに関する意識調査により実態を把握するとともに、令和5年度末に再度調査を実施し、あだちからの日の取り組みの効果と授業時間減の影響について、検証していく。

問題点
今後の方針

12月15日（木）の教育課程説明会にて、令和5年度の方針を示し、全区立小中学校で実施していくこととした。

働き方改革が 加速します



計画的に、個々の業務に専念でき、休暇を取得しやすい職場にするために、**2**つの負担軽減策を実施します。

改革

1

「あだちからの日」の導入

教員が授業研究など個人の仕事に集中して取り組めるよう、月に一度、職員会議、校内研究、部活動、研修等を極力休止する日（原則毎月末水曜日の午後）を設けます。授業の充実を進めると共に、ノー残業デーに位置付けて教員のリフレッシュを図ります。

※ 夏季休業日、年末年始の閉校日も「あだちからの日」にします。

改革

2

土曜日授業を年間**10**回→**8**回以上に

年間**8**コマ程度の授業内容を平日に吸収すると共に、デジタル教材の活用による「個に応じた学習」で子ども達の学習保証を徹底しながら、教員の土曜出勤の負担軽減を図ります。

～自分の時間を大切にしていますか？～

心身のバランスを整え、足立区の子どもたちのために
明日への力をチャージしましょう。

教育活動のさらなる

充実を図ります



教職員が個々の業務に専念でき、計画的に休暇を取得しやすい環境を整えるために2つの負担軽減策を実施します。

改革

1

「あだちからの日」の導入

教員が授業研究など個人の仕事に集中して取り組めるよう、月に一度、職員会議、校内研究、部活動、研修等を極力休止する日（原則毎月末水曜日の午後）を設けます。授業の充実を進めると共に、ノー残業デーに位置付けて教員のリフレッシュを図ります。

なお、PTA会議や開かれた学校づくり協議会会議、地域行事等は、関係者の皆様と事前に相談しながら、計画的に実施していきます。

※ 夏季休業日、年末年始の閉校日も「あだちからの日」にします。

改革

2

土曜日授業を年間10回→8回以上に

授業や教材の改善、諸活動の精査により、年間8コマ程度の授業内容を平日に吸収すると共に、デジタル教材の活用による「個に応じた学習」で子ども達の学習保障を徹底しながら、教員の土曜出勤の負担軽減を図ります。

～教職員が児童・生徒への指導にゆとりをもてる学校に～

教職員の心身の安定が、足立区の子どもたちのよりよい明日につながります。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	「令和4年度第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について																																							
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課																																							
内 容	<p>1 アンケート実施期間 令和4年11月1日から11月30日にて各学校が定めた期間</p> <p>2 対 象 全区立小・中学校 全児童・生徒</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">調査回答数</td> <td style="padding-right: 10px;">小学校</td> <td style="text-align: right;">29,937名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 10px;">中学校</td> <td style="text-align: right;">13,291名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">43,228名</td> </tr> </table> </div> <p>3 結果概要（主要項目の過去3年間の同時期との経年比較）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">R2年度</th> <th style="width: 15%;">R3年度</th> <th style="width: 10%;">R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談できる人がいる</td> <td>98.6%</td> <td>98.9%</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td> 教員に相談できる（小学校）</td> <td>63.6%</td> <td>66.0%</td> <td>64.7%</td> </tr> <tr> <td> 教員に相談できる（中学校）</td> <td>51.7%</td> <td>53.0%</td> <td>52.2%</td> </tr> <tr> <td>冷やかし、からかい、悪口を言われた</td> <td>2,857件</td> <td>2,395件</td> <td>2,851件</td> </tr> <tr> <td>今、いじめられている</td> <td>309件</td> <td>281件</td> <td>359件</td> </tr> <tr> <td>未提出</td> <td>497件</td> <td>477件</td> <td>620件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いじめの認知件数は昨年度と比較して増加しているが、10月末現在のいじめの解消率は79.7%であり、4月末の解消率である56.5%と比較して順調に向上している。</p> <p>4 アンケート結果と考察と今後の対応</p> <p>(1) 結果と考察</p> <p>ア いじめの発生件数は1年前の調査と比較して、増加傾向にある。令和4年度は、コロナ禍以前に限りなく近い形で学校運営が進んでおり、児童・生徒同士の関わりが増えたこと、一方で、コロナ禍を過ごしてきた児童・生徒の対人関係スキルが十分に育まれていないことが、アンケート結果に反映されていると推察される。</p> <p>イ 「相談できる人がいる」の肯定的な回答は引き続き減少している。2.0%の児童・生徒が「相談できない」状況である。この2.0%は人数に換算すると約865人であり、一校当たり約8人に当たる。相談できない理由からは、関わる相手との基本的な信頼関係の構築が十分でないことが推察される。</p>			調査回答数	小学校	29,937名		中学校	13,291名		計	43,228名		R2年度	R3年度	R4年度	相談できる人がいる	98.6%	98.9%	98.0%	教員に相談できる（小学校）	63.6%	66.0%	64.7%	教員に相談できる（中学校）	51.7%	53.0%	52.2%	冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,857件	2,395件	2,851件	今、いじめられている	309件	281件	359件	未提出	497件	477件	620件
調査回答数	小学校	29,937名																																						
	中学校	13,291名																																						
	計	43,228名																																						
	R2年度	R3年度	R4年度																																					
相談できる人がいる	98.6%	98.9%	98.0%																																					
教員に相談できる（小学校）	63.6%	66.0%	64.7%																																					
教員に相談できる（中学校）	51.7%	53.0%	52.2%																																					
冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,857件	2,395件	2,851件																																					
今、いじめられている	309件	281件	359件																																					
未提出	497件	477件	620件																																					

	<p>(2) 今後の対応</p> <p>ア いじめの発生件数が増加していることは、いじめを認知できている表れでもある。学校には、認知したいじめへの対応を徹底するよう指示する。</p> <p>イ 道徳教育や特別活動等を充実させ、各校において児童・生徒同士が関わる場面を創出し、対人関係スキルを向上させる。</p> <p>ウ 「相談できる人がいる」の回答率が低下していることを踏まえ身近な相談相手である教員が、児童・生徒の相談の受け皿としてより一層機能するよう、全小中学校に対して指導する。</p> <p>エ 具体的には「WebQU」や「あだちからの日」を効果的に活用し、児童・生徒とのコミュニケーションをこれまで以上に図るよう指導する。</p> <p>オ 回収率を向上させるために、タブレット端末を使用した調査の実施に向けた準備を進める。</p>
<p>今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年1月の定例校長会、生活指導担当者連絡会にて、結果概要を公表するとともに、いじめ等問題対策委員会にて報告する。 2 令和5年2月の「いじめアンケート」の結果についても、アンケートを実施し、結果が取りまとめ次第、改めて報告する。 3 令和4年度内のいじめの発生件数や解消率等について、学校からの報告を取りまとめたのち報告する。

令和4年度 第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果（R4. 12月）

基礎情報	小学校			中学校			合計		
	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11
在籍数	30,591人	30,198人	30,148人	13,756人	13,682人	13,700人	44,347人	43,880人	43,848人
調査回答数	30,401人	30,052人	29,937人	13,469人	13,441人	13,291人	43,870人	43,493人	43,228人
回答率	99.4%	99.5%	99.3%	97.9%	98.2%	97.0%	98.9%	99.1%	98.6%
未回収数	190人	146人	211人	287人	241人	409人	477人	387人	620人
前回未回収数	125人	276人	146人	207人	359人	241人	332人	635人	387人

結果（回答件数）

調査項目	小学校			中学校			合計			
	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	
相談できる人がある	99.4%	99.0%	99.5%	97.7%	97.5%	94.7%	98.9%	98.5%	98.0%	
※複数回答	内訳									
	家の人	92.0%	91.5%	91.5%	80.0%	80.9%	80.3%	88.3%	88.2%	88.0%
	先生	66.0%	65.5%	64.7%	53.0%	53.1%	52.2%	62.0%	61.7%	60.9%
	友人	60.4%	58.0%	61.8%	78.8%	77.5%	77.7%	66.0%	64.0%	66.7%
	SC	12.9%	12.1%	13.7%	19.6%	21.1%	18.8%	14.9%	14.9%	15.3%
その他	3.7%	3.5%	3.5%	2.2%	3.8%	2.0%	3.2%	3.6%	3.1%	
1	<p>【相談相手】 ぬいぐるみ メール 友達のお父さん 八百屋さん いじめ相談窓口 ネットの友達 デイサービスのなかよし ケアマネジャー 全国医療センター相談員 お母さんの友達 友人の母親 シッターさん 習い事のコーチ 近所の人 キッズのスタッフ 塾講師 ペット 相談センターの人 病院の主治医 児童相談所 警察 言葉と聞こえの教室 サッカーのチームメイト ファミリーサポーター スクールソーシャルワーカー 部活動の先輩 福祉課の人 イエス様・地域の国際交流施設 母子支援施設の職員</p>									
	<p>【相談できない理由】 自分が悪いんじゃないのと疑われてしまう あまり頼りにならないから 無駄に期待したくない 何もしてくれないなら言わない方がいい 平気だから 家の中の人が遅い 信用できないから 心配かけたくない 「何か困っていることはないか。」と聞かれたら答えられる 相談できる環境ではない 聞いてくれる人がいない 心許せる友達がいらない 心配されるのがいや ばかにされたらこわい 嘘だと言われてしまうから めんどくさいことになりそうだから 先生や友達に相談したら、「そうなんだ。」と流されたから 障がいがあって自分で話すことが難しい 申し訳ないと思うから 家庭や学校でしつこく聞いてくるのが嫌 一方的に解決を進められるのが嫌だから いじめている人が注意された場合「ちくった」と言われていじめられるから</p>									
2	冷やかしの、からかい、悪口を言われた	2,235人	2,790人	2,671人	160人	199人	180人	2,395人	2,989人	2,851人
		7.4%	9.3%	8.9%	1.2%	1.5%	1.4%	5.5%	6.9%	6.6%
3	仲間はずれ、無視	922人	1,074人	1,101人	53人	65人	56人	975人	1,139人	1,157人
		3.0%	3.6%	3.7%	0.4%	0.5%	0.4%	2.2%	2.6%	2.7%
4	軽くぶつかる、叩かれる、蹴られる	664人	842人	881人	65人	78人	57人	729人	920人	938人
		2.2%	2.8%	2.9%	0.5%	0.6%	0.4%	1.7%	2.1%	2.2%
5	ひどく叩かれる、蹴られる	446人	560人	567人	26人	29人	29人	472人	589人	596人
		1.5%	1.9%	1.9%	0.2%	0.2%	0.2%	1.1%	1.4%	1.4%
	お金を取られる、隠される	13人	19人	17人	2人	1人	1人	15人	20人	18人
		0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満
6	<p>友達に筆箱を隠された 外で遊んでいる時に、100円玉を砂場に隠された お金はとられていないが友達に請求された 同じクラスの子におごるように言われた 放課後遊んでいるときに友達にジュースをおごった</p>									

調査項目	小学校			中学校			合計		
	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11
7 物をとられる、隠される	507人	574人	672人	25人	50人	34人	532人	624人	706人
	1.7%	1.9%	2.2%	0.2%	0.4%	0.3%	1.2%	1.4%	1.6%
8 嫌なことをされる、させられる	301人	391人	436人	21人	49人	27人	322人	440人	463人
	1.0%	1.3%	1.5%	0.2%	0.4%	0.2%	0.7%	1.0%	1.1%
9 パソコンやスマホ、携帯での嫌がらせ	73人	69人	83人	23人	41人	34人	96人	110人	117人
	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%
10 他のものでいじめられた	135人	187人	205人	5人	6人	7人	140人	193人	212人
	0.4%	0.6%	0.7%	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.3%	0.4%	0.5%
11 友達がいじめられているのを見た	1,472人	1,708人	1,722人	54人	79人	95人	1,526人	1,787人	1,817人
	4.8%	5.7%	5.8%	0.4%	0.6%	0.7%	3.5%	4.1%	4.2%
12 今、いじめられている	248人	289人	324人	33人	36人	35人	281人	325人	359人
	0.8%	1.0%	1.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.6%	0.7%	0.8%

未回収数の内訳

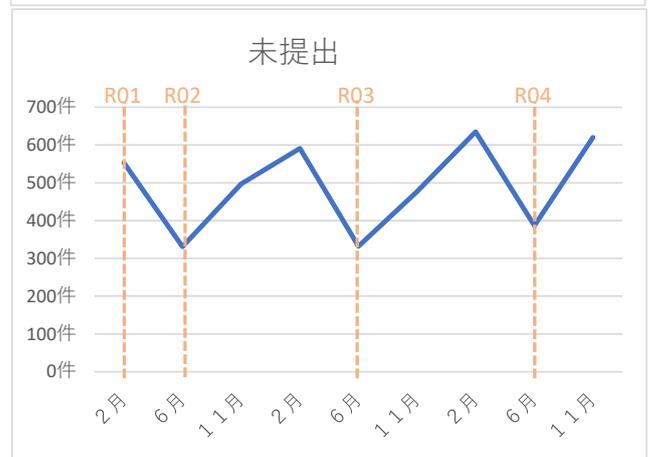
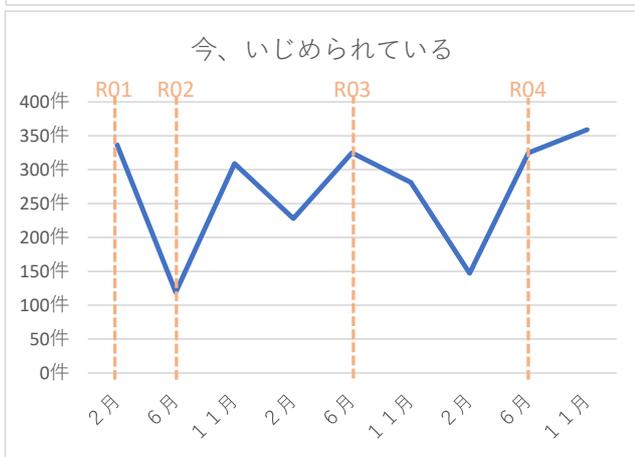
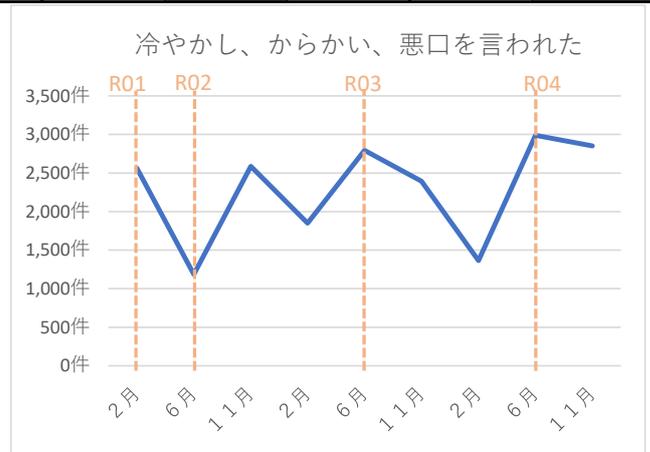
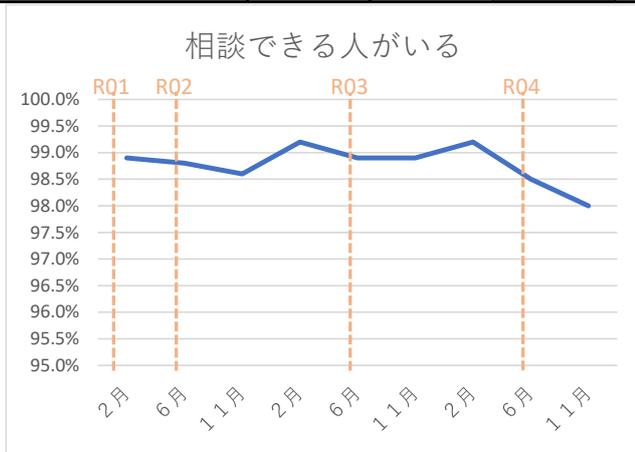
	小学校			中学校			合計		
	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11
全員回収	16	18	16	3	2	3	19	20	19
1名	12	18	11	4	7	3	16	25	14
2名	8	12	10	4	5	1	12	17	11
5名以内	24	14	23	8	6	4	32	20	27
10名以内	9	6	6	5	7	11	14	13	17
11名以上	0	0	2	11	8	13	11	8	15
合計	69	68	68	35	35	35	104	103	103

未回収となった主な理由

	小学校			中学校			合計		
	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11	R3.11	R4.6	R4.11
学籍のみ	14	14	15	12	7	22	26	21	37
実施期間中に居住地以外に在住	25	4	7	4	2	4	29	6	11
児童相談所等との連携	9	12	6	6	10	12	15	22	18
不登校であり、回収に至らなかった	126	53	127	253	134	214	379	187	341
本人・保護者の判断	5	43	39	7	74	127	12	117	166
病気（入院中も含む）	11	11	13	4	9	28	15	20	41
日本語による読解が困難な状況	0	9	4	1	5	2	1	14	6
合計	190	146	211	287	241	409	477	387	620

令和4年度 第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果【抜粋】

<経年>	令和元年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度	
	2月	6月	11月	2月	6月	11月	2月	6月	11月
相談できる人がいる	98.9%	98.8%	98.6%	99.2%	98.9%	98.9%	99.2%	98.5%	98.0%
冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,563件	1,186件	2,587件	1,850件	2,793件	2,395件	1,366件	2,989件	2,851件
今、いじめられている	337件	119件	309件	228件	325件	281件	147件	325件	359件
未提出	553件	331件	497件	591件	332件	477件	635件	387件	620件



教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	「SNSあだちルール」の改定について												
所管部課名	教育指導部教育指導課												
内 容	<p>1 改定の要旨</p> <p>昨今の小・中学生に係るSNSに関するトラブルの実態を踏まえ、以下の事項を明記し、児童・生徒に判り易く伝えるとともに、注意を促していく。</p> <p>ア 他人による機器使用を防ぐため、パスワードの設定を追加した。</p> <p>イ 許可なく写真・動画を撮影・掲載することだけでなく、拡散行為の禁止についても明示した。</p> <p>ウ 個人情報を知らせたり、SNSを通して知り合った面識のない人と会ったり、自画撮り画像の送信を行わないように明記し、注意喚起する。</p> <p>エ 保護者向けに要請していた午後9時以降はSNSの使用を控えることについて、児童・生徒向けの条項にも明記した。</p> <p>2 改定内容（改定後欄の下線は、修正箇所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">以前の表記</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改定後の表記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 必ずフィルタリングを付けて使用します。</td> <td>(1) 必ずフィルタリングを付けて、<u>パスワードを設定して使用します。</u></td> </tr> <tr> <td>(2) SNSやメールに個人が特定できるような写真、情報は載せません。</td> <td>(2) SNSやメールに<u>写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしません。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。</td> <td>(3) <u>個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしません。</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。</td> <td>(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。</td> </tr> <tr> <td>(4) 相手の気もちになって、何度か読み返してから送信します。</td> <td>(5) <u>誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返してから送信します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	以前の表記	改定後の表記	(1) 必ずフィルタリングを付けて使用します。	(1) 必ずフィルタリングを付けて、 <u>パスワードを設定して使用します。</u>	(2) SNSやメールに個人が特定できるような写真、情報は載せません。	(2) SNSやメールに <u>写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしません。</u>	(3) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。	(3) <u>個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしません。</u>	(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。	(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。	(4) 相手の気もちになって、何度か読み返してから送信します。	(5) <u>誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返してから送信します。</u>
以前の表記	改定後の表記												
(1) 必ずフィルタリングを付けて使用します。	(1) 必ずフィルタリングを付けて、 <u>パスワードを設定して使用します。</u>												
(2) SNSやメールに個人が特定できるような写真、情報は載せません。	(2) SNSやメールに <u>写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしません。</u>												
(3) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。	(3) <u>個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしません。</u>												
(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。	(4) 人の嫌がることや悪口を書き込みません。												
(4) 相手の気もちになって、何度か読み返してから送信します。	(5) <u>誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返してから送信します。</u>												

	以前の表記	改定後の表記
	<p>(5) SNSやメール、ゲーム等は、 <small>やくそく</small> 約束した時刻以降は使用し <small>じこくいこう</small> ません。</p> <p>(6) SNSやメール、ゲーム等の <small>しようじかん</small> 使用時間は、<small>がっこう</small> 学校や<small>かてい</small> 家庭で決 <small>め</small> めます。</p> <p>保護者の皆様へ SNS 学校ルールや家庭でのル ールづくりにおいて、子どもたち を守るために必要なことは、大人 のお手本です。大切な子どもたち を、ネット被害から守り、加害者 にさせないために、みんなで守っ ていきましょう。</p> <p>1 必要ない場合は、子どもの前 でスマホや携帯を触らない。</p> <p>2 子どものスマホや携帯にフ ィルターやネット制限をかけ る。</p> <p>3 子どもと会話する時間を大 切にする。</p>	<p>(6) SNSやメール、ゲーム等の <small>いちにち</small> 一日の<small>りようじかん</small> 利用時間、<small>つか</small> 使わな<small>い</small> ない時 <small>かんたい</small> 間帯、<small>ばしょ</small> 場所を決めます。</p> <p>保護者の皆様へ SNS 学校ルールや家庭でのル ールづくりにおいて、子どもたち を守るために必要なことは、<u>大人</u> <u>がお手本を示すことです。</u>大切な 子どもたちを、ネット被害から守 るとともに、<u>加害者にもさせない</u> <u>ために、ご協力をお願いします。</u></p> <p>① <u>子どものお手本となるよう</u> <u>保護者の方も必要ない場合</u> は、子どもの前でスマホや携 帯を触らない。</p> <p>② 子どものスマホや携帯にフ ィルターやネット制限をかけ る。</p> <p>③ 子どもと会話する時間を大 切にする。</p> <p>④ <u>特別な理由が無い限り、午</u> <u>後 9 時以降のスマホや携帯の</u> <u>使用は控える。</u></p>
<p>今後の方針</p>	<p>3 新たな周知用のチラシ（案） 現在、シティブロモーション課と協議しながら、新たなチラシを作 成している。現在の案を添付する。</p> <p>改定後の「SNS あだちルール」を載せたチラシを作成し、児童・生 徒、保護者に周知を徹底していく。</p>	



SNS あだち ルール



じぶん かぞく ともだち まも 自分や家族、友達を守るために

- 👉 かなら 必ずフィルタリングを付けて、パスワードを設定して使します。
- 👉 エスエヌエス SNSやメールに写真・動画を許可なく撮影・掲載したり拡散させたりしません。
- 👉 こじんじょうほう おし 個人情報をおし、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしません。

りょうこう にんげんかんけい きず 良好な人間関係を築くために

- 👉 ひと いや 人の嫌がることや悪口を書き込みません。
- 👉 だれ み 誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返してから送ります。

けんこうてき せいかつ おく 健康的な生活を送るために

- 👉 エスエヌエス SNSやメール、ゲーム等の一日の利用時間、使わない時間帯、場所を決めます。

保護者の皆様へお願い

SNS 学校ルールや家庭でのルールづくりにおいて、子どもたちを守るために必要なことは、大人のお手本です。大切な子どもたちを、ネット被害から守り、加害者にさせないために、みんなで守っていきましょう。

- ① 必要ない場合は、子どもの前でスマホや携帯を触らない。
- ② 子どものスマホや携帯にフィルターやネット制限をかける。
- ③ 子どもと会話する時間を大切にする。
- ④ 特別な理由がない限り、午後9時以降のスマホや携帯の使用は控える。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	令和5年度小中学校用務業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について				
所 管 部 課 名	学校運営部学校支援課				
内 容	<p>令和5年度小中学校用務業務委託事業者選定委員会におけるプロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 令和5年度小中学校用務業務委託</p> <p>2 業務目的、内容 清潔、快適で、教職員が公務に専念できる、安全、安心な学校環境をつくるため、学校の環境整備、施設の管理・修繕、その他公務・庶務的業務を行う。</p> <p>3 特定した相手方</p>				
	順位	事業者名	住所	代表者	
	1	ヤオキン 商事株式会社	足立区足立 四丁目28 番10号	伊藤 治光	西保木間小、花畑西小、 花保小、東伊興小、 竹の塚中、花畑中
	2	株式会社 エム・ワイ・ カンパニー	足立区綾瀬 三丁目17 番22号	高村 充	古千谷小、皿沼小、 舎人小、西新井第二小、 入谷南中、加賀中
	3	株式会社 エースシステム	足立区栗原 四丁目7番 15号	田中 言子	梅島第二小、加平小、 平野小、弥生小、 第十一中、西新井中
	4	株式会社 アスク	足立区綾瀬 三丁目6番 8号	村尾 清和	綾瀬小、大谷田小、 中川小、長門小、 第十二中、蒲原中
	5	株式会社 グランディ オサービス	足立区千住 河原町9番 7号	林 秀樹	足立小、梅島小、 栗島小、中島根小、 第四中、千寿桜堤中
	6	株式会社 ケンズコミ ュニティ	足立区東綾 瀬一丁目2 1番16号	塚越 伸博	扇小、新田小、 寺地小、本木小、 鹿浜菜の花中、新田中

4 申込事業者数

最終参加表明者数	内 訳		
	当初参加表明者数	税理士による財務審査※	辞退した者
12者	13者	非選定なし	1者

※ 税理士による財務審査は、総合評価A【とても良好】・B【良好】・C【やや不安定】・D【不安定】の判定を受け、Dは、非選定となる。

【特定事業者の財務審査結果】

A：株式会社ケンズコミュニティ、株式会社グランディオサービス
株式会社アスク、株式会社エム・ワイ・カンパニー

B：株式会社エースシステム

C：ヤオキン商事株式会社

5 現在の受託者

学校名	事業者名
西保木間小、中島根小、古千谷小平野小、竹の塚中、入谷南中	ヤオキン商事株式会社
中川小、長門小、花畑西小、花保小、第十二中、花畑中	株式会社 グランディオサービス
足立小、本木小、梅島第二小、綾瀬小、千寿桜堤中、第十一中	株式会社アスク
西新井第二小、寺地小、扇小、新田小、新田中、西新井中	株式会社 エースシステム
梅島小、栗島小、加平小、弥生小、大谷田小、蒲原中	株式会社 ケンズコミュニティ
舎人小、東伊興小、皿沼小、鹿浜菜の花中、加賀中	株式会社 エム・ワイ・カンパニー

6 提案価格

学校名	金額（税込）
古千谷小、皿沼小、舎人小 西新井第二小、入谷南中、加賀中	77,980,320 円
扇小、新田小、寺地小、本木小 鹿浜菜の花中、新田中	79,270,356 円
梅島第二小、加平小、平野小 弥生小、第十一中、西新井中	77,663,080 円
西保木間小、花畑西小、花保小 東伊興小、竹の塚中、花畑中	77,987,778 円
綾瀬小、大谷田小、中川小 長門小、第十二中、蒲原中	81,788,850 円
足立小、梅島小、栗島小 中島根小、第四中、千寿桜堤中	77,986,920 円

7 業務期間

令和5年2月1日から令和6年3月31日まで（令和5年2月・3月は引継ぎ期間）

※ 履行状況が良好な場合に限り、最長2回まで（令和8年3月31日まで）契約を更新することができる。

8 特筆すべき提案概要、評価した理由、ポイント

- (1) 作業ごとのスケジュールが明確であり、人員確保も含め作業体制がしっかりと整っていた。
- (2) 雇用が足立区民100%の事業者があり、雇用の方針として足立区民優先が徹底されていた。

9 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和4年10月3日から令和4年10月17日正午まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年 9月29日	公募内容を確認し、選定基準を決定	—
第2回	令和4年 12月16日	提案書及びプレゼンテーションを選定委員が評価し、平均点の高い順に選定※	12事業者

※ 第2回選定委員会は委員1名欠席のため、計6名により審査

イ 委員構成（計7名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	長谷川 かほる 【委員長】	東京未来大学こども心理学部 保育・教職センター特任教授
	井山 義信	東京電機大学 管財部 部長
区民	芦川 隆行	保木間小学校 PTA会長
	田中 孝子	第一中学校 PTA会長
学校長	佐々木 浩志	千寿常東小学校 校長
	千葉 千登勢	伊興中学校 校長
区職員	森 太一	学校運営部長

	<p>ウ 審査項目及び審査結果 P 4 7 「令和 5 年度小中学校用務業務委託事業者選定結果」のとおり</p> <p>10 今後のスケジュール</p> <p>(1) 令和 5 年 1 月 2 0 日 区ホームページにて結果公表</p> <p>(2) 令和 5 年 2 月 1 日 契約締結</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和 4 年度定期監査結果報告書において、一般競争入札へ移行することが適切である旨の意見を受けて、令和 6 年度契約分より一般競争入札へ移行していく。</p>

令和5年度小中学校用務業務委託事業者選定結果

※ 委員6名 満点600点 + 区内事業者加点

評価項目	評価の視点	着眼点	配点	選定事業者記号						非選定事業者記号					
				C	I	K	H	D	B	F	A	E	G	M	L
				1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	7位	9位	10位	11位	12位
提案内容の的確性	業務方針や業務スケジュールは妥当か。	業務方針について本委託の目的を踏まえた具体的なものが示されているか。	5	29	28	29	30	29	28	26	27	26	22	21	16
		作業ごとのスケジュールが明確か。仕様の内容が網羅できているか。作業の実施確認を社としてどうやるか。	5	28	28	28	28	27	24	25	22	21	19	18	
	業務遂行体制は妥当か。	子どものいる時間帯は必ず作業員の複数配置がなされているか。病気等による欠員時や学校行事の際などにおける人員の応援体制があるか。	5	28	29	29	29	28	25	27	23	22	20	21	
		雇用の方針は妥当か。	足立区民を優先しているか。学校現場であることを理解した採用基準か。	5	30	28	29	28	28	23	26	23	21	18	17
	労働条件に問題はないか。		5	28	28	28	29	28	25	26	26	24	25	21	
	従事者の教育研修体制は整っているか。	配置前のみならず、配置後も定期的なスキルアップ体制が組まれているか。	5	30	29	29	28	29	27	26	27	24	25	21	18
		研修の習熟度に関するチェック体制があるか。	5	28	28	26	27	26	26	25	23	22	23	20	19
	学校の安全安心に関する取り組みは的確か。	緊急時の問合せ窓口および支援体制が示されているか。	5	29	29	29	29	27	27	26	24	26	25	13	20
		学校の安全・安心を脅かすリスク要因としてどのくらい多くのシーンを想定できているか。また、それに対する対策は具体的であるか。	5	29	29	27	26	27	24	24	23	23	16	17	
	個人情報の管理体制	企業として個人情報の管理について徹底されているか。	個人情報の取り扱いに関する社内規定やマニュアルが整備されているか。個人情報の取り扱いに関する研修が行われているか。	5	29	28	28	29	28	27	27	27	23	25	23
ISOやプライバシーマークが取得されているか。			5	30	27	30	29	24	26	26	30	24	30	30	26
社会貢献度・地域貢献度	社会貢献度・地域貢献度を保証する指標に認定されているか。	ISOの取得や、足立区ワークライフバランス認定企業の認定があるか。	5	30	29	30	30	30	30	27	30	22	22	21	18
コスト	コストは妥当か、従事者の賃金に影響を与えるような、不当に廉価な価格を提示していないか。	賃金や学校への配置人数等、プレゼンテーション・提案書により評価。	5	26	27	28	28	27	25	24	26	22	22	21	15
資料調製力	資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか。	プレゼンテーション・提案書により評価。	5	29	28	28	27	27	26	24	25	22	17	14	11
理解、意欲	提案事業者・担当者に教育現場ならびに委託業務に関する理解と意欲があるか。	教育現場ならびに委託業務に関する理解と意欲があるか。独自のサービス提案に関して実現性があるか。コストや契約上無理な提案ではないか。	10	53	55	55	54	51	53	52	43	47	37	28	28
プレゼンテーション全体	提案書、プレゼンテーション等は現実的であるか、質疑応答に説得力があるか。	提案内容を理路整然と丁寧にわかりやすく説明しているか。質問に対して、的確に回答しているか。プレゼン時の言葉遣いや態度はどうか。提案書等を総合的にみた評価はどうか。	20	107	112	108	108	107	104	93	87	89	70	39	40
合計				563	562	561	558	545	537	497	497	464	429	349	327
区内事業者	区内に本店（本社）・支店（支社）があるか。	足立区内に本店・本社がある場合 5点加点 足立区内に支店・支社がある場合 3点加点	5 3	30	30	30	30	30	30	30	30	18	0	18	18
総合計				593	592	591	588	575	567	527	527	482	429	367	345
得点率				94.1%	94.0%	93.8%	93.3%	91.3%	90.0%	83.7%	83.7%	76.5%	68.1%	58.3%	54.8%
順位				1	2	3	4	5	6	7	7	9	10	11	12

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合の進捗状況について
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内 容	<p>北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合の進捗について報告する。</p> <p>1 統合校「鹿浜未来小学校」の校歌案</p> <p>1月17日に開催した統合地域協議会第13回全体会議において、北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合校「鹿浜未来小学校」の校歌案が以下のとおり決定された。</p> <p>なお、作詞・作曲は同協議会から推薦があった佐々木祐子氏（元鹿浜西小学校音楽教諭）に依頼した。</p> <p>(1) 校歌案</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">鹿浜未来小学校校歌案</p> <p style="text-align: center;">一</p> <p style="text-align: center;">無限にひろがる青い空 あふれる緑とそよぐ風 豊かに流れる荒川 それがみんなのまち 鹿浜 さあ歩きだそう まっすぐな心もって 未来に向かって どこまでも はばたこう 鹿浜未来小学校</p> <p style="text-align: center;">二</p> <p style="text-align: center;">輝く笑顔の仲間たち 優しくきびしい先生 出会ったすべてが宝物 この絆でみんな つながる さあ走りだそう あたたかな心もって 未来に向かって 力合わせ 共にゆこう 鹿浜未来小学校</p> </div> <p>(2) 今後のスケジュール</p> <p>ア 1月閉会中の文教委員会に報告（情報連絡）</p> <p>イ 両校、皿沼小、鹿浜第一小および鹿浜五色桜小の保護者、鹿浜地区の各町会・自治会へ周知を図る（区ホームページおよびTwitterも含む）。</p>

2 閉校式

(1) 開催日時および場所（予定）

- ア 北鹿浜小学校
令和5年3月24日（金） 午後1時45分から体育館で開催
 - イ 鹿浜西小学校
令和5年3月24日（金） 午後3時から体育館で開催
- ※ いずれも卒業式の日（3月24日）の午後に開催

(2) 内容（予定）

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
閉式の辞	校歌斉唱	校旗返還	惜別の言葉（児童）	来賓紹介	P T A会長挨拶	開かれた学校づくり協議会会長挨拶	学校長式辞	足立区長並びに足立区教育委員会告辞	区歌斉唱	国歌斉唱	開式の辞
式次第（案）											

(3) 出席予定者

教育長、教職員、児童、区議会議員、近隣小中学校長、町会・自治会関係者、開かれた学校づくり協議会関係者、民生委員、青少年委員、歴代P T A役員、歴代校長・副校長・教職員など

3 鹿浜未来小学校の開校式

(1) 開催日時および場所（予定）

令和5年4月6日（木） 午前9時から体育館で開催

※ 入学式当日の午前に開催

(2) 内容（予定）

- 閉式の辞
- 校歌斉唱
- 児童代表の言葉
- 校旗授与
- 来賓紹介
- 学校長式辞
- 足立区長並びに足立区教育委員会告辞
- 区歌斉唱
- 国歌斉唱
- 開式の辞

式次第（案）

(3) 出席予定者

招待者等については、現在、学校と調整中である。

4 その他

閉校式および開校式において、新型コロナウイルス感染症予防対策として、以下により密集回避、飛沫防止、時間短縮を行う。

- ① 出席者全員マスク着用
- ② 出席者同士の席は1 m以上の間隔をとる。
- ③ 式の挙行時間は45分以内とする。
※ 来賓紹介は、来賓者名を記載した紙面での紹介とし、口頭での紹介はしない。
- ④ 国歌および区歌は、歌唱入り音源のみとする（校歌のみマスク着用の上で斉唱する）。

今後の方針

両校の閉校事業、新校舎での学校運営準備等、統合が円滑に迎えられるよう支援していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																		
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																		
内 容	<p>子ども施設指定管理者16施設の令和3年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>1 開催日時・会場 令和4年10月28日（金） 午前9時から正午まで 本庁舎南館12階 1204会議室</p> <p>2 主な業務内容 (1) 保育事業の実施に係る業務 (2) 施設の維持管理に関する業務</p> <p>3 評価対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>4 委員会委員構成（計6名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 40%;">役 職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者 (有識者含む)</td> <td>田代 恵美子</td> <td>明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授</td> </tr> <tr> <td>鈴木 欽哉</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係団体代表</td> <td>北島 小夜子</td> <td>足立区民生・児童委員</td> </tr> <tr> <td>松崎 顕治</td> <td>青少年委員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区職員</td> <td>上遠野 葉子</td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> <tr> <td>田ヶ谷 正</td> <td>生涯学習支援室長</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	氏 名	役 職 等	学識経験者 (有識者含む)	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授	鈴木 欽哉	公認会計士	関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員	松崎 顕治	青少年委員	区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長	田ヶ谷 正	生涯学習支援室長
種 別	氏 名	役 職 等																	
学識経験者 (有識者含む)	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授																	
	鈴木 欽哉	公認会計士																	
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員																	
	松崎 顕治	青少年委員																	
区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長																	
	田ヶ谷 正	生涯学習支援室長																	

5 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容確認、指定管理者へのヒアリング、現地調査

(2) 評価委員会評価

提出資料の評価

<確認資料>

1	保守・点検完了報告書	12	全体・長期・短期計画
2	施設・設備点検完了報告書	13	小学校との連携
3	防災への配慮	14	食育計画
4	防犯への配慮	15	食事計画
5	事故への対応	16	食事提供
6	個人情報取扱い	17	保健計画
7	職員研修	18	乳幼児突然死症候群
8	会計経理	19	虐待等への対応
9	サービスの評価	20	保育衛生管理
10	保育の基本原則	21	調理室衛生管理
11	人権の尊重	22	安全確保

6 令和4年度評価内容の改定について

昨年度の評価委員会において委員からいただいた意見を踏まえて、以下のとおり改定を行った。

(1) 輪転機保守点検について

コピー機で代用が可能のため、評価項目から除外した。

(2) 火災・警備装置点検について

一部の園について火災や警備の装置が当初から設置されていないことにより最低評価となっているため、是正した。

(3) 個人情報事故への対応について

発生していなければ最高評価だったものを、事故を未然に防ぐ積極的な取り組みについても評価に加えた。

(4) 利用者アンケートについて

結果のみで評価していたが、回収率についても評価項目として考慮するよう変更した。

7 令和3年度及び令和4年度評価の実施比較

令和3年度はA+、A、A-、B+の4段階に分散していたが、前項6のとおり評価の見直しを行ったことに伴い、令和4年度はA+の評価を行った園はなく、A、A-、B+の3段階となり、評価を実施した15園中10園がA-という評価となった。なお、令和3年度から令和4年度へ評価ランクが上がった園は1園のみ（伊興大境・B+からA-）にとどまった。

令和3年度			令和4年度		施設名
A+	1園	⇒	A	1園	千住
A	7園	⇒	A	1園	竹の塚
		⇒	A-	6園	水神橋、さつき、興本、 新田おひさま、せきや、 竹の塚北
A-	5園	⇒	A-	3園	青井、やよい、青井おひさま
		⇒	B+	2園	谷在家、五反野
B+	2園	⇒	A-	1園	伊興大境
		⇒	B+	1園	東保木間

※ 新田さくら保育園は除く

8 委員会での主な意見と対応等

	委員会からの意見	対応策
1	アンケートの回収率を上げるよう園へ指導していくこと。	対象園には、保護者に提出を呼びかけるほか郵送以外の方法でも回答できるように対応するなどし、回収率の向上に努めていただくよう要請する。
2	アンケートの項目が園により異なるため、比較することができるよう統一的な項目が設けられないか検討すること。	アンケート項目について統一的な項目を設けるよう見直していく。 なお、既に今年度のアンケートを実施している園もあるため、直近の第三者評価の結果についても評価の参考とする。
3	担当課の現地確認の際に不適切な行為が見られた事例があったが、一時的なものなのか恒常的なものなのか判断することができない。	不適切な行為については、その場で是正の指導を行った。その上で、子ども施設指導・支援課とも連携を図り、指導した内容が是正されているか他課が訪問した際にも確認を行っている。 その際に、改めて同内容の行為が見られた場合は、恒常的に行われていると判断し、さらなる指導を実施する。

9 施設名称及び評価結果等（満点330点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（%）	前年度	評価
1	千住保育園	（福）太陽会	278	84.2%	A+	A
	192,419,055	北守 正子				
2	竹の塚保育園	（株）ネッセシステム	277	83.9%	A	A
	185,787,964	滝山 真也				
3	水神橋保育園	（福）聖華	273	82.7%	A	A-
	186,842,940	白須賀 まり子				
4	さつき保育園	（福）江北会	265	80.3%	A	A-
	223,077,739	野口 澄夫				
5	青井保育園	（福）からしだね	262	79.4%	A-	A-
	215,230,076	春見 静子				
6	伊興大境保育園	（福）高砂福祉会	260	78.8%	B+	A-
	169,413,400	篠塚 弘子				
7	興本保育園	（福）太陽会	259	78.5%	A	A-
	183,166,960	北守 正子				
	新田おひさま保育園	（福）太陽会				
9	せきや保育園	（福）桑の実会	257	77.9%	A	A-
	145,854,848	濱野 賢一				
10	やよい保育園	（福）博友会	255	77.3%	A-	A-
	200,902,021	川下 勝利				
11	青井おひさま保育園	（福）水の会	253	76.7%	A-	A-
	116,111,607	小林 信子				
12	竹の塚北保育園	（福）三樹会	250	75.8%	A	A-
	202,380,504	細野 智樹				
13	谷在家保育園	（福）わかば会	245	74.2%	A-	B+
	143,680,199	石川 美和子				
14	東保木間保育園	（福）高砂福祉会	243	73.6%	B+	B+
	168,436,400	篠塚 弘子				
15	五反野保育園	（株）日本保育サービス	230	69.7%	A-	B+
	218,979,289	坂井 徹				
	新田さくら保育園	（福）じろう会			B+	評価 不能
	128,535,205	久芳 敬裕				

（別添資料1「令和4年度 足立区子ども施設指定管理者評価委員会結果資料」参照）

※ 新田さくら保育園については、指定管理者より資料の提出がなく、現地調査も拒否しているため評価不能

※ 青井おひさま保育園については、令和4年度より指定管理者がライクキッズ株式会社に変更されているが、令和3年度の評価については、前指定管理者である社会福祉法人水の会に対し実施した。

今後の方針

- 1 評価方法について更なる見直しを行い、保育の質向上に向けて取り組んでいく。
- 2 今回の評価結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導する。
- 3 区ホームページに令和5年2月に掲載する。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																																																																												
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、待機児ゼロ対策担当課、 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、 子ども施設運営課、子ども施設入園課																																																																												
内 容	<p>「足立区待機児童解消アクション・プラン」（以下、「計画」という。）の改定版（令和4年度版）を作成したので報告する。</p> <p>改定にあたっては、待機児童ゼロ継続のため、取り組み内容の見直しを行った。また、新たに年度途中の待機児童を課題ととらえ、実態把握と対応策の実施を進めていく。</p> <p>1 保育需要予測の更新（「別添資料2」P8～11参照）</p> <p>社会状況の変化を適切に反映するため、前計画（令和4年1月）の算定方法に令和4年実績等を反映して、保育需要予測を更新した。</p> <p>更新の結果、令和6年度までに必要な保育定員数は維持できている。</p> <p>◇ 令和4年実績等反映後の保育需要数と保育定員数の見込み （単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">実 績</th> <th colspan="6">見 込 み</th> </tr> <tr> <th colspan="3">令和4年4月1日(実績)</th> <th colspan="3">令和5年4月1日</th> <th colspan="3">令和6年4月1日</th> </tr> <tr> <th>3～5 歳児</th> <th>1・2 歳児</th> <th>0 歳児</th> <th>3～5 歳児</th> <th>1・2 歳児</th> <th>0 歳児</th> <th>3～5 歳児</th> <th>1・2 歳児</th> <th>0 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保育需要数 (A)</td> <td>7,700</td> <td>5,501</td> <td>1,088</td> <td>7,903</td> <td>5,515</td> <td>1,157</td> <td>7,683</td> <td>5,561</td> <td>1,159</td> </tr> <tr> <td colspan="3">14,289</td> <td colspan="3">14,575</td> <td colspan="3">14,403</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保育定員数 (B)</td> <td>9,278</td> <td>5,961</td> <td>1,480</td> <td>9,268</td> <td>5,929</td> <td>1,468</td> <td>9,265</td> <td>5,925</td> <td>1,464</td> </tr> <tr> <td colspan="3">16,719</td> <td colspan="3">16,665</td> <td colspan="3">16,654</td> </tr> <tr> <td>過不足 (B)-(A)</td> <td>+1,578</td> <td>+460</td> <td>+392</td> <td>+1,365</td> <td>+414</td> <td>+311</td> <td>+1,582</td> <td>+364</td> <td>+305</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 待機児童ゼロの継続と定員の空き対策（「別添資料1」P13～32参照）</p> <p>保育需要の状況に応じて、定員の空き対策や多様な保育の利用促進等の取り組みについて更新、調整を行った。</p> <p>(1) 区立保育施設の入所定員抑制（「別添資料1」P17参照）</p> <p>抑制反映後の保育定員数が保育需要数を下回らないよう、地域ごとの保育需要の状況を踏まえて実施していく。</p>		実 績			見 込 み						令和4年4月1日(実績)			令和5年4月1日			令和6年4月1日			3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	保育需要数 (A)	7,700	5,501	1,088	7,903	5,515	1,157	7,683	5,561	1,159	14,289			14,575			14,403			保育定員数 (B)	9,278	5,961	1,480	9,268	5,929	1,468	9,265	5,925	1,464	16,719			16,665			16,654			過不足 (B)-(A)	+1,578	+460	+392	+1,365	+414	+311	+1,582	+364	+305
	実 績			見 込 み																																																																									
	令和4年4月1日(実績)			令和5年4月1日			令和6年4月1日																																																																						
	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児	3～5 歳児	1・2 歳児	0 歳児																																																																				
保育需要数 (A)	7,700	5,501	1,088	7,903	5,515	1,157	7,683	5,561	1,159																																																																				
	14,289			14,575			14,403																																																																						
保育定員数 (B)	9,278	5,961	1,480	9,268	5,929	1,468	9,265	5,925	1,464																																																																				
	16,719			16,665			16,654																																																																						
過不足 (B)-(A)	+1,578	+460	+392	+1,365	+414	+311	+1,582	+364	+305																																																																				

◇ 区立保育施設（直営園）の入所定員抑制予定数（令和6年度まで）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和4年までの抑制数	0	▲23	▲62	▲43	▲41	▲32	▲201
令和5年入所抑制数	0	▲2	▲16	▲25	▲43	▲31	▲117
令和6年入所抑制数	0	0	0	▲14	▲20	▲32	▲66
累計	0	▲25	▲78	▲82	▲104	▲95	▲384

(2) 私立保育施設の定員の空き対策（「別添資料2」P18～22参照）

ア 建て替え・改修等（私立認可保育所）

建て替え等の実施に際し、地域の保育需要を勘案した定員設定を行っていく。

イ 利用定員変更（認可保育所、小規模保育）

利用定員を（減）変更することで、給付費の単価を引き上げ、施設の運営改善につなげる。

ウ 固定的経費の補助（小規模保育、家庭的保育）

空きの生じている小規模保育事業や家庭的保育（保育ママ）に人件費等を一部補助することで、安定的な運営を支援する。

これらに加えて、小規模保育・家庭的保育の利用促進などの多様な保育サービスの充実や、大規模集合住宅建設時の保育施設の設置協議等の取り組みを引き続き実施していく。

3 年度途中の待機児童の発生状況と対応策（「別添資料2」P34～36参照）

年度途中の利用（待機）状況を実態把握するため、10月1日時点の待機児童数を4月と同条件で調査し、対応策の検討を行った。

(1) 10月1日時点の待機児童数（「別添資料2」P34参照）

主に0歳児で区内全域に待機児童が発生している。

◇ 年齢別待機児童数

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和4年4月	0	0	0	1	0	0	1
令和4年10月	35	5	1	0	0	0	41
4月との差	35増	5増	1増	1減	増減なし	増減なし	40増

	<p>(2) 年度途中の待機児童対策（「別添資料2」P35～36参照）</p> <p>ア ベビーシッター利用支援 新たな預け先の選択肢のひとつになるよう、東京都のベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）を活用する。</p> <p>イ 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 年度途中であっても定員変更が可能な小規模保育、家庭的保育の事業者に対し、地域の保育需要の情報提供を積極的に行い、年度途中の不足している年齢への定員変更を促す。</p> <p>ウ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化 入所が不承諾となった児童と空きがある施設の mismatch を解消するため、入所が不承諾となった児童の保護者への、最新の募集状況や希望変更手続き等についての案内を強化する。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>次期の「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定は、令和5年度の保育の利用状況等を踏まえて検討する。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について																				
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設指導・支援課																				
内 容	<p>令和3年度中に日ノ出町保育園へ支払った運営費の一部について支給要件を欠くことが判明したため、返還請求を行った。</p> <p>1 経 緯</p> <p>(1) 令和4年11月30日に日ノ出町保育園で実施した都区合同の特定教育・保育施設指導検査において、運営費加算（職員の上乗せ配置分）の対象職員が令和3年度中に休暇や退職によって、実際には配置されていない期間があったことが判明した。</p> <p>(2) 退職等によって対象職員の勤務実績がなくなった場合等は、「職員の上乗せ配置」加算の要件を欠くことになるが、法人は区へ必要な届出を行っていなかったため、加算されたままの運営費が支払われていた。</p> <p>2 返還額および内訳</p> <p>(1) 返還額 5,635,763円</p> <p>(2) 内 訳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象職員</th> <th style="width: 20%;">加算項目</th> <th style="width: 15%;">対象期間</th> <th style="width: 50%;">返還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員A</td> <td>用務員配置加算</td> <td>2か月分</td> <td>281,492円</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>調理員配置加算</td> <td>7か月分</td> <td>2,883,069円</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>調理員配置加算</td> <td>6か月分</td> <td>2,471,202円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>5,635,763円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 返還請求</p> <p>(1) 事前に理事長へ説明の上、令和5年1月23日を納期限とした法人あて返還請求を令和5年1月4日付けで発出した。</p> <p>(2) すでに返還請求を行っている新田三丁目なかよし保育園の委託料（4,021,176円）とあわせて、法人から区への返還金の総額は約960万円となる。</p> <p>(3) 当該法人の財務状況を踏まえ、分割返納の申し出等があった場合には、確実な返納がされるよう、納付方法を検討する。</p>	対象職員	加算項目	対象期間	返還金額	職員A	用務員配置加算	2か月分	281,492円	職員B	調理員配置加算	7か月分	2,883,069円	職員C	調理員配置加算	6か月分	2,471,202円	合 計			5,635,763円
対象職員	加算項目	対象期間	返還金額																		
職員A	用務員配置加算	2か月分	281,492円																		
職員B	調理員配置加算	7か月分	2,883,069円																		
職員C	調理員配置加算	6か月分	2,471,202円																		
合 計			5,635,763円																		
今後の方針	園児の保育環境等に影響が及ばぬように、法人内の財務状況や会計処理を注視しつつ、返還状況を確認していく。																				

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請（令和4年7月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない）
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみ運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼（令和4年7月末現在、精算書は提出されていない）
R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県 の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、以下を文書指摘 ① 監事1名の欠員補充 ② 評議員会の招集を適正に行うこと ③ 予算執行及び資金管理の体制確保（社保料未納の原因究明、再発防止等） ④ 過年度の不適正支出等の清算
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出
R4. 6. 21	臨時理事会において、新理事長及び日ノ出町保育園の新園長の選任を承認
R4. 7. 1	新園長及び新副園長が就任 ※前園長は令和4年6月30日付け解雇
R4. 7. 3	法人が保護者説明会を開催し、新園長・副園長の就任及び、前園長の解雇理由について説明
R4. 7. 22	足立区（福祉部・子ども家庭部）から新理事長に対して、これまでの区・法人間の対応経過の確認資料を手渡し
R4. 8. 23	足立区（福祉部・子ども家庭部）が今後の法人運営の適正化の考え方について新理事長を始めとする法人幹部へのヒアリングを実施。法人の財政状況について、9月中に区に詳細な報告を行うことを要請
R4. 9. 30	法人内異動により、副園長職を廃止
R4. 11. 30	東京都と足立区（子ども家庭部）が、日ノ出町保育園の特定教育・保育施設指導検査を実施。この結果、令和3年度に区が支払った運営費の加算対象職員3名について、配置要件を欠く期間があることが判明
R5. 1. 4	足立区（子ども家庭部）から法人に対して、令和3年度の運営費約560万円の返還を請求（期限：令和5年1月23日）

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	いづみ保育園への対応状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	<p>保育士の大量退職により令和4年4月1日から保育を休止している「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」への対応状況について報告する。</p> <p>1 再開に係る書類の提出について</p> <p>区への提出期限である令和4年12月23日（金）に、法人から再開承認申請に係る書類が提出されたが、一部の必要書類は提出されなかった。</p> <p>(1) 主な未提出書類</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 保育士等の雇用関係書類</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 法人会計関係書類</p> <p>(2) 保育士等の採用状況</p> <p>再開時の園児の定員が20名の場合、区の基準では保育士7名に加えて非常勤保育士1名以上を配置する必要があるが、区への書類提出期限日（令和4年12月23日）の時点で、保育士6名の内定にとどまっており、雇用契約書の締結までに至っていない。</p> <p>2 東京都との事前協議</p> <p>東京都と区で事前協議を行い、法人から提出される再開申請書類の審査基準、区が行う各手続の内容及び未提出書類を含めた必要書類の提出期限等、双方の認識の相違がないよう確認した。</p>
今後の方針	引き続き、東京都との連携・協議を行い、法的根拠に基づいて、慎重に再開判断を行っていく。

対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続について報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要な常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきにて）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）
R4. 4. 10	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が

対応経過

～R4. 5. 24		転園先（16施設）に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に7月15日進達、7月25日東京都承認） 園長から令和4年11月もしくは12月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和5年4月1日に定員27名で再開をしたいとの申し出
R4. 10. 20	園→区	「令和5年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を発出
R4. 12. 23	園→区	保育所の再開に係る書類の一部提出

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金の返還請求について												
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課												
内 容	<p>足立区住居借上げ支援事業補助金の交付を受けた利用者のうち、補助対象要件を欠く者があったことが確認されたため、足立区保育士等住居借上げ支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱という」）の規定に基づき、当該事業者に対し、交付決定の一部取消及び補助金の返還請求を行った。併せて、国・東京都に対して補助金の返還手続きを進める。</p> <p>1 概要</p> <p>ア 今年度の補助金交付申請時の書類審査において、区が当該住居の住所地の住民基本台帳を検索したところ、利用者以外の住民登録が確認されたものが2件あった。</p> <p>イ 各事業者へ調査を求めたところ、2件とも利用者に同居人がいたことが判明し、補助対象要件を欠いていたことが確認された。</p> <p>ウ 上記を踏まえ、各事業者から区へ、既に過年度に交付された補助金を返還する旨の申立があった。</p> <p>2 返還金額（総額：2,397,000円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業者</th> <th style="width: 45%;">返還対象期間</th> <th style="width: 40%;">返還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>令和2年12月～令和4年3月分</td> <td style="text-align: right;">1,105,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>令和2年 9月～令和4年3月分</td> <td style="text-align: right;">1,292,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">2,397,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 返還請求及び精算手続</p> <p>(1) 交付決定の取消及び返還請求 要綱第17条及び19条の規定に基づき、区から各事業者あて交付決定取消通知書及び補助金返還通知書を発出した。</p> <p>(2) 国・東京都から交付された補助金の精算 国・東京都の補助金は、区へ交付されたものであることから、区から顛末書等を提出し、過年度返還金として返納する。</p> <p>(3) 補正予算への計上 事業者から納付される返還金及び国・東京都への返納について、各々計上予定である。</p>	事業者	返還対象期間	返還金額	A	令和2年12月～令和4年3月分	1,105,000円	B	令和2年 9月～令和4年3月分	1,292,000円	計		2,397,000円
事業者	返還対象期間	返還金額											
A	令和2年12月～令和4年3月分	1,105,000円											
B	令和2年 9月～令和4年3月分	1,292,000円											
計		2,397,000円											

	<p>4 補助対象要件の確認</p> <p>(1) 本事業では、要綱で定める補助対象要件等を確認するため、補助金申請時及び実績報告時にそれぞれ事業者から提出される書類を全件審査している。</p> <p>(2) 利用対象者の住民記録閲覧同意書に基づき、区が住民基本台帳で当該住居での居住確認を行っている。</p> <p>(3) 今年度の補助金交付申請の書類審査においては、本件の2事業者以外に疑義のある申請はなかった。なお、返還請求となる事案は、本事業が開始された平成27年度以降、初めてのことである。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>補正予算が成立した際には、国・東京都へ補助金の返納を行う。</p> <p>また、補助金交付を受けている事業者に対し、補助金申請時に確実な実態把握と調査を徹底させる。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の実施検討について																			
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども施設入園課、待機児ゼロ対策担当課																			
内 容	<p>東京都の補助事業を活用し、新たな「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」の実施検討について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 実施する事業 令和4年10月に開始した「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり支援）」に加え、年度途中の待機児童対策として「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」についても実施する方向で詳細を検討する。</p> <p>(1) ベビーシッター利用支援事業の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業類型</th> <th style="width: 30%;">利用理由</th> <th style="width: 40%;">方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童支援</td> <td>待機児童</td> <td>令和5年5月から実施する方向で検討</td> </tr> <tr> <td>一時預かり利用支援</td> <td>利用の理由は問わない</td> <td>令和4年10月から実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">利用対象者</td> <td>ア 0～5歳児クラスの待機児童 イ 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申込が必要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者及び公費負担(上限)</td> <td>ア 利用者負担： 150円/時間 イ 公費負担： 2,310円/時間 (負担割合) 待機児は都7/8、区1/8 育休満了者は都10/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用上限</td> <td>ア 保育短時間： 8時間/日かつ 160時間/月 イ 保育標準時間： 11時間/日かつ 220時間/月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交通費支給上限(都の補助事業活用)</td> <td>20,000円/月 ※ 公費負担割合： 都1/2、区1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">シッターの要件</td> <td>ア 都が認定した事業者ベビーシッター イ 都の研修を受けている</td> </tr> </tbody> </table>	事業類型	利用理由	方針	待機児童支援	待機児童	令和5年5月から実施する方向で検討	一時預かり利用支援	利用の理由は問わない	令和4年10月から実施	利用対象者	ア 0～5歳児クラスの待機児童 イ 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申込が必要	利用者及び公費負担(上限)	ア 利用者負担： 150円/時間 イ 公費負担： 2,310円/時間 (負担割合) 待機児は都7/8、区1/8 育休満了者は都10/10	利用上限	ア 保育短時間： 8時間/日かつ 160時間/月 イ 保育標準時間： 11時間/日かつ 220時間/月	交通費支給上限(都の補助事業活用)	20,000円/月 ※ 公費負担割合： 都1/2、区1/2	シッターの要件	ア 都が認定した事業者ベビーシッター イ 都の研修を受けている
事業類型	利用理由	方針																		
待機児童支援	待機児童	令和5年5月から実施する方向で検討																		
一時預かり利用支援	利用の理由は問わない	令和4年10月から実施																		
利用対象者	ア 0～5歳児クラスの待機児童 イ 0歳児クラスの育休満了者 ※ 育休満了者は、1歳児クラス（4月入所）の申込が必要																			
利用者及び公費負担(上限)	ア 利用者負担： 150円/時間 イ 公費負担： 2,310円/時間 (負担割合) 待機児は都7/8、区1/8 育休満了者は都10/10																			
利用上限	ア 保育短時間： 8時間/日かつ 160時間/月 イ 保育標準時間： 11時間/日かつ 220時間/月																			
交通費支給上限(都の補助事業活用)	20,000円/月 ※ 公費負担割合： 都1/2、区1/2																			
シッターの要件	ア 都が認定した事業者ベビーシッター イ 都の研修を受けている																			

	<p>2 開始時期目途 令和5年5月</p> <p>3 事業費（令和5年度見込） 総額 4,920千円（内一般財源 4,150千円）</p> <p>（1）ベビーシッター利用料分 3,380千円 利用見込14人（未就学児27,172×他区利用率0.051%）× 時間単価2,310×他区平均利用時間76×月数11×区負担分1/8 ※ 都への支払は、令和6年度になるため繰越予定</p> <p>（2）交通費補助分 1,540千円 利用見込14人×月数11×月見込費用10,000円 ※ 特定財源770千円、一般財源770千円</p> <p>4 保育状況等に関するアンケート結果 待機児童の保護者を対象に実施したアンケートで「ベビーシッター利用支援事業を利用したいか」との設問に対し、回答者数147名のうち「利用したい」と回答したのは41名（利用希望率28%）であった。</p> <p>5 他区の実施状況 （1）12区（近隣では葛飾、江戸川、荒川、台東、北）が実施している。 （2）他区の年間延べ申請者数は、概ね10～250人程度である。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>議会に報告の後、令和5年5月からの事業実施に向け準備を進める。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	待機児ゼロの維持に向けた地域型保育事業の欠員補助継続について																																										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																																										
内 容	<p>地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）の欠員補助事業を継続したいため以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 各年4月時点の入所率は低いものの、5月以降、年度途中の受入れ実績があるため、待機児ゼロを継続する上でその定員を確保しておく必要があるため。</p> <p>2 小規模保育への支援内容 小規模保育については、年度内の特に0歳児の受け皿となっている。0歳の定員を確保するため、補助継続する。 (小規模保育入所率)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">年</th> </tr> <tr> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">小規模保育 (0歳児)</th> <th>4月1日時点</th> <td>63%</td> <td>35%</td> <td>40%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <th>12月1日時点</th> <td>100%</td> <td>92%</td> <td>100%</td> <td>99%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 補助期間 4月から9月まで</p> <p>(2) 補助対象 各月1日時点における0歳児の入所率が8割未満の施設</p> <p>(3) 補助額 4月1日時点における公定価格（基本分単価）の2分の1</p> <p>(4) 継続実施した場合の所要額 57,558千円（令和5年度当初予算案）</p> <p>3 家庭的保育への支援内容 家庭的保育については、受託児童がない場合、運営費が支給されず事業継続が困難になるため、維持管理経費を補助継続する。 (家庭的保育入所率)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">年</th> </tr> <tr> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">家庭的保育 (0歳児 ～2歳児)</th> <th>4月1日時点</th> <td>78%</td> <td>63%</td> <td>56%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <th>12月1日時点</th> <td>93%</td> <td>80%</td> <td>84%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>			年				令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	小規模保育 (0歳児)	4月1日時点	63%	35%	40%	38%	12月1日時点	100%	92%	100%	99%			年				令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	家庭的保育 (0歳児 ～2歳児)	4月1日時点	78%	63%	56%	62%	12月1日時点	93%	80%	84%	90%
				年																																							
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																						
小規模保育 (0歳児)	4月1日時点	63%	35%	40%	38%																																						
	12月1日時点	100%	92%	100%	99%																																						
		年																																									
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																						
家庭的保育 (0歳児 ～2歳児)	4月1日時点	78%	63%	56%	62%																																						
	12月1日時点	93%	80%	84%	90%																																						

	<p>(1) 補助期間 1年度につき最大延べ6か月</p> <p>(2) 補助対象 各月1日時点において、児童を受託していない施設</p> <p>(3) 補助額 4月1日時点における公定価格（基本分単価）の2分の1及び保育補助者・調理員の雇用経費</p> <p>(4) 補助要件（変更点） 年間通して受託児童0人の施設（令和3年度2施設）があることから、下記アからウの全ての補助要件を満たすことを条件に加える。</p> <p>ア 一時保育を実施すること</p> <p>イ 給食を提供すること (ア) 給食提供実施の準備を進めた月から補助の対象とする。 (イ) 厚生労働省令により令和7年3月31日までに給食提供実施の条件あり。</p> <p>ウ 区が指定する研修を受講すること この取組により家庭的保育の良さを知ってもらい、かつ質の向上を図る。家庭的保育を選択してもらいやすい環境を作り上げ、さらなる入所率向上を目指す。</p> <p>(5) 継続実施した場合の所要額 10,934千円（令和5年度当初予算案）</p> <p>4 年度途中の待機児童対策と事業者支援</p> <p>(1) 事業者が地域の待機情報を基に年齢ごとに設定された定員を変更しやすくするため、待機情報を提供する。</p> <p>(2) 年度途中の地域の保育需要の充足と事業者の安定的な運営を支援する。</p> <p>【参考】</p> <p>ア 小規模保育 区で把握している年度途中の入所保留者の発生情報を事業者に提供する。定員変更の意向があれば、区へ協議の上、見込まれる需要に応じた定員変更を実施する。</p> <p>イ 家庭的保育 年度途中の入所保留者に対して、受託児童0人の施設など受け入れ可能な施設への入所の斡旋を図っていく。</p>
今後の方針	令和5年度予算が成立後、施設へ事業周知を行う。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	令和5年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について																																																		
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設入園課																																																		
内 容	<p>令和5年4月保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)）利用申込の受付状況及び保育コンシェルジュの利用状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和5年4月保育施設利用申込受付状況</p> <p>(1) 利用申込数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年月 申込状況</th> <th style="text-align: center;">令和4年 4月入所</th> <th style="text-align: center;">令和5年 4月入所</th> <th style="text-align: center;">増減</th> <th style="text-align: center;">前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用申込(受付期間中)【A】</td> <td style="text-align: center;">2,588</td> <td style="text-align: center;">2,525</td> <td style="text-align: center;">△63</td> <td style="text-align: center;">97.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 子ども施設入園課窓口</td> <td style="text-align: center;">1,711</td> <td style="text-align: center;">805</td> <td style="text-align: center;">△906</td> <td style="text-align: center;">47.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> オンライン申請</td> <td style="text-align: center;">543</td> <td style="text-align: center;">1,467</td> <td style="text-align: center;">924</td> <td style="text-align: center;">270.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 郵送</td> <td style="text-align: center;">334</td> <td style="text-align: center;">253</td> <td style="text-align: center;">△81</td> <td style="text-align: center;">75.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">審査継続分【B】</td> <td style="text-align: center;">978</td> <td style="text-align: center;">1,018</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">104.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">先行利用調整申込【C】</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">△17</td> <td style="text-align: center;">88.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用申込合計【A+B+C】</td> <td style="text-align: center;">3,708</td> <td style="text-align: center;">3,668</td> <td style="text-align: center;">△40</td> <td style="text-align: center;">98.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">募集人数(※2)</td> <td style="text-align: center;">4,053</td> <td style="text-align: center;">3,714</td> <td style="text-align: center;">△339</td> <td style="text-align: center;">91.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>【B】：10月～1月入所希望受付分のうち、待機のため令和5年4月の審査に継続するもの</p> <p>【C】：小規模保育、保育ママの卒園児を対象とした先行申込</p> <p>※1 上記人数は、転園、区外からの入園、区外保育施設との併願を含む。</p> <p>※2 募集人数が減少した理由は、以下のとおり。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 私立保育施設の経営支援を目的とした利用定員の変更等による減(172人)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 区立保育施設の入所定員の抑制(117人)</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 継続利用児童の見込数増加に伴う受入枠の減(50人)</p>	年月 申込状況	令和4年 4月入所	令和5年 4月入所	増減	前年比	利用申込(受付期間中)【A】	2,588	2,525	△63	97.6%	内					子ども施設入園課窓口	1,711	805	△906	47.0%	オンライン申請	543	1,467	924	270.2%	郵送	334	253	△81	75.7%	審査継続分【B】	978	1,018	40	104.1%	先行利用調整申込【C】	142	125	△17	88.0%	利用申込合計【A+B+C】	3,708	3,668	△40	98.9%	募集人数(※2)	4,053	3,714	△339	91.6%
年月 申込状況	令和4年 4月入所	令和5年 4月入所	増減	前年比																																															
利用申込(受付期間中)【A】	2,588	2,525	△63	97.6%																																															
内																																																			
子ども施設入園課窓口	1,711	805	△906	47.0%																																															
オンライン申請	543	1,467	924	270.2%																																															
郵送	334	253	△81	75.7%																																															
審査継続分【B】	978	1,018	40	104.1%																																															
先行利用調整申込【C】	142	125	△17	88.0%																																															
利用申込合計【A+B+C】	3,708	3,668	△40	98.9%																																															
募集人数(※2)	4,053	3,714	△339	91.6%																																															

(2) 年齢別申込数 (人)

年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年度	1,061	1,533	448	535	93	38	3,708
令和5年度	1,015	1,626	427	478	84	38	3,668
増減	△46	93	△21	△57	△9	0	△40

2歳を除き0歳から5歳の年齢で人口は減少している（下表のとおり）が、申込数は前年度とほぼ同じ水準であった。

【参考】年齢別人口 (人)

年齢 年月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和3年12月	4,188	4,542	4,470	4,833	4,838	5,002
令和4年12月	4,103	4,203	4,481	4,391	4,762	4,782
増減	△85	△339	11	△442	△76	△220

2 オンライン申請の受付状況

(1) オンライン申請数（受付期間中） (人)

年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年度	226	178	65	56	14	4	543
令和5年度	603	511	176	136	31	10	1,467
増減	377	333	111	80	17	6	924

年齢別の申込数をみると0歳の申込が最も多かった。乳幼児を窓口連れていく必要がないため、他の年齢層より利用が多かったと考えられる。

(2) オンライン利用率 (%)

年齢 年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	全体
令和4年度	23.2	23.1	20.2	18.4	24.1	16.7	22.1
令和5年度	64.4	62.2	59.9	50.6	51.7	55.6	61.2
増減	41.2	39.1	39.7	32.2	27.6	38.9	39.1

受付期間中の申込数（区外からの申込を除く）のうち61.2%がオンライン申請による受付であった。

3 保育コンシェルジュ利用状況

(1) 利用延人数（4月1日～12月5日） (人)

種別 年	個別 相談	内 訳			説明会	合計
		区役所	オンライン	子育て サロン	オンライン (※)	
令和3年	2,132	1,621	339	172	—	2,132
令和4年	2,474	1,993	255	226	454	2,928
増減	342	372	△84	54	454	796
前年比	116.0%	122.9%	75.2%	131.4%	皆増	137.3%

※ 令和4年2月から毎月3回程度実施

ア 利用延人数のうち24.2%がオンライン（個別相談及び説明会）による利用であった。

イ 子育てやお子さんの発達に関する悩みなど保育サービス以外の相談が54件あった。

ウ 利用者アンケート（令和4年1～3月に実施）で、相談が役に立ったと答えた方の割合は100%（前年は98%）であった。

問題点
今後の方針

利用調整結果については、令和5年2月8日頃に申請者へ通知する。利用調整後、空きが生じた場合は、追加利用調整を実施していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	令和5年度の医療的ケア児支援体制について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	<p>令和5年度の医療的ケア児支援体制について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 保育園2園新規実施（区内5園での実施となる） 令和5年4月、2名の看護師の採用予定を前提に、以下の保育園を、新たに医療的ケア指定園の候補とする。</p> <p>(1) 千住あずま保育園（千寿常東小 医療的ケア児在籍） (2) 大谷田第一保育園（大谷田エリア 医療的ケア児在住）</p> <p>2 小学校での実施（3方式による試行実施）</p> <p>(1) 小学校におけるアンケート（令和4年10月実施 P74参照） アンケート結果によると医療的ケア児16名が在籍している。</p> <p>ア 3名については医療的ケアが必要な児童 イ 13名についてはすでに自らケアができる児童</p> <p>(2) アンケート結果をもとに、以下の3方式により試行実施</p> <p>ア 巡回方式（東綾瀬小学校）※ 令和4年度に引き続き実施 → 保育園からの看護師の巡回実施</p> <p>イ 常駐方式（千寿常東小学校） （ただし、東京都に登録喀痰吸引等事業者登録が必要） → 認定特定行為業務従事者（スクールアシスタント）の常駐実施（千住あずま保育園看護師のサポート有）</p> <p>ウ 訪問看護業務委託方式（栗原北小学校予定） → 訪問看護ステーションへの業務委託実施</p> <div style="text-align: center;"> </div>
今後の方針	令和6年度以降の小学校での医療的ケア児支援体制の構築を図るために、3方式（巡回、常駐、委託）を試行実施し、検証を行っていく。

足立区立小学校における 医療的ケア児の在籍アンケート (令和4年10月実施)

	学校名	なし	ある	経管栄養	導尿	たん吸引	インスリン		
1	千寿	○							
2	千寿本町	○							
3	千寿双葉	○							
4	千寿常東		○			1年			
5	足立	○							
6	千寿桜	○							
7	千寿八	○							
8	西新井	○							
9	西一	○							
10	西二	○							
11	西伊興	○							
12	興本	○							
13	本木	○							
14	寺地	○							
15	関原		○				4年(本人)※		
16	江北	○							
17	扇	○							
18	鹿浜一	○							
19	北鹿浜	○							
20	鹿浜西	○							
21	鹿浜五色桜	○							
22	皿沼		○				5年(本人)	4年(本人)	4年(本人)
23	新田		○				6年(本人)		
24	宮城	○							
25	舎人		○				6年(本人)		
26	舎人一	○							
27	足立入谷	○							
28	古千谷	○							
29	梅島		○				2年(本人)		
30	梅島一	○							
31	梅島二	○							
32	島根	○							
33	中島根	○							
34	亀田		○				5年(本人)		
35	栗原	○							
36	栗原北	○			R5新1年				
37	栗島	○							
38	加平		○		1年(自宅)				
39	東栗原	○							
40	平野	○							
41	弥生	○							
42	弘道	○							
43	弘道一	○							
44	青井	○							
45	綾瀬	○							
46	東綾瀬		○		2年				
47	東加平	○							
48	東湊江	○							
49	中川		○				4年(本人)		
50	中川北	○							
51	辰沼	○							
52	中川東	○							
53	北三谷	○							
54	大谷田	○							
55	長門	○							
56	花畑	○							
57	花畑一	○							
58	花畑西		○				5年(本人)		
59	桜花	○							
60	花保	○							
61	六木	○							
62	湊江	○							
63	湊江一		○				6年(本人)		
64	西保木間	○							
65	保木間	○							
66	竹の塚	○							
67	伊興		○				4年(本人)		
68	東伊興	○							

※「4年(本人)」の(本人)とは、医療的ケアの対象児であるが、すでに自分でケアができる児童であることを示している。

教 育 委 員 会 報 告

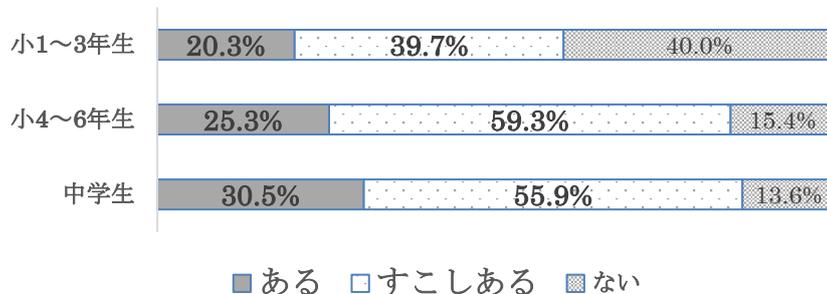
令和5年1月12日

件 名	「こころとからだアンケート」の実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>1 目的 児童・生徒のストレス状態を把握し、教員やスクールカウンセラー（以下、SC）による個別支援に役立てる。 なお、このアンケートは、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休校をきっかけとして開始した。</p> <p>2 対象 区立小・中学校 全児童・生徒（発達段階に応じた学年区分） 〔調査回答数 小学1年生～3年生 10,542名〕 小学4年生～6年生 11,561名〕 中学1年生～3年生 9,877名〕 合計 31,980名〕 ※ 回答率73%（タブレットにてGoogle Formsで回答）</p> <p>3 調査期間 令和4年10月6日～10月19日</p> <p>4 調査結果 (1) 学年区分の特徴 ア 身体面 (ア) 設問 「毎日ぐっすり眠れている」 「眠れていない」の項目は、学年区分が上がるにつれて高くなった。 小1～3年生 8.5% 58.8% 32.7% 小4～6年生 10.8% 49.5% 39.7% 中学生 12.4% 36.4% 51.1% ■ 眠れていない □ 眠れている ■ まあまあ眠れている</p> (イ) 設問 「ご飯をおいしく食べられている」 「食べられていない」の項目は、小学4年生～6年生が僅差だが、最も高かった。 小1～3年生 4.2% 75.0% 20.8% 小4～6年生 8.1% 76.2% 15.7% 中学生 7.7% 68.1% 24.2% ■ 食べられていない □ 食べられている ■ まあまあ食べられている

イ 情緒面

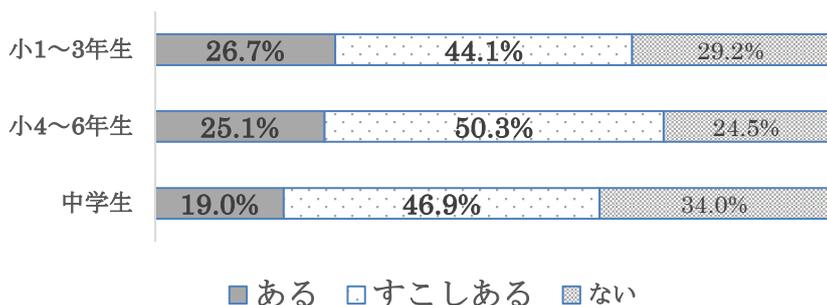
(ア) 設問

「小1～3年生 こわくて、おちつかないことがある
小4～6年生、中学生 やる気が出ないことがある」
不安定さを示す回答は、学年区分が上がるにつれて高くなった。



(イ) 設問 「むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする」

「ある」「すこしある」の回答は小学4年生～6年生が最も高かった。



(2) 身体的、情緒的影響と昨年度調査との比較

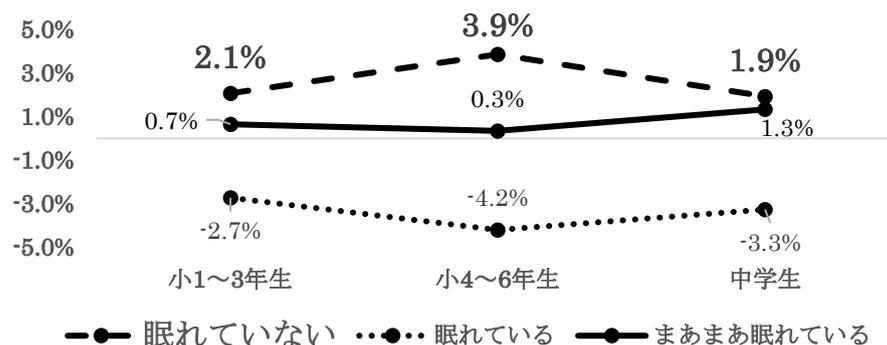
全体的に昨年度より強いストレス反応の児童・生徒の割合が増加した。

ア 身体的影響（食欲、睡眠への影響）

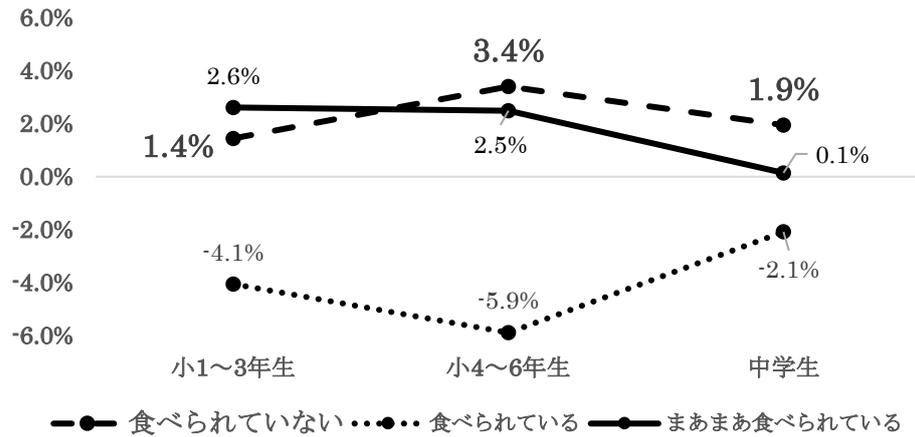
「眠れていない」「食べられていない」の項目は、すべての学年区分で上昇した。

※ 数値は令和3年度との差

(ア) 設問 「毎日ぐっすり眠れている」



(イ) 設問 「ご飯をおいしく食べられている」



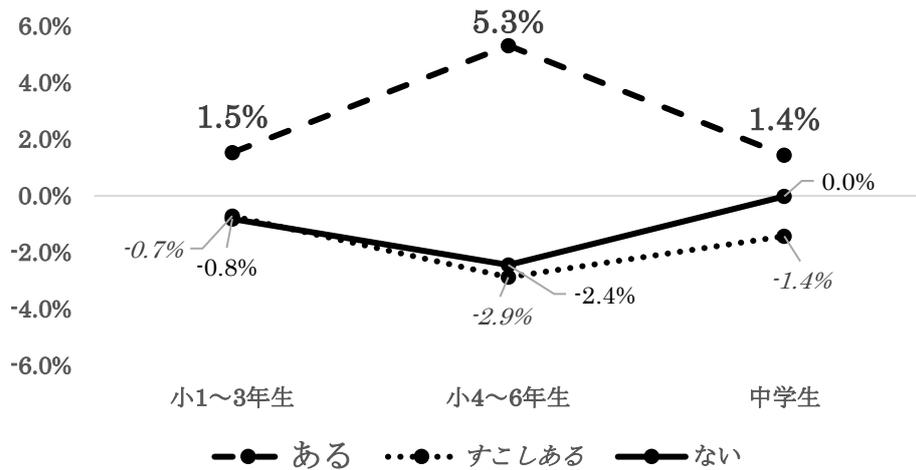
イ 情緒的影響

意欲低下や苛立ちの項目について、すべての学年区分で上昇した。

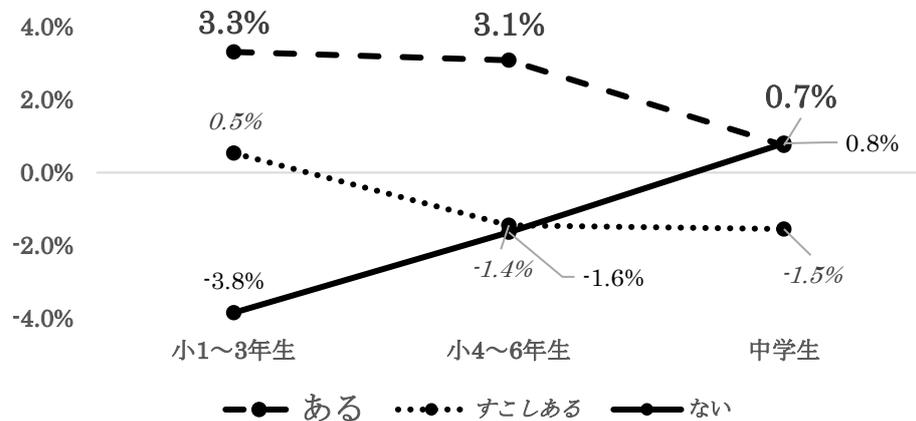
※ 数値は令和3年度との差

(ア) 設問

「小1~3年生 こわくて、おちつかないことがある
小4~6年生、中学生 やる気が出ないことがある」



(イ) 設問 「むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする」



5 結果分析

新型コロナウイルス感染症拡大以降の休校や分散登校の繰り返しによる生活リズムの乱れや友人等とのコミュニケーションの変化などが、身体的・情緒的影響に繋がった可能性がある。

6 今後の児童・生徒への対応

集計結果を学校にフィードバックする。学校が配慮を必要と判断した児童・生徒及び未回答の児童・生徒については、以下のとおり教員やS Cが対応して心のケアに繋げる。

(1) 学校に来ている児童・生徒

教室内の行動観察や相談室での個別面談を行い、課題が確認されれば、個別面談を継続する。

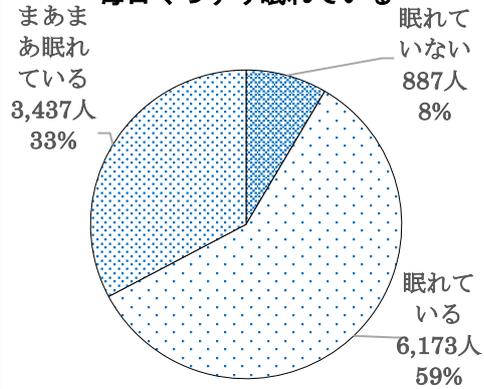
(2) 学校に来ていない児童・生徒

家庭訪問や電話連絡、オンライン面談を通して心身の状況把握に努め、必要な支援を検討する。

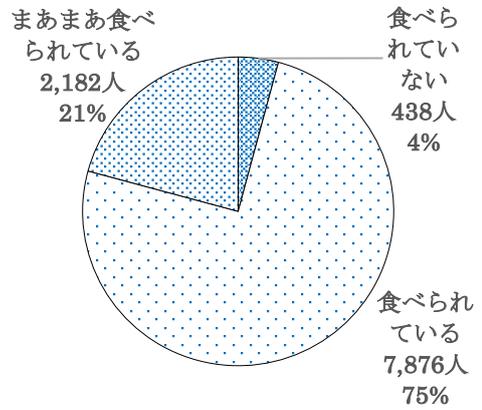
【参考：集計結果】

<小学1～3年生>

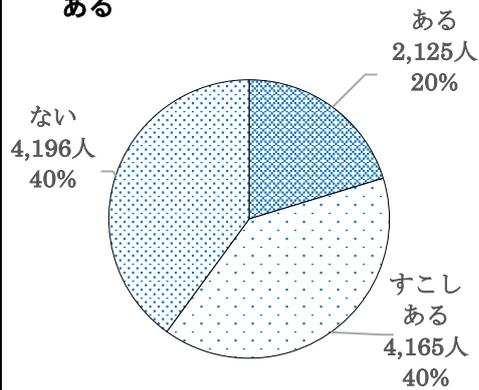
質問1
毎日ぐっすり眠れている



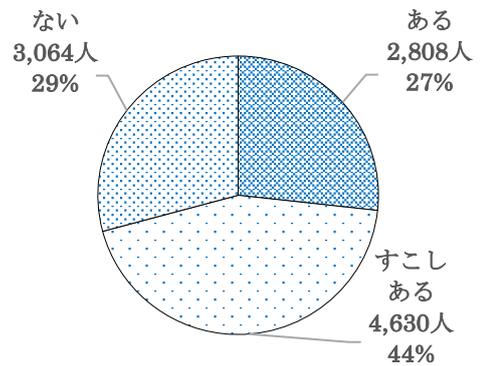
質問2
ご飯をおいしく食べられている



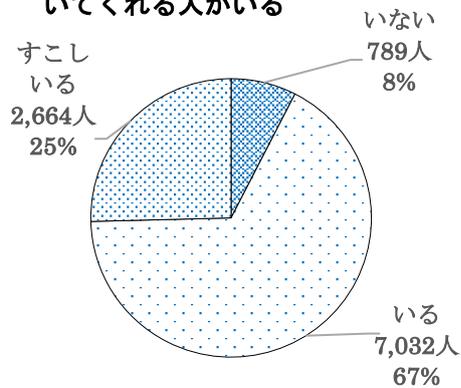
質問3
こわくて、おちつかないことがある



質問4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする

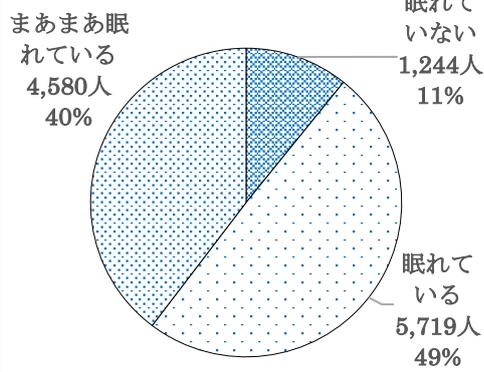


質問5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がいる

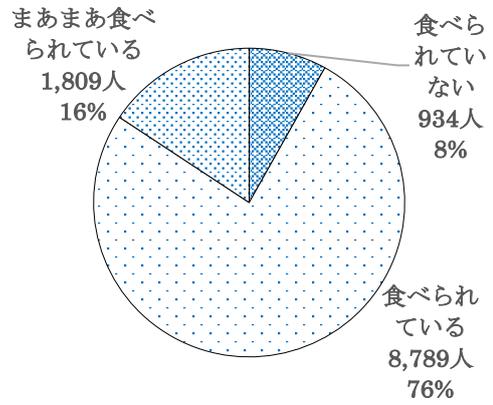


<小学4～6年生>

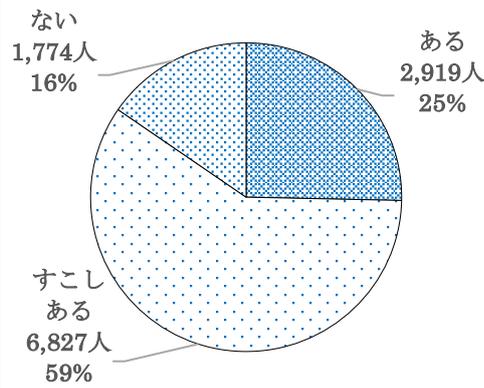
質問1
毎日ぐっすり眠れている



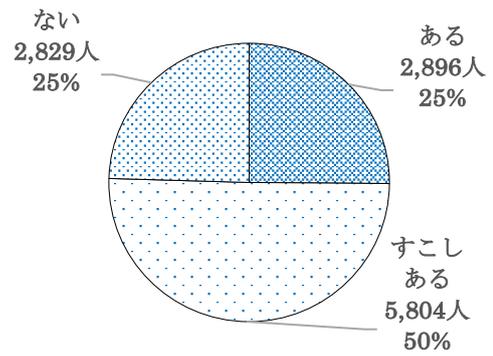
質問2
ご飯をおいしく食べられている



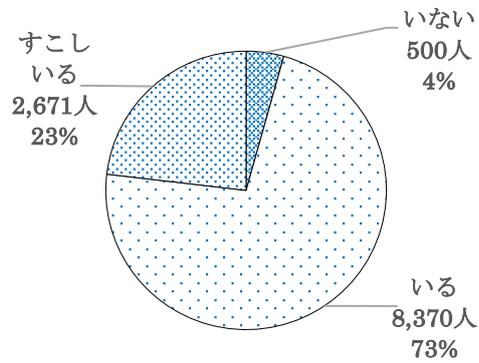
質問3
やる気が出ないことがある



質問4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする

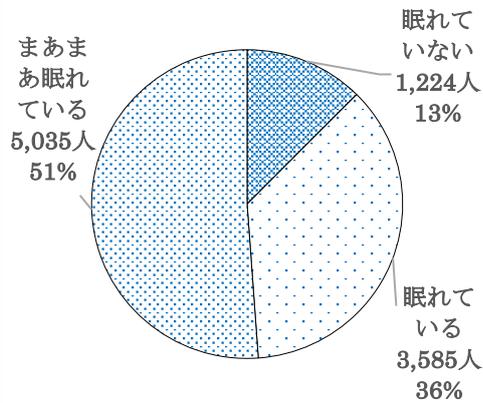


質問5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がいる

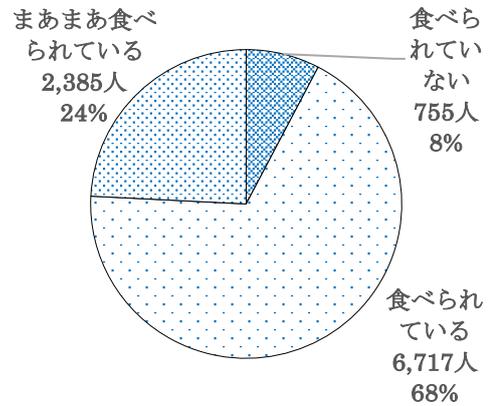


<中学生>

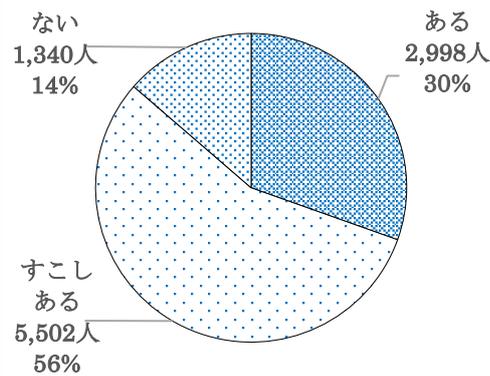
質問 1
毎日ぐっすり眠れている



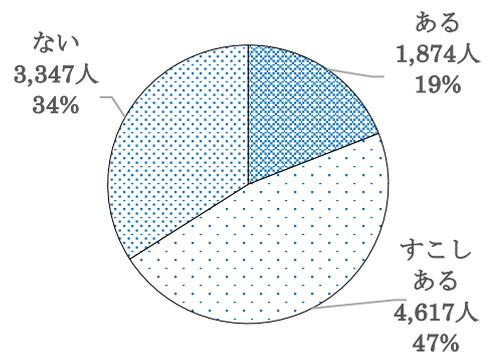
質問 2
ご飯をおいしく食べられている



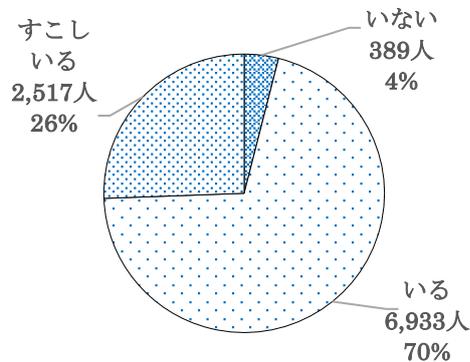
質問 3
やる気が出ないことがある



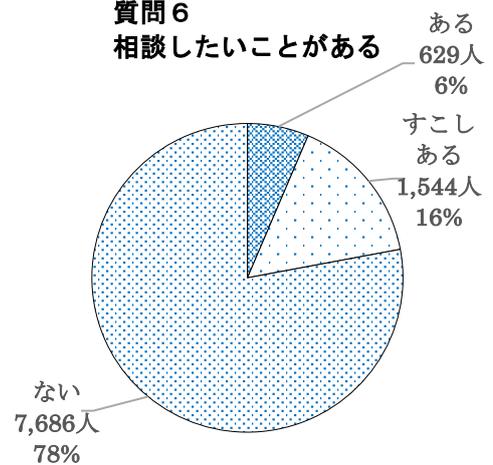
質問 4
むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする



質問 5
困ったことがあった時、話を聞いてくれる人がいる



質問 6
相談したいことがある



今後の方針

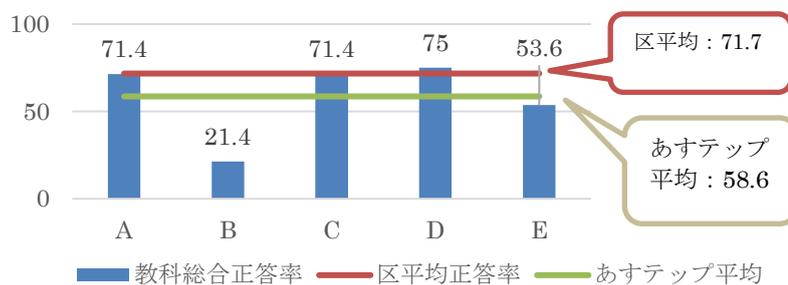
感染症対策による制限のある生活が続くため、児童・生徒の身体・情緒面の反応に留意する。教員やSCによる面談など、必要に応じて個別対応を行う。

教 育 委 員 会 報 告

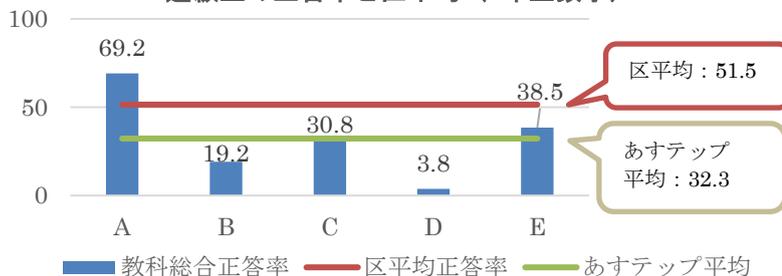
令和5年1月12日

件 名	特例課程教室あすトップの検証会議の結果について				
所 管 部 課 名	こども支援センターげんき教育相談課				
内 容	<p>特例課程教室あすトップは、不登校特例校の類似の支援教室として、支援の効果等を検証することになっている。 開設3年度目の検証会議の結果について報告する。</p> <p>1 実施日時 令和4年12月16日（金） 午後2時から3時まで ※ オンラインで会議を実施</p> <p>2 参加者 文部科学省 児童生徒課課長補佐 東京都 教育庁指導部主任指導主事 学識経験者 ルーテル学院大学教授 足立区 教育長、教育指導部長、こども支援センターげんき所長、 教育指導課長、教育相談課長 他</p> <p>3 検証会議での報告内容 (1) あすトップの通級状況（令和4年度）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">あすトップなでしこ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">13人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">" はなほ</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4人</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 100px;">※ 11月末現在。体験生除く</p> <p>(2) 調査項目 ア 区学力定着に関する総合調査（学力、意識）比較 イ チャレンジ学級（西新井、綾瀬、竹の塚）との比較 ウ 通級生や保護者を対象にしたアンケート エ 設置校管理職からの意見 オ 分教室型公立特例校の視察 カ 私立不登校特例校の開設による影響</p> <p>(3) 調査項目の内容について ア 学力・意識調査の中学校全体との比較（通級生のうち学力調査を受験した3年生5人（英語のみ6人）の結果） (ア) 学力調査では、個々の学力に大きな差があった。個別指導を行いつつ、学力の高い生徒へは応用力を養う指導も必要である。</p>	あすトップなでしこ	13人	" はなほ	4人
あすトップなでしこ	13人				
" はなほ	4人				

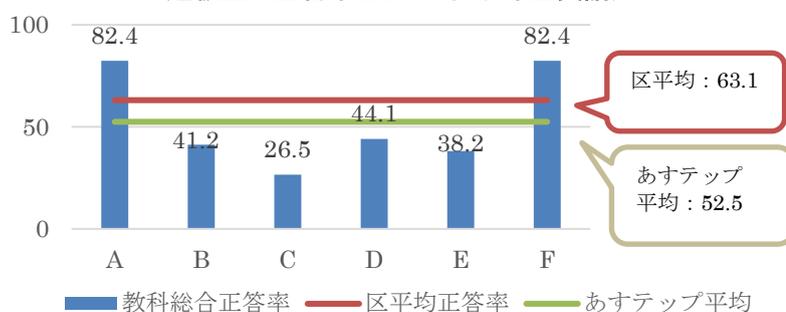
通級生の正答率と区平均（3年生国語）



通級生の正答率と区平均（3年生数学）



通級生の正答率と区平均（3年生英語）

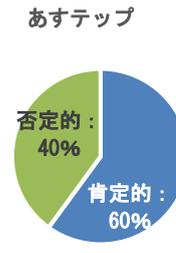
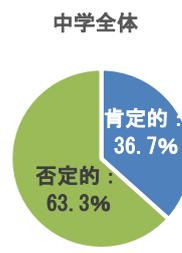
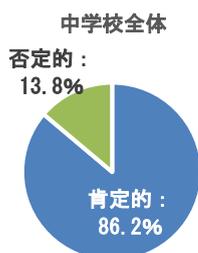


(イ) 意識調査では、全体的には中学校全体よりも数値は低いものの、下記②④の設問は全体より肯定的な数値が高かった。

また、前年度に比較して肯定的な意識も増えておりあすテップの活動が寄与していると考える。

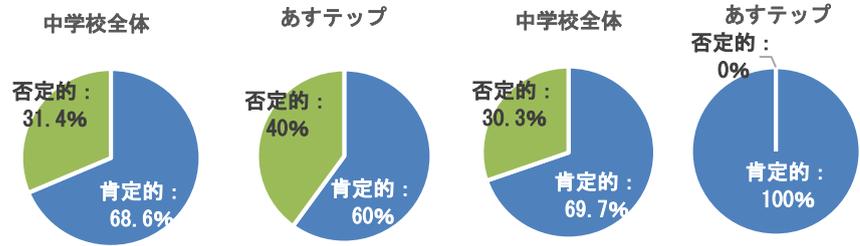
①学校に行くのが楽しい

②勉強は好きだ



③自分にはよいところがあると思う

④将来の夢や目標を持っている



肯定的意識の年度比較

項目	R3 年度	R4 年度	増減
① 学校に行くのが楽しい	22%	60%	+38
② 勉強は好きだ	33%	60%	+27
③ 自分にはよいところがあると思う	44%	60%	+16
④ 将来の夢や目標を持っている	56%	100%	+44

イ 定着率・スクールカウンセラー（SC）相談の比較

（ア）1週間当たりの通級率では、あすトップは88%が週3日以上通級しており、チャレンジ学級より定着率が高い。

教室	2回/週まで	3回/週以上
あすトップ	12.5%	87.5%
チャレンジ 西新井	46.7%	53.3%
〃 綾瀬	55.6%	44.4%
〃 竹の塚	55.5%	44.5%

（イ）生徒一人あたりのSC面談（41回/年）も多く、きめ細やかなフォロー体制が確立されている。

（参考：設置校の生徒一人当たり面談回数（0.4回/年））

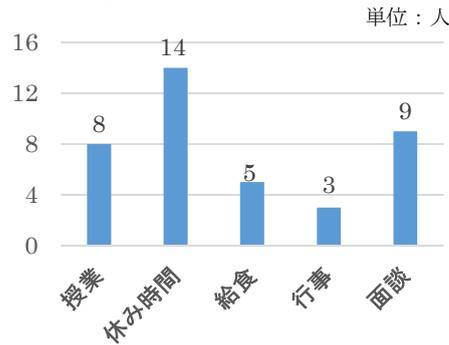
ウ 通級生及び保護者アンケート

（ア）在籍校との関係では、通級生の76%、保護者の83%が繋がりを保ちたいと回答する一方、特例校と仮定したあすトップに転校してもよいとなったのは、通級生が41%、保護者が33%に留まった。在籍校との繋がりを保ちたいというニーズが伺える。

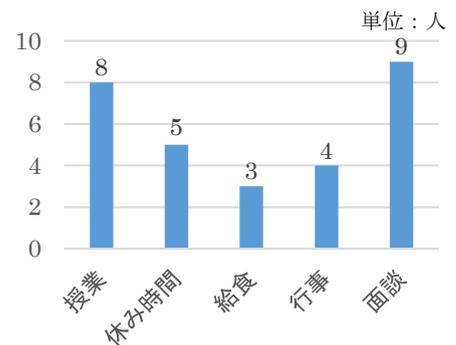
項目	通級生	保護者
在籍校と関係を持ち続けたい	76%	83%
あすトップに転校してもよい	41%	33%

(イ) あすトップの活動のうち、通級生は休み時間、保護者はSC面談を評価している。少人数支援の利点を生かして、通級生が孤立しないよう、指導員が声をかけている。

あすトップの好きな活動
(通級生) 複数回答有



印象的なあすトップの活動
(保護者) 複数回答有



(ウ) 通級による変化として、通級意欲や学習意欲が向上、他者理解が進んだと回答しており、学校以外の居場所での活動による良い結果が出ている。

項目	通級生	保護者
登校(通級)への意欲の向上	76%	67%
学習意欲の向上	76%	73%
他者への理解が進んだ	71%	47%
生活習慣の改善	71%	67%

エ 設置校の管理職への聞き取り

あすトップが特例校になる場合、校内施設の供用は困難で、現在の形のままだと望ましいと回答しており、設置校の意見も重視すべきである。

オ 公立不登校特例校の課題 (大田区立御園中学校分教室みらい学園中等部を11月に視察)

(ア) 登校できなくなった生徒への対応方法

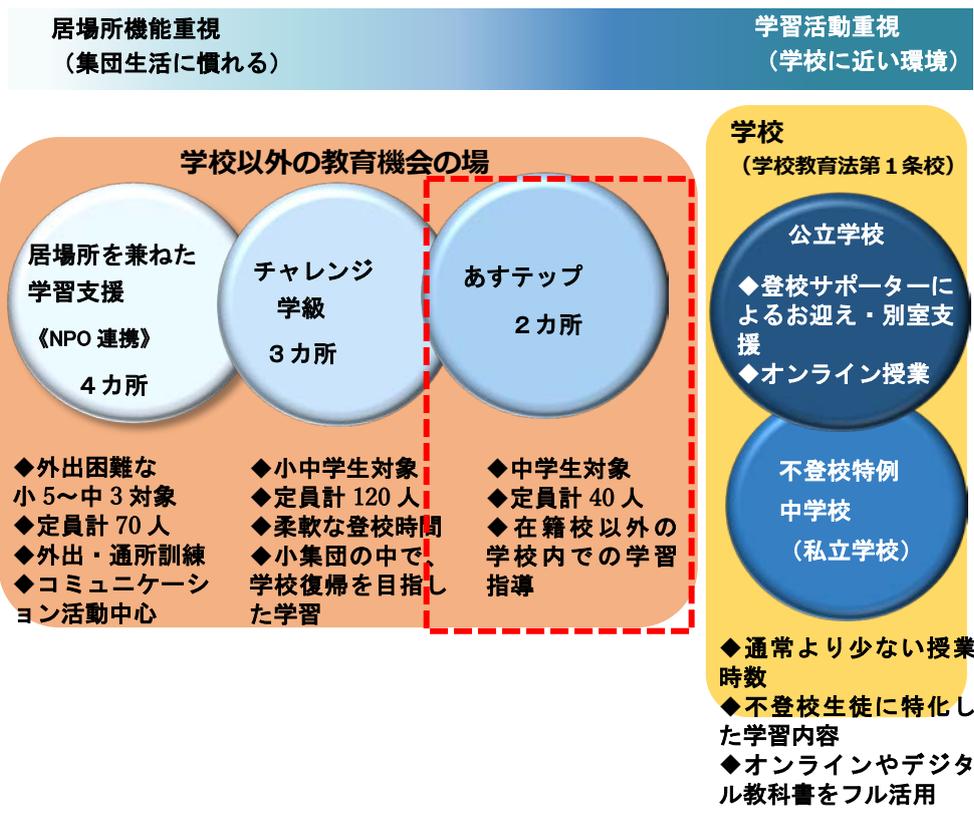
(イ) 入学希望者や保護者、区立学校関係者の不登校特例校へのイメージと実態のギャップの解消

(ウ) 入学や転校となるため、本人の適性を見極めや説明に時間を要する。

カ 私立不登校特例校の開設による影響

(ア) 多様な学習支援のニーズに応えられる

あすテップを公立特例校に移行するより、現行の在籍校に籍を残したまま学校に近い環境での学習活動の方が、私立特例校との差別化が図れ、支援の多様なニーズに応えることができると考える。



(イ) 連携による効果

私立不登校特例校との連携により、多様な民間のノウハウやICTを活用した学習支援方法を情報共有し、不登校施策に活かせることが期待される。

※ 連携方針案については令和4年12月文教委員会にて報告済み

	<p>4 文部科学省、東京都、学識経験者の意見</p> <p>会議では現行のあすテップの運営を評価する意見が多くあった。</p> <p>(1) 文部科学省</p> <p>足立区は多様な支援があり、それぞれの支援の位置付けがしっかりしている。現状のあすテップがうまく活用されており、自己肯定感が高まるような素晴らしい支援をしていると感じている。</p> <p>今の段階であすテップを、地域からまだ認知されていない特例校にすることは、メリットが少ないのではないかと。私立の特例校も設置されることとなり、そこへ繋ぐ役割を担わせ、特例校に行くまでのエネルギーを貯める場所としてあすテップを機能させ、特例校と連携ができると良いだろう。連携する中で、経過を経て公立特例校も必要となれば、その際にまた検討すると良いだろう。</p> <p>(2) 東京都</p> <p>不登校施策においては多様な支援が求められている。特例校の良さは、特別な教育課程を編成できる点であり、子どもの実態に合わせた授業の実施ができる。デメリットとして一番感じるのは、地域に1校しか設置できない場合もあり、「通うのが遠い」という点である。あすテップは2教室あることで、生徒が選べるのは良さの1つだろう。</p> <p>不登校特例校の良さもあり、あすテップやチャレンジ学級もそれぞれの良さもあり、子どもの実態に応じて学ぶことができるとともに、子どもの居場所となる環境があるのは良い取組だと感じる。</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>足立区はいろいろなタイプの不登校児に対して細かい対応が可能な体制が整っていると感じている。あすテップについては、うまくいっている現状をあえて変更する必要はないと思う。学校嫌悪の心性をもった不登校児の場合、校内設置型なので、不利な点があると思うが、既に十数人の通級者がいる現状を考えると、その問題はクリアされている。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>特例課程教室あすテップの今後の方針については、私立不登校特例校との具体的な連携内容等を踏まえて令和5年度中に決定する。</p> <p>あすテップの設置後3年間の検証会議は今年度で終了とするが、今後学識経験者などから、私立不登校特例校との連携や不登校対策全体について意見をいただき、取組内容をチェックしていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	こども支援センターげんき綾瀬教育相談係の一時移転の終了について
所 管 部 課 名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>令和4年度末に足立区勤労福祉会館大規模改修工事が完了することに伴い、以下のとおり綾瀬教育相談係（チャレンジ学級綾瀬教室を含む）を一時移転先（第6大室ビル及びこども支援センターげんき）から綾瀬プルミエ内に戻すことについて報告する。</p> <p>1 綾瀬教育相談係の住所・電話番号 〒120-0005 足立区綾瀬一丁目34番7-102号（綾瀬プルミエ内） 03-3838-3588</p> <p>2 業務開始年月日 令和5年4月1日（土）</p> <p>3 その他 チャレンジ学級は令和5年3月17日（金）に修了式を行うため、引越しは24日（金）を予定 また、教育相談業務については、こども支援センターげんき（西新井）で3月24日（金）まで業務を行い、引越しは26日（日）の予定</p>
問 題 点 今 後 の 方 針	教育相談の来所者に口頭で説明するとともに、あだち広報及び区ホームページにて周知する。また、校長会において報告する。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年1月12日

件 名	こども未来創造館の議案説明資料の内容の追加等について																					
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課																					
内 容	<p>令和4年第11回足立区教育委員会定例会の議案説明資料について、以下のとおり内容の追加等を行う。</p> <p>1 対象議案 第61号議案 足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について</p> <p>2 内容の追加等を行った箇所 以下の議案説明資料の下線部 令和4年第11回足立区教育委員会定例会 第61号議案説明資料</p> <p>2 選定内容 (5) 財務状況調査の結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;"><u>事業者名</u></th> <th style="width: 40%; text-align: center;"><u>結果</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>代表団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>ヤオキン商事株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>A「非常に良好である」</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>構成団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>株式会社協栄</u></td> <td style="text-align: center;"><u>A「非常に良好である」</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。</p> <p>(7) 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与 ア 平均勤続年数（臨時職員は除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;"><u>事業者名</u></th> <th style="width: 20%; text-align: center;"><u>平均勤続年数 (平成29年)</u></th> <th style="width: 40%; text-align: center;"><u>平均勤続年数 (令和4年)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>代表団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>ヤオキン商事 株式会社</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7年7か月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8年7か月</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>構成団体</u></td> <td style="text-align: center;"><u>株式会社協栄</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9年2か月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12年6か月</u></td> </tr> </tbody> </table>		<u>事業者名</u>	<u>結果</u>	<u>代表団体</u>	<u>ヤオキン商事株式会社</u>	<u>A「非常に良好である」</u>	<u>構成団体</u>	<u>株式会社協栄</u>	<u>A「非常に良好である」</u>		<u>事業者名</u>	<u>平均勤続年数 (平成29年)</u>	<u>平均勤続年数 (令和4年)</u>	<u>代表団体</u>	<u>ヤオキン商事 株式会社</u>	<u>7年7か月</u>	<u>8年7か月</u>	<u>構成団体</u>	<u>株式会社協栄</u>	<u>9年2か月</u>	<u>12年6か月</u>
	<u>事業者名</u>	<u>結果</u>																				
<u>代表団体</u>	<u>ヤオキン商事株式会社</u>	<u>A「非常に良好である」</u>																				
<u>構成団体</u>	<u>株式会社協栄</u>	<u>A「非常に良好である」</u>																				
	<u>事業者名</u>	<u>平均勤続年数 (平成29年)</u>	<u>平均勤続年数 (令和4年)</u>																			
<u>代表団体</u>	<u>ヤオキン商事 株式会社</u>	<u>7年7か月</u>	<u>8年7か月</u>																			
<u>構成団体</u>	<u>株式会社協栄</u>	<u>9年2か月</u>	<u>12年6か月</u>																			

イ 平均給与（月額）

	事業者名	平均給与 (平成29年)	平均給与 (令和4年)
代表 団体	ヤオキン商 事 株式会社	管理職 300,143円	管理職 423,000円
		常勤職員 219,482円	常勤職員 225,000円
		非常勤職員 96,672円	短時間労働者 1,094円 (時給)
構成 団体	株式会社協 栄	管理職 125,143円	管理職 526,094円
		常勤職員 93,316円	常勤職員 297,944円
		非常勤職員 87,213円	非常勤職員 95,216円
		短時間労働者 973円 (時給)	短時間労働者 1,096円 (時給)

※ 株式会社協栄の平成29年平均給与欄は基本給のみであり、諸手当は含まれていない。令和4年平均給与欄には基本給、諸手当及び賞与が含まれている。

※ 都最低賃金は1,072円（令和4年10月1日時点）、足立区公契約条例における令和4年度労働報酬下限額は1,094円

※ 上表における時給は事業者の全社分の金額であるが、ギャラクシティ分としては1,100円（ヤオキン商事）および1,115円（協栄）であり、都最低賃金、労働報酬下限額ともに基準を超えている。

(8) 指定管理料（参考見積り金額）

① 非精算 488,111,455円（税込）

② 要精算 84,955,440円（税込）

※ 光熱水費、小破修繕費

計 573,066,895円（税込）

今後の方針

議案は令和5年第1回区議会定例会に諮る。

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

件 名	足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 概要</p> <p>足立区ギャラクシティ指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり事業者を指定管理者の候補者として選定したので、令和 4 年第 4 回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p>なお、ギャラクシティは令和 7 年度から大規模改修を予定しており、次の指定期間は令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間となる。2 年間では初期投資や短期の人材確保が必要となる新規事業者の参入が困難であるため、公募によらず現指定管理者を候補者とするものの可否を判定するため、審査会を実施した。</p> <p>2 選定内容</p> <p>(1) 対象施設</p> <p>ア 名称 足立区こども未来創造館</p> <p>イ 所在地 足立区栗原一丁目 3 番 1 号</p> <p>(2) 指定期間</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から 7 年 3 月 3 1 日まで（2 年間）</p> <p>(3) 指定管理者の候補者（現在の指定管理者）</p> <p>ア 事業者名 みらい創造堂（代表団体 ヤオキン商事株式会社）</p> <p>イ 所在地 足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号</p> <p>(4) 候補者となった理由・ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCA を月単位で細かく回して業務改善を図るとともに、赤字であった財務状況が黒字化している。 ・ 地元企業と共催する「おしごとらんど」やこれまでに関係を築いてきた成田屋一門による「こども歌舞伎」など、これらのネットワークやノウハウを活用しようとしている。 ・ 企業としての財務状況も良好で多少のイレギュラーでも耐える基盤があると感じる。 <p>(5) 財務状況調査の結果</p> <p>A 「非常に良好である」</p> <p>(6) 選定審査会</p> <p>ア 開催日</p> <p>令和 4 年 8 月 3 1 日（水）</p> <p>イ 審査項目及び審査結果</p> <p>P 1 2 「ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表」参照</p>

	<p>ウ 委員構成 (計6名)</p> <table border="1" data-bbox="411 248 1423 725"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>氏 名</th> <th>役 職 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学識経験者 (有識者含む)</td> <td>【会長】 渡 辺 千 歳</td> <td>東京未来大学こども心理学部 教授</td> </tr> <tr> <td>酒 井 雅 男</td> <td>銀座ヒラソル法律事務所 弁護士</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区 民</td> <td>高 橋 佑 介</td> <td>足立区立小学校PTA連合会 元副会長</td> </tr> <tr> <td>四 宮 淳 司</td> <td>足立区少年団体連合協議会 副会長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">区職員</td> <td>松 野 美 幸</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>上遠野 葉 子</td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 労働条件審査等の結果 社会保険労務士4名による労働条件審査を実施し、合格となった。</p> <p>(7) 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与</p> <p>ア 平均勤続年数 10.54年 (臨時職員は除く)</p> <p>イ 平均給与 (月額) 常勤職員 244,000円 臨時職員 1,094円 (時給)</p> <p>(8) 指定管理料 (参考見積り金額)</p> <p>① 非精算 488,111,455円 (税込)</p> <p>② 要精算 84,955,440円 (税込)</p> <p>3 添付資料</p> <p>P12 「ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表」</p> <p>P13～14 「指定管理者の候補者の概要」</p> <p>P15～20 「事業計画及び収支計画の概要」</p>	種 別	氏 名	役 職 等	学識経験者 (有識者含む)	【会長】 渡 辺 千 歳	東京未来大学こども心理学部 教授	酒 井 雅 男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士	区 民	高 橋 佑 介	足立区立小学校PTA連合会 元副会長	四 宮 淳 司	足立区少年団体連合協議会 副会長	区職員	松 野 美 幸	総務部長	上遠野 葉 子	子ども家庭部長
種 別	氏 名	役 職 等																	
学識経験者 (有識者含む)	【会長】 渡 辺 千 歳	東京未来大学こども心理学部 教授																	
	酒 井 雅 男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士																	
区 民	高 橋 佑 介	足立区立小学校PTA連合会 元副会長																	
	四 宮 淳 司	足立区少年団体連合協議会 副会長																	
区職員	松 野 美 幸	総務部長																	
	上遠野 葉 子	子ども家庭部長																	
<p>今後の方針</p>	<p>令和4年第4回区議会定例会に諮る。</p>																		

件 名	小学生向け電子図書館体験キャンペーンの実施について									
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館									
内 容	<p>令和4年11月から中学生を対象に開始した「電子図書館体験キャンペーン(区制90周年関連事業)」について、次のとおり対象を拡大する。</p> <p>1 目的 子どもたちが一人1台配付のタブレットを活用し、電子図書館を利用することで書籍に触れる機会を提供する。</p> <p>2 新たに対象になる児童・生徒 現・区立小学校4年生から6年生の全児童(約15,000人。令和5年4月時点では小学校5・6年生、中学校1年生)。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(拡大前)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>中学校3年生</td></tr> <tr><td>中学校2年生</td></tr> <tr><td>中学校1年生</td></tr> </table> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p>(拡大後)</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>中学校3年生</td></tr> <tr><td>中学校2年生</td></tr> <tr><td>中学校1年生</td></tr> <tr><td>小学校6年生(4月から中学校1年生)</td></tr> <tr><td>小学校5年生(4月から小学校6年生)</td></tr> <tr><td>小学校4年生(4月から小学校5年生)</td></tr> </table> </div> </div> <p style="margin-left: 100px;">約15,000人</p> <p>3 実施概要</p> <p>(1) 実施方法 「あだち電子図書館」の利用に必要なIDと仮パスワードを配付する。</p> <p>(2) 体験期間 令和5年4月中旬から令和5年9月30日まで(予定) ※ 令和5年10月には図書館システムの改修が予定されており、すべての仮パスワードの有効期限が切れるため。</p> <p>(3) 電子書籍の同時視聴への対応 児童向けの「読み放題パック」(50冊分)を新規に購入して、紹介する。 ※ 中学生には中学生向けの「読み放題パック」(100冊分)を購入済み。</p> <p>(4) その他 ア 現在実施中の中学生と同様に、今回は特例として、区立図書館の利用登録がなくても電子図書館の利用を認める。 イ 体験キャンペーン終了後も電子図書館を引き続き利用したい場合は、改めて利用登録の手続きが必要となる。</p>	中学校3年生	中学校2年生	中学校1年生	中学校3年生	中学校2年生	中学校1年生	小学校6年生(4月から中学校1年生)	小学校5年生(4月から小学校6年生)	小学校4年生(4月から小学校5年生)
中学校3年生										
中学校2年生										
中学校1年生										
中学校3年生										
中学校2年生										
中学校1年生										
小学校6年生(4月から中学校1年生)										
小学校5年生(4月から小学校6年生)										
小学校4年生(4月から小学校5年生)										

4 体験から登録につなげる取組み

期間中に足立区立図書館の利用登録をした小学生に対して、区立図書館窓口でタッチペンを配付する。

配付数は既にキャンペーン実施中の中学生を含めて先着5,000名とする。

5 中学生向けキャンペーンの実績

- (1) 実施期間 11月8日(火)から12月7日(水)まで
- (2) 対象人数 13,748人(全区立中学生)
- (3) ログイン数(累計) 1,178件
- (4) 新規貸出冊数(累計) 589冊
- (5) 貸出回数上位タイトル

貸出回数	電子書籍名
6回	<ul style="list-style-type: none">・ うまくなる卓球 電子版 (学研プラス)・ るるぶ ONE PIECE (JTB パブリッシング)
4回	<ul style="list-style-type: none">・ チームふたり 電子版 (学研教育出版)・ とある魔術の禁書目録 SP (KADOKAWA)・ 兄が3人でできまして (講談社)
3回	<ul style="list-style-type: none">・ 中1数学が面白いほどわかる本 (KADOKAWA) ほか22冊

6 電子図書館体験キャンペーン全体の目標値

令和4年11月8日から令和5年9月30日までのキャンペーン期間中に、対象児童・生徒による貸出冊数10,000冊を目指す。

今後の方針

体験期間終了に伴う混乱を避けるため、各小学校には令和5年8月に改めて期間終了の周知を行う。

教育委員会情報連絡

令和5年1月12日

件名	令和4年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内容	<p>令和4年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体および受賞者を決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 国・東京都又はこれらに準ずる団体等が行う各種文化行事、競技大会等で優秀な成績を収め表彰されたものや、特に優れていると認められる善行を行った区内在住又は在学の小・中学生の努力と功績を称える。</p> <p>2 褒賞対象期間 令和3年12月1日から令和4年11月30日まで</p> <p>3 受賞団体数・受賞者数（R4.12.20現在） (1) 団体：34団体（346名） (2) 個人：293名 ※ 内訳はP96のとおり</p> <p>4 褒賞式 (1) 日時：令和5年2月25日（土）区長褒賞 26日（日）教育委員会褒賞 ※ 両日とも、午前の部が小学生、午後の部が中学生を対象とする（4部制を予定）。 ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更又は中止となる場合がある。</p> <p>(2) 会場：東京芸術センター「天空劇場」</p>
今後の方針	新型コロナウイルス感染症の対策を万全にしたうえで開催する。

令和4年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞内訳

【褒賞者数（審査結果）】 褒賞対象総数 639名

※ 区外の団体活動には褒賞しないが、当該団体に所属して優秀な成績を収めた区内小・中学生については、メダルを贈呈

1 区長褒賞

① 団体：17団体（156名）【令和3年度 25団体（234名）】

② 個人：124名 【令和3年度 142名】

	文化	スポーツ	善行
団体（小学生）	—	8団体（42名）	—
団体（中学生）	2団体（81名）	7団体（33名）	—
個人（小学生）	32名	44名（区外団体6名含む）	—
個人（中学生）	13名	35名（区外団体2名含む）	—

2 教育委員会褒賞

① 団体：17団体（190名）【令和3年度 15団体（231名）】

② 個人：169名 【令和3年度 198名】

	文化	スポーツ	善行
団体（小学生）	—	8団体（80名）	—
団体（中学生）	1団体（43名）	8団体（67名）	—
個人（小学生）	46名	64名（区外団体4名含む）	—
個人（中学生）	16名	43名（区外団体2名含む）	—

教育委員会情報連絡

令和5年1月12日

件名	令和5年度区立学校周年記念式典実施校・実施予定日について																																			
所管部課名	学校運営部学校支援課																																			
内容	<p>令和5年度の区立小・中学校における周年記念式典等の実施校および実施予定日は以下のとおり。</p> <p style="text-align: right;">小学校5校・中学校3校</p> <table border="1" data-bbox="378 680 1415 1597"> <thead> <tr> <th>実施予定日</th> <th>学校名</th> <th>周年数</th> <th>開校年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月11日(土)</td> <td>江南中学校</td> <td>70周年</td> <td>昭和28年4月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11月18日(土)</td> <td>舎人小学校</td> <td>130周年</td> <td>明治26年11月</td> </tr> <tr> <td>加賀中学校</td> <td>40周年</td> <td>昭和59年4月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11月25日(土)</td> <td>長門小学校</td> <td>60周年</td> <td>昭和39年4月</td> </tr> <tr> <td>千寿青葉中学校</td> <td>20周年</td> <td>平成15年4月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12月2日(土)</td> <td>梅島第一小学校</td> <td>90周年</td> <td>昭和8年4月</td> </tr> <tr> <td>栗島小学校</td> <td>70周年</td> <td>昭和29年4月</td> </tr> <tr> <td>12月9日(土)</td> <td>中島根小学校</td> <td>50周年</td> <td>昭和49年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東綾瀬中学校(60周年)は、新校舎が竣工する令和6年度に延期して実施する予定</p>			実施予定日	学校名	周年数	開校年月	11月11日(土)	江南中学校	70周年	昭和28年4月	11月18日(土)	舎人小学校	130周年	明治26年11月	加賀中学校	40周年	昭和59年4月	11月25日(土)	長門小学校	60周年	昭和39年4月	千寿青葉中学校	20周年	平成15年4月	12月2日(土)	梅島第一小学校	90周年	昭和8年4月	栗島小学校	70周年	昭和29年4月	12月9日(土)	中島根小学校	50周年	昭和49年4月
実施予定日	学校名	周年数	開校年月																																	
11月11日(土)	江南中学校	70周年	昭和28年4月																																	
11月18日(土)	舎人小学校	130周年	明治26年11月																																	
	加賀中学校	40周年	昭和59年4月																																	
11月25日(土)	長門小学校	60周年	昭和39年4月																																	
	千寿青葉中学校	20周年	平成15年4月																																	
12月2日(土)	梅島第一小学校	90周年	昭和8年4月																																	
	栗島小学校	70周年	昭和29年4月																																	
12月9日(土)	中島根小学校	50周年	昭和49年4月																																	
問題点 今後の方針	新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、式典等を実施していく。																																			

教育委員会情報連絡

令和5年1月12日

件名	おいしい給食フェアの開催結果について						
所管部課名	学校運営部学務課						
内容	<p>区制90周年事業「おいしい給食フェア」の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日 令和4年11月12日（土）、13日（日）10時から16時</p> <p>2 場所 アリオ西新井イベント広場</p> <p>3 来場者</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">12日（土）</td> <td>1,600人</td> </tr> <tr> <td>13日（日）</td> <td>1,850人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">3,450人</td> </tr> </table> <p>4 内容</p> <p>2日間限定の「足立区立アリオ学校」とし、給食室、給食の教室、保健室を設置し、会場を巡るクイズラリーなどを実施した。</p> <p>(1) 給食室 給食のおいしさの秘密や、天然だし、各学校の献立表、おいしい給食の取り組みなどを紹介するパネルや給食の今昔サンプルを展示 また、給食室で使用する回転釜をかき混ぜる体験を実施</p> <p>(2) 給食の教室 歴代の給食のサンプルの展示や小松菜生産者、おいしい給食指導員、給食パンの話などのミニ授業を実施</p> <p>(3) 保健室（こころとからだの健康づくり課） 野菜の推定摂取量や体組成、血圧、身長、体重などの測定を実施</p> <p>(4) コラボ企画 区制90周年記念の当事業を盛り上げるため、JAや包括連携協定を結ぶ企業との協創により、コラボ企画を実施した。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア JA東京スマイルあだち菜の郷 小松菜を中心とした野菜を販売</p> <p style="margin-left: 20px;">イ イトーヨーカドー (ア) 親子でイトーヨーカドーのバックヤードを巡る「ちびっこ職場体験ツアー」 (イ) 「クッキングサポート」で給食サラダのレシピ紹介</p>	12日（土）	1,600人	13日（日）	1,850人	計	3,450人
12日（土）	1,600人						
13日（日）	1,850人						
計	3,450人						

	<p>ウ セブン-イレブン (ア) ミニセブン-イレブンを出店し、区制 90 周年記念セブン-イレブン×足立区コラボ商品「えびクリームライス」「こまつナサラダ」を限定販売 (イ) 子どもがセブン-イレブンの制服を着て写真撮影できるコーナーを設置</p> <p>エ アリオ西新井 足立区特産の野菜のサンプルづくりワークショップ</p> <p>5 来場者アンケート結果等</p> <p>(1) 楽しかったコーナー（クイズラリー参加者アンケートより）上位3位 ① 給食室 49.9% ② なぞ解きクイズラリー 31.6% ③ 給食の教室 15.6%</p> <p>(2) 「給食の思い出」ひとこと付箋 306枚のひとことをいただいた。好きなメニューとしてカレーライス、揚げパンに関する書き込みが多かった。</p> <p>主なコメント</p> <p>ア 学校の給食のおかげで、野菜が好きになった イ 給食は学校生活の中で楽しい思い出の1つです！ ウ 給食をたのしみに学校へ行ってます エ 牛にゆうぎらいなのに、1年生になってきゅうしょくがはじまってすぐぜんぶのめるようになったこと！ オ 子どもの献立表をみると、知らない料理なんかもあってびっくりします。楽しくていいですね！ カ 年をとっている者には70年前給食は？コッペパン、粉乳、赤カブなど今では考えられないものばかり キ びん牛乳のふたが上手に開けられなかったのも今になると良い思い出…</p>
<p>今後の方針</p>	

教育委員会情報連絡

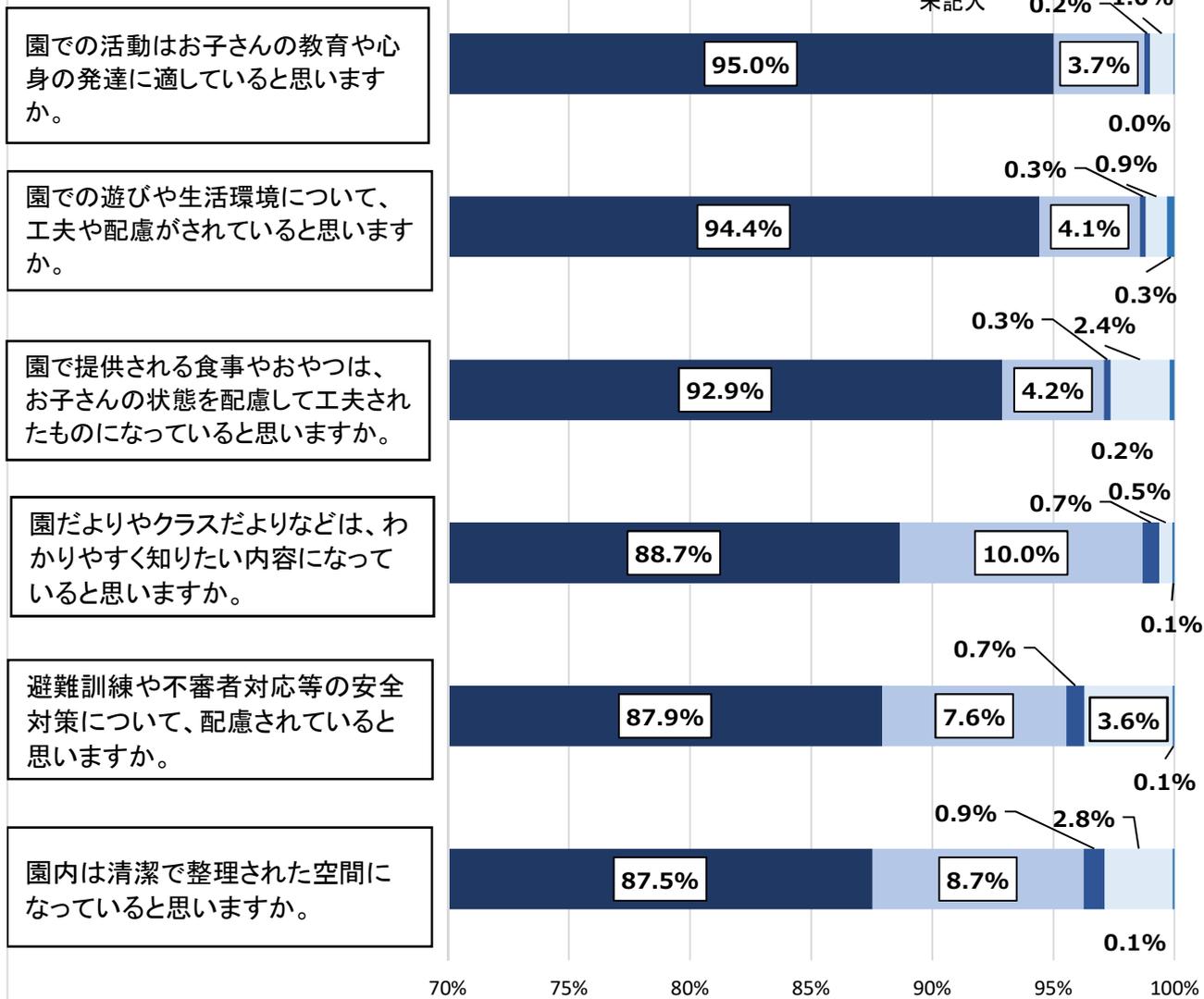
令和5年1月12日

件名	区立園における「園運営に関するアンケート」結果について																																				
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																																				
内 容	<p>区立保育園・こども園の「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について以下の通り報告する。</p> <p>1 実施概要 (1) 実施時期 令和4年10月上旬～中旬 (2) 調査対象 区立園22園（第三者評価実施の8園は除外） 在園児保護者1,948名</p> <p>2 結果概要（詳細はP102～105参照） (1) 回収率 90.5%（対前年度比－5.5ポイント） 回収率80%以下の園（保木間、本木東、東綾瀬） (2) 肯定的回答（全園平均） 選択肢（「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」「わからない」）のうち「そう思う」と回答した割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 15%;">全園平均</th> <th style="width: 15%;">前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保育内容</td> <td>活動が子どもの教育や心身の発達に適している</td> <td style="text-align: center;">95.0%</td> <td style="text-align: center;">▲0.7</td> </tr> <tr> <td>遊びや生活環境が工夫、配慮されている</td> <td style="text-align: center;">94.4%</td> <td style="text-align: center;">▲0.6</td> </tr> <tr> <td>食事やおやつが配慮され工夫されている</td> <td style="text-align: center;">92.9%</td> <td style="text-align: center;">▲0.6</td> </tr> <tr> <td>園だよりなどがわかりやすい</td> <td style="text-align: center;">88.7%</td> <td style="text-align: center;">▲3.4</td> </tr> <tr> <td>安全対策に配慮されている</td> <td style="text-align: center;">87.9%</td> <td style="text-align: center;">▲1.7</td> </tr> <tr> <td>園内が清潔で整理されている</td> <td style="text-align: center;">87.5%</td> <td style="text-align: center;">+0.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保育者のかかわり</td> <td>子どもの発達や特性、気持ちを大切にしている</td> <td style="text-align: center;">94.7%</td> <td style="text-align: center;">▲0.2</td> </tr> <tr> <td>園での様子などをわかりやすく知らせている</td> <td style="text-align: center;">90.4%</td> <td style="text-align: center;">▲0.4</td> </tr> <tr> <td>言葉遣いや態度、身だしなみなどが適切である</td> <td style="text-align: center;">94.9%</td> <td style="text-align: center;">▲1.0</td> </tr> <tr> <td>職員と話したり相談したりしやすい</td> <td style="text-align: center;">88.0%</td> <td style="text-align: center;">▲1.2</td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	全園平均	前年度比	保育内容	活動が子どもの教育や心身の発達に適している	95.0%	▲0.7	遊びや生活環境が工夫、配慮されている	94.4%	▲0.6	食事やおやつが配慮され工夫されている	92.9%	▲0.6	園だよりなどがわかりやすい	88.7%	▲3.4	安全対策に配慮されている	87.9%	▲1.7	園内が清潔で整理されている	87.5%	+0.2	保育者のかかわり	子どもの発達や特性、気持ちを大切にしている	94.7%	▲0.2	園での様子などをわかりやすく知らせている	90.4%	▲0.4	言葉遣いや態度、身だしなみなどが適切である	94.9%	▲1.0	職員と話したり相談したりしやすい	88.0%	▲1.2
分類	項目	全園平均	前年度比																																		
保育内容	活動が子どもの教育や心身の発達に適している	95.0%	▲0.7																																		
	遊びや生活環境が工夫、配慮されている	94.4%	▲0.6																																		
	食事やおやつが配慮され工夫されている	92.9%	▲0.6																																		
	園だよりなどがわかりやすい	88.7%	▲3.4																																		
	安全対策に配慮されている	87.9%	▲1.7																																		
	園内が清潔で整理されている	87.5%	+0.2																																		
保育者のかかわり	子どもの発達や特性、気持ちを大切にしている	94.7%	▲0.2																																		
	園での様子などをわかりやすく知らせている	90.4%	▲0.4																																		
	言葉遣いや態度、身だしなみなどが適切である	94.9%	▲1.0																																		
	職員と話したり相談したりしやすい	88.0%	▲1.2																																		

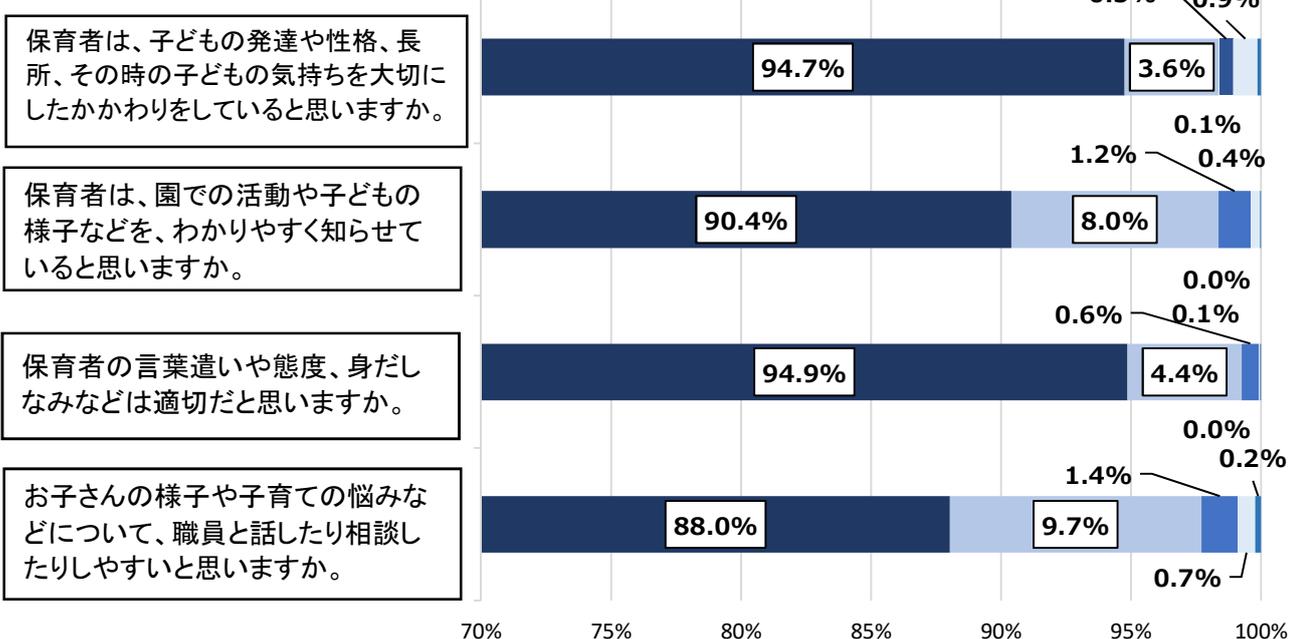
	<p>(3) 全体結果</p> <p><u>「そう思う」と回答した保護者の割合の全園平均は、すべての項目で85%を超えた。</u>しかし、1項目を除き昨年度より低い評価となった。園だよりなどのわかりやすさが特に低い。今年度からコードモンでの配信が全園実施されたが、園によって視覚化の差や、紙での配布も望む声が多い。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>アンケート結果を区立園長会で共有し、改善に向けて各園の指導・支援を行っていく。</p>

園運営アンケート結果(保育内容)

■ そう思う ■ どちらともいえない ■ そう思わない ■ わからない ■ その他未記入

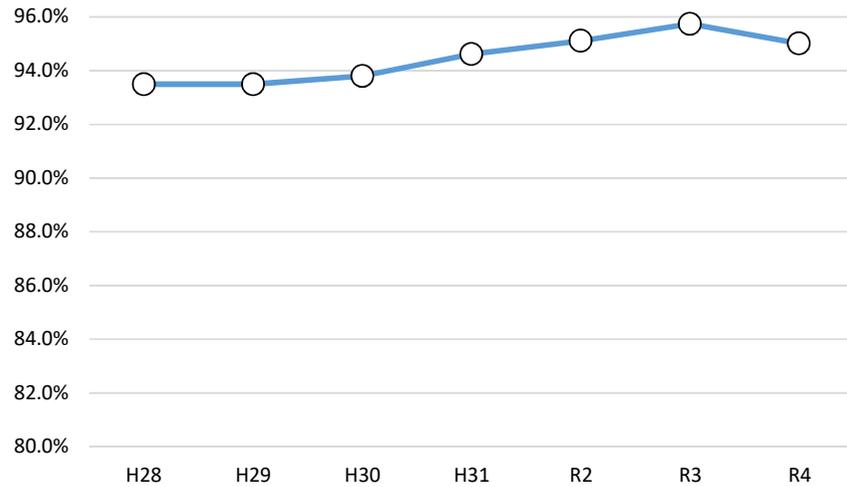


園運営アンケート結果(保育者のかかわり)

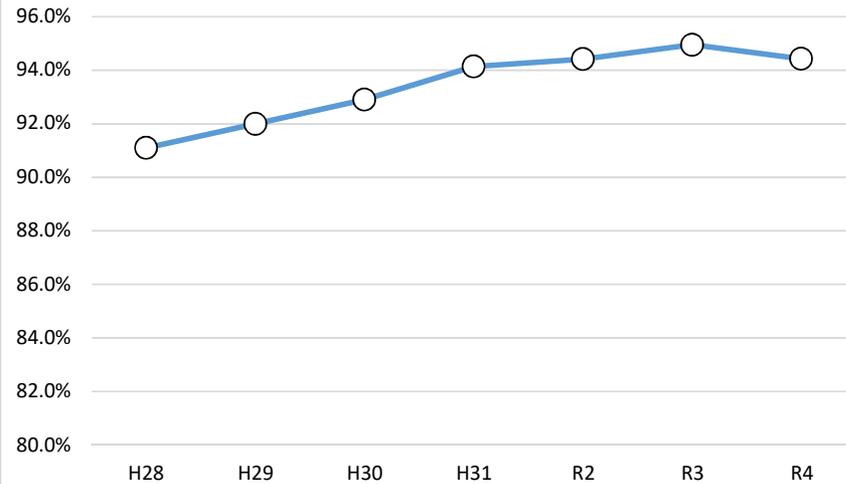


【「そう思う」と回答した保護者の割合の経年変化】

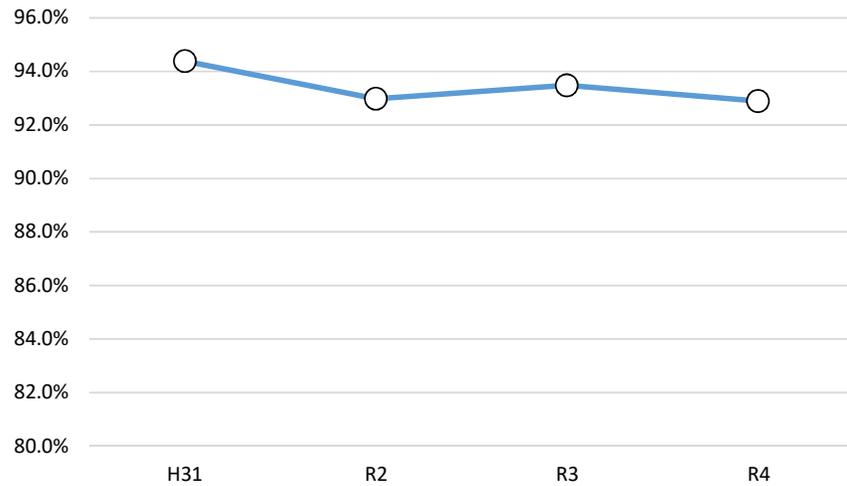
【項目1】 園での活動はお子さんの教育や心身の発達に適していると思いますか。



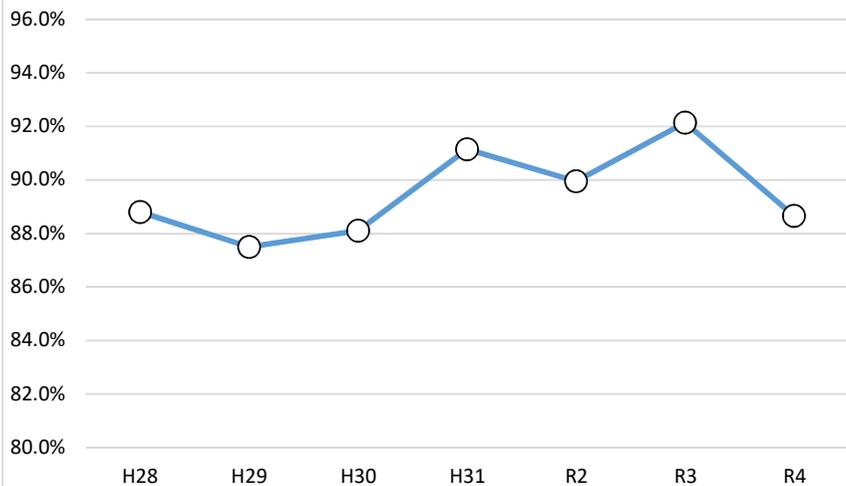
【項目2】 園での遊びや生活環境について、工夫や配慮がされていると思いますか。



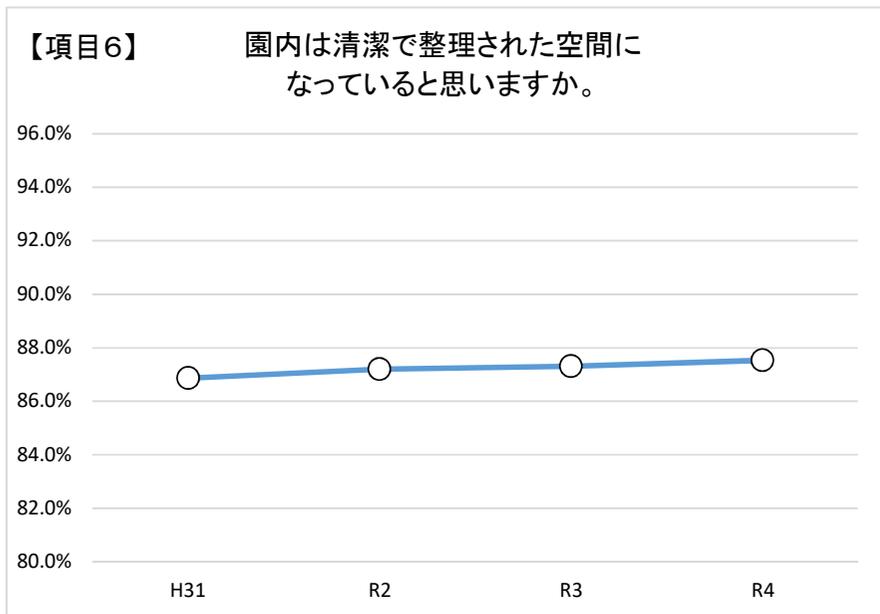
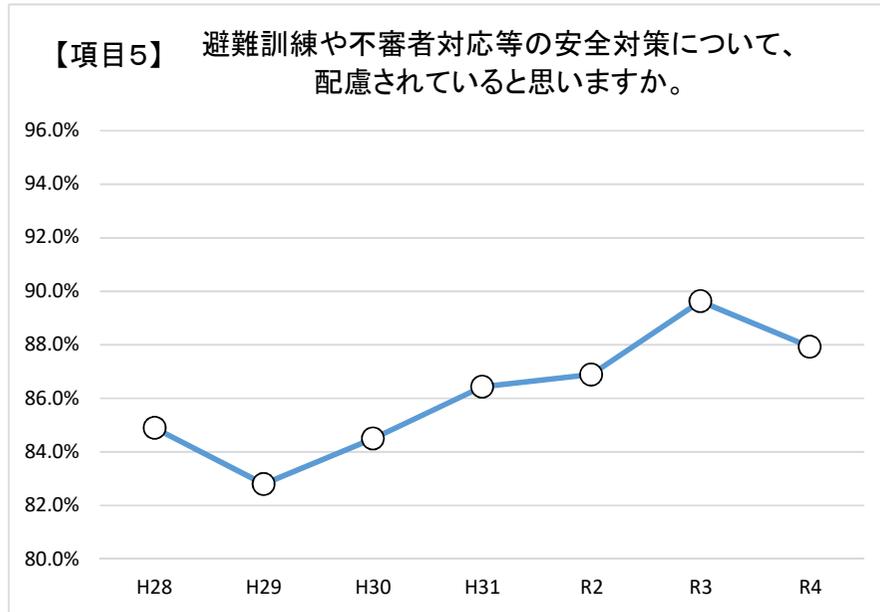
【項目3】 園で提供される食事やおやつは、お子さんの状態を配慮して工夫されたものになっていると思いますか。



【項目4】 園だよりやクラスだよりなどは、わかりやすく知りたい内容になっていると思いますか。

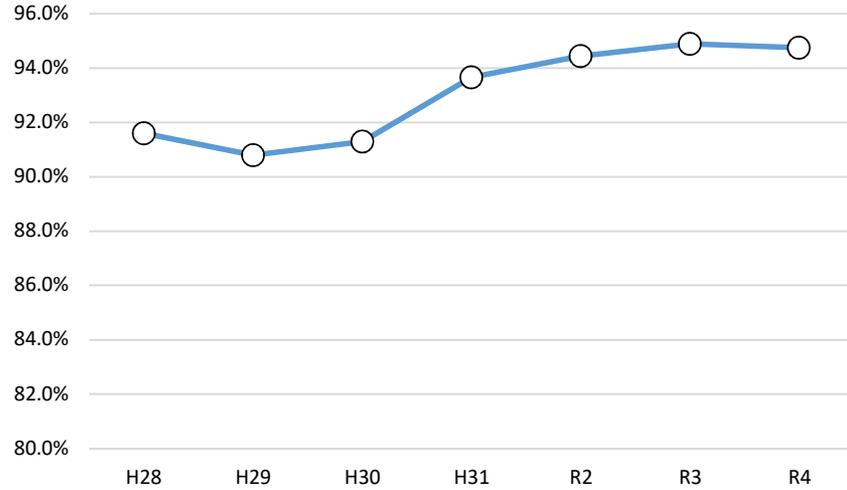


【「そう思う」と回答した保護者の割合の経年変化】

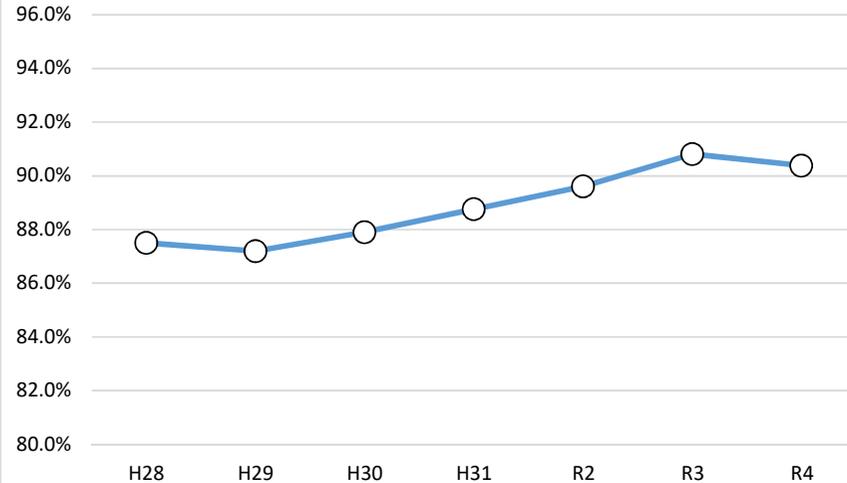


【「そう思う」と回答した保護者の割合の経年変化】

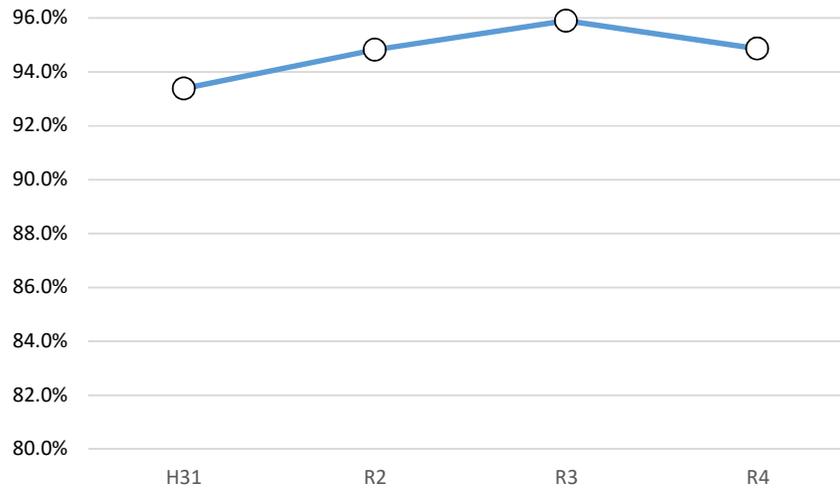
【項目7】 保育者は、子どもの発達や性格、長所、その時の子どもの気持ちを大切にされたかわりを感じていますか。



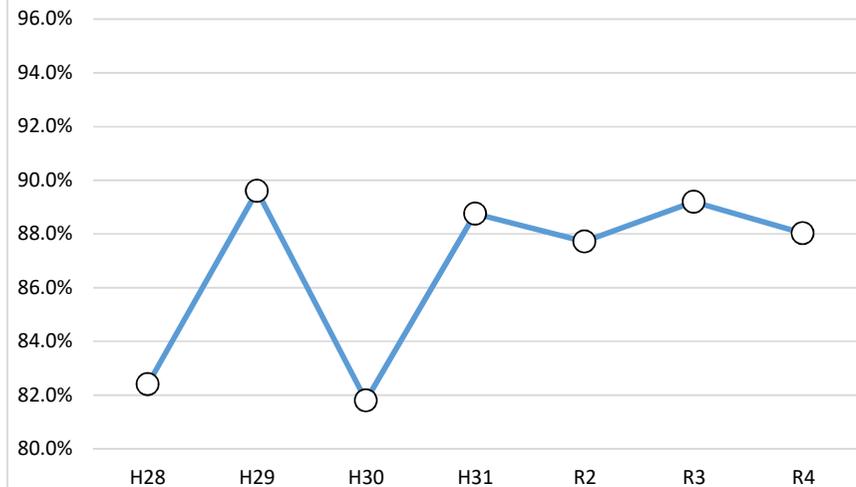
【項目8】 保育者は、園での活動や子どもの様子などを、わかりやすく知らせていると思いますか。



【項目9】 保育者の言葉遣いや態度、身だしなみなどは適切だと思いますか。



【項目10】 お子さんの様子や子育ての悩みなどについて、職員と話したり相談したりしやすいと思いますか。



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年1月12日

件 名	「令和4年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	<p>区内私立保育施設等の人材確保・定着を支援するため、「令和4年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」をハローワーク足立と共催で実施した。</p> <p>1 開催日時 令和4年10月4日（火） 午前の部：10時30分～正午／午後の部：13時～14時30分</p> <p>2 場所 東京芸術センター天空劇場</p> <p>3 内容 保育事業者が個別ブースを出展し、求職者の面接や相談に応じた。</p> <p>4 参加事業者数 午前の部：9社／午後の部：6社（3社欠席）</p> <p>5 実施結果 (1) 来場者： 23名 (2) 面接数： 34名（延べ人数） (3) 採用者数： 6名</p>
今後の方針	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、2年振りの開催となったが、保育人材の確保・定着のため、企画内容等をハローワーク足立と検討し、来年度以降も継続して開催していく。</p>

教育委員会情報連絡

令和5年1月12日

件名	令和5年「二十歳の集い」の実施結果について																																												
所管部課名	子ども家庭部青少年課																																												
内容	<p>令和5年1月9日（月・祝）、東京武道館における会場開催及び「動画de あだち」によるライブ配信を実施した。</p> <p>1 実施時間 (1) 午前の部 11時00分～11時45分 (2) 午後の部 14時00分～14時45分</p> <p>2 対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方</p> <p>3 実施内容（午前・午後の部とも同一） (1) 式典 (2) アトラクション (足立シティオーケストラによるオーケストラ演奏)</p> <p>4 参加者記念品（席上配布） (1) 記念誌 (2) オリジナル柄のトートバッグ</p> <p>5 当日参加者数及びライブ動画視聴数の経年推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開催年</th> <th rowspan="2">直近の対象者 (人)</th> <th colspan="2">当日参加者 (人)</th> <th colspan="2">ライブ動画視聴数</th> </tr> <tr> <th>総数 【参加率】</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>最大同時視聴 (人)</th> <th>再生数 (回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>6,521</td> <td>3,399 【52.12%】</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>782</td> <td>7,172</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R4</td> <td rowspan="2">6,247</td> <td rowspan="2">3,156 【50.52%】</td> <td>午前</td> <td>1,633</td> <td>421</td> <td>2,268</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,523</td> <td>327</td> <td>2,053</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R5</td> <td rowspan="2">6,224</td> <td rowspan="2">2,924 【46.97%】</td> <td>午前</td> <td>1,564</td> <td>331</td> <td>1,239</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,360</td> <td>254</td> <td>897</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R3は会場開催中止のため、「記念品郵送数」を参加者数とした。</p> <p>6 WEB抽選会 「二十歳の集い」参加申込者を対象とした抽選会を1月中に実施し、当選者には別途通知する。</p>					開催年	直近の対象者 (人)	当日参加者 (人)		ライブ動画視聴数		総数 【参加率】	内訳		最大同時視聴 (人)	再生数 (回)	R3	6,521	3,399 【52.12%】	/		782	7,172	R4	6,247	3,156 【50.52%】	午前	1,633	421	2,268	午後	1,523	327	2,053	R5	6,224	2,924 【46.97%】	午前	1,564	331	1,239	午後	1,360	254	897
開催年	直近の対象者 (人)	当日参加者 (人)		ライブ動画視聴数																																									
		総数 【参加率】	内訳		最大同時視聴 (人)	再生数 (回)																																							
R3	6,521	3,399 【52.12%】	/		782	7,172																																							
R4	6,247	3,156 【50.52%】	午前	1,633	421	2,268																																							
			午後	1,523	327	2,053																																							
R5	6,224	2,924 【46.97%】	午前	1,564	331	1,239																																							
			午後	1,360	254	897																																							
今後の方針																																													

事業実施報告（12月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	4日（日）11日（日） 18日（日）25日（日）	新田地域学習センター他	計25人
科学体験講座	10日（土）	ギャラクシティ	6人
	11日（日）		9人
	25日（日）		9人
あだち日曜教室	11日（日）	ギャラクシティ	21人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ（小5対象）	17日（土）～18日（日）	鋸南自然の家	50人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	18日（日）	竹の塚地域学習センター	25人
二十歳の集い実行委員会	15日（木）	本庁舎会議室	15人

事業実施予定（1月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	8日（日）15日（日） 22日（日）29日（日）	新田地域学習センター他	計10人
科学体験講座	15日（日）	ギャラクシティ	10人
	21日（土）		10人
キャリア教育講座	21日（土）	ギャラクシティ	20人
ときめき！未来教室	21日（土）	帝京科学大学	20人
体験！1日大学生	21日（土）	帝京科学大学	50人
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	30人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	15日（日）	梅田地域学習センター	35人
あだち子ども将棋大会	21日（土）	千寿本町小学校	123人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後研修会・報告会 （小5対象）	29日（日）	こども支援センターげんき	52人

教育委員会情報連絡

令和5年1月12日

件名	「不登校の子をもつ保護者のための交流会第2回目」の実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内容	<p>1 日時・会場 令和4年11月26日（土）10時00分～12時00分 こども支援センターげんき</p> <p>2 参加人数 8人（事前申込22人）</p> <p>3 内容 （1）子が不登校を経験した保護者からその後の進路の話など体験談を伺った。 （2）参加者全員で意見交換</p> <p>4 参加者の感想(アンケートより) ア 色々な方の話がきけて良かった。昼夜逆転が悪いことだと思っていたので、ちゃんと睡眠がとれていれば大丈夫という言葉に救われた。 イ 皆さんの話を聞いて良かった。自分と同じ悩みをもった方もいたので、自分だけではないと心強く思った。 ウ お天気のせいかな第1回目に比べ参加人数が少なく、はじめは残念な気持ちだったが、終わってみると少人数で密に話せて良かった。 エ 今後も参加を希望したいと思っている。次回の企画をお待ちする。</p>
今後の方針	参加者の意見や第1回目の実施結果を踏まえ、次回以降の開催内容等に反映させていく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年1月12日

件 名	足立区勤労福祉会館大規模改修工事に伴う図書受渡窓口の変更について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内 容	<p>令和4年度末に足立区勤労福祉会館大規模改修工事が完了することに伴い、図書受渡窓口及びブックポストについて次のとおり変更する。</p> <p>1 設置場所</p> <p>(1) 変更前 足立区綾瀬四丁目10番6号 第6大室ビル1階</p> <p>(2) 変更後 足立区綾瀬一丁目34番7-102号 綾瀬ブルミエ1階</p> <p>2 変更日 令和5年4月1日（土）</p> <p>3 その他 図書受渡窓口の営業時間、休館日、管理運営方法については、以下のとおり従来のままとする。</p> <p>(1) 営業時間 午前9時から午後8時まで</p> <p>(2) 休館日 毎月月末（土日祝日の場合は直前の平日）、年末年始、勤労福祉会館休館日</p> <p>(3) 管理運営 現在の受託事業者が引き続き管理運営を行う。</p>
今後の方針	あだち広報、区ホームページ、ポスター等により、区民や利用者への周知を行っていく。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(12月)

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室安全管理講習会 講師:(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	12/2(金) 10:00~11:30	新田地域学習センター	29人
	12/8(木) 14:00~15:30	東和地域学習センター	9人
	12/14(水) 10:00~11:30	鹿浜いきいき館	19人
小学校アウトリーチコンサート <ヴァイオリン、ピアノ> 出演者:磯 絵里子氏(ヴァイオリン) 白石 光隆氏(ピアノ) <マリンバ、ピアノ> 出演者:塚越 慎子氏(マリンバ) 武本 和大氏(ピアノ)	12/2(金)	舎人第一小学校	1年生 1クラス ごと実施
	12/8(木)	弘道小学校	
	12/9(金)	扇小学校	
	12/6(火)	寺地小学校	
	12/7(水)	東伊興小学校	
あだち放課後子ども教室体験プログラム 公社デモンストレーション「モルック」	12/7(水)	舎人第一小学校	50人
	12/9(金)、13(火)	足立小学校	40人
	12/16(金)	東綾瀬小学校	25人
運動あそびと体力向上トレーニング(子どもの運動あそび) 講師:篠原 俊明氏(共栄大学講師)	12/11(日) 13:00~17:00	生涯学習センター	14人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 団体連携「スポーツスタッキング」 講師:楡井 忠夫氏(U&Uクラブ)	12/12(月)、13(火)	新田小学校	22人
読み語りキャラバン in ギャラクシティ 出演:「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	12/15(木) 15:30~16:00	ギャラクシティ	33人
足立ジュニア吹奏楽団 セブン&アイ・クリエイトリンク「XmasリモートLIVE」 派遣演奏	12/24(土) 15:00~16:30	アリオ西新井	400人
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会 「子どもとの接し方」(11/4(金)実施) 動画配信中			

事業実施予定(1月)

事業名	日時	会場	予定人数
子どもの未来応援コンサート 対象:小・中学生(保護者同伴) 出演:Quatuor B(クワチュール・バー/サクソフォン四重奏) 協力:大和証券株式会社	1/7(土) 11:00~12:00	生涯学習センター	120人
運動機能向上のためのトレーニング(後期高齢者の運動指導) 講師:村上 憲治氏(帝京科学大学教授) 田中 秋乃氏(健康運動指導士)	1/14(土) 13:00~17:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室安全管理講習会 講師:(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	1/17(火) 1/31(火) 各 10:00~11:30	生涯学習センター 竹の塚地域学習センター	各 50人
コンサート in ミュージアムPR動画の作成、配信 石洞美術館(施設撮影)	1/23(月)	石洞美術館	-
あだち放課後子ども教室運営委員会	1/24(火) 14:00~15:30	生涯学習センター	100人
おりがみ交流会Ⅱ	1/25(水) 10:00~12:00	生涯学習センター	70人